

協議(4)

令和6年(2024年)12月26日
こども政策課

(仮称) 熊本市こども計画2025

～ こどもが輝き、若者が希望を抱くまちの実現に向けて ～

【素案】

熊本市

I 計画総論

第1章	はじめに	8
1	策定の背景及び趣旨	8
2	計画の位置づけ・他計画との関係	9
3	計画の対象	11
4	計画期間	11
第2章	こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況	12
1	国の動き	12
2	少子化の進行	13
3	各種調査や市民意見等から見てきた現状と課題	16
第3章	計画の基本的な考え方	30
1	めざす姿	30
2	こども施策の基本的な考え方	31
第4章	こども施策の展開	32
1	施策体系	32
2	計画期間中の重点取組	34
3	施策	35
4	成果指標	38
第5章	こども・子育て支援事業計画	39
1	こども・子育て支援事業計画とは	39
2	対象事業	39
3	提供区域の設定	40
4	量の見込み・確保の方策の設定	40
5	事業の実施・見直し	40
第6章	計画の推進	41

Ⅱ 計画各論

《こども施策》

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援 43

基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組 43

- 1 こどもの悩みへの対応
- 2 こどもの権利に関する理解促進
- 3 いのちを大切にする教育
- 4 こどもの意見表明

基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援 48

- 1 結婚を希望する方への支援
- 2 仕事と家庭の両立支援

基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援 50

- 1 妊娠・不妊治療等に関する支援
- 2 母子の健康保持・増進

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実 54

- 1 待機児童の解消、保留児童対策
- 2 保育サービスの充実
- 3 保育所等の適切な運営推進
- 4 児童育成クラブ運営の充実

基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減 58

- 1 子育て世代への経済的負担の軽減

基本方針6 地域主体の子育て支援 60

- 1 地域子育て支援拠点における子育て支援
- 2 地域との連携による子育て支援

1 施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援・・・・・・・・・・63

3 基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援・・・・・・・・63

- 4 1 児童虐待防止対策の強化
- 5 2 ヤングケアラーへの支援
- 6 3 社会的養護を必要とするこども・若者支援
- 7 4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実
- 8 5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援
- 9 6 課題を抱えるこどもの孤立防止
- 10 7 在住外国人のこどもの支援

12 基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進・・・・・・・・・・71

- 13 1 ひとり親家庭への就業支援
- 14 2 ひとり親家庭への経済的支援
- 15 3 ひとり親家庭への子育て・生活支援
- 16 4 ひとり親家庭への学習支援
- 17 5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

20 基本方針3 こどもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・75

- 21 1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援
- 22 2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

25 施策3 こどもを主体とした教育の推進・・・・・・・・・・77

27 基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進・・・・・・・・・・77

- 28 1 質の高い教育の推進

30 基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進・・・・・・・・・・80

- 31 1 特別支援教育の推進
- 32 2 いじめや長期欠席(不登校等)への対応
- 33 3 体罰・暴言等の根絶

35 基本方針3 最適な教育環境の整備・・・・・・・・・・84

- 36 1 地域や家庭と連携した教育環境の整備
- 37 2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化
- 38 3 学校のバリアフリー化・デジタル化

1 **基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり** 87

2 1 多様な学びや体験機会の提供

5 **施策4 まちを支える人材の確保・育成** 90

7 **基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備** 90

8 1 多様な働き方ができる労働環境の整備

9 2 高度な技術等を有した人材のマッチング

11 **基本方針2 人材の定着と移住の促進** 93

12 1 人材の定着促進

13 2 移住促進

16 **施策5 こども・子育て視点での環境整備** 97

18 **基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備** 97

19 1 安全・安心で快適な環境整備

20 2 こども・子育てイベント等の開催

21 3 こども・若者の居場所づくり

23 **基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備** 102

24 1 地域防犯対策

25 2 防災教育

26 3 交通安全対策

27 4 感染症対策

28 5 医療提供体制の充実

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 0
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 0
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 0
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

資料編

31
32
33
34
35
36
37
38

35
36
37
38

I 計画総論

第1章 はじめに

1 策定の背景及び趣旨

熊本市では、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく行動計画として、平成27年（2015年）に「熊本市子ども輝き未来プラン2015」を、令和2年（2020年）には「熊本市子ども輝き未来プラン2020」を策定し、「子どもが輝くまち くまもと」の実現に向けて、3つの基本目標「①すべての子どもの健やかな成長を支える支援」「②安心して子どもを産み育てられる環境づくり」「③子育てしやすい地域社会の構築」に沿った施策を推進してきました。熊本市子ども輝き未来プランは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しており、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制整備も同時に行ってきました。

さらに、平成31年（2019年）には、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどを目的に「熊本市子ども輝き未来プラン」を補足する個別の実施計画として、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「熊本市子どもの未来応援アクションプラン」を策定し、こどもの貧困対策を推進してきました。

このような中、我が国では、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、未婚化、晩婚化など複雑化した要因により、少子化が急速に進行し、また、児童虐待やいじめ、権利侵害、貧困、ヤングケアラー※などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化している状況に対応していくため、令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁が創設されるとともに、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したこども基本法が施行されました。

熊本市においても、全国的な傾向と同様の問題を抱えており、結婚の希望を叶えるための支援のほか、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産・子育てができる環境の整備を進めるとともに、こどもの権利を保障し、最善の利益を確保していく必要があります。

そこで、こどもや若者、子育て当事者のニーズに即したこども施策を総合的・計画的に推進していくため、令和5年（2023年）4月1日にこども局を創設するとともに、今回、「熊本市子ども輝き未来プラン」、「熊本市子ども・子育て支援事業計画」及び「熊本市子どもの未来応援アクションプラン」等を包含した「熊本市こども計画2025」を新たに策定することとしました。

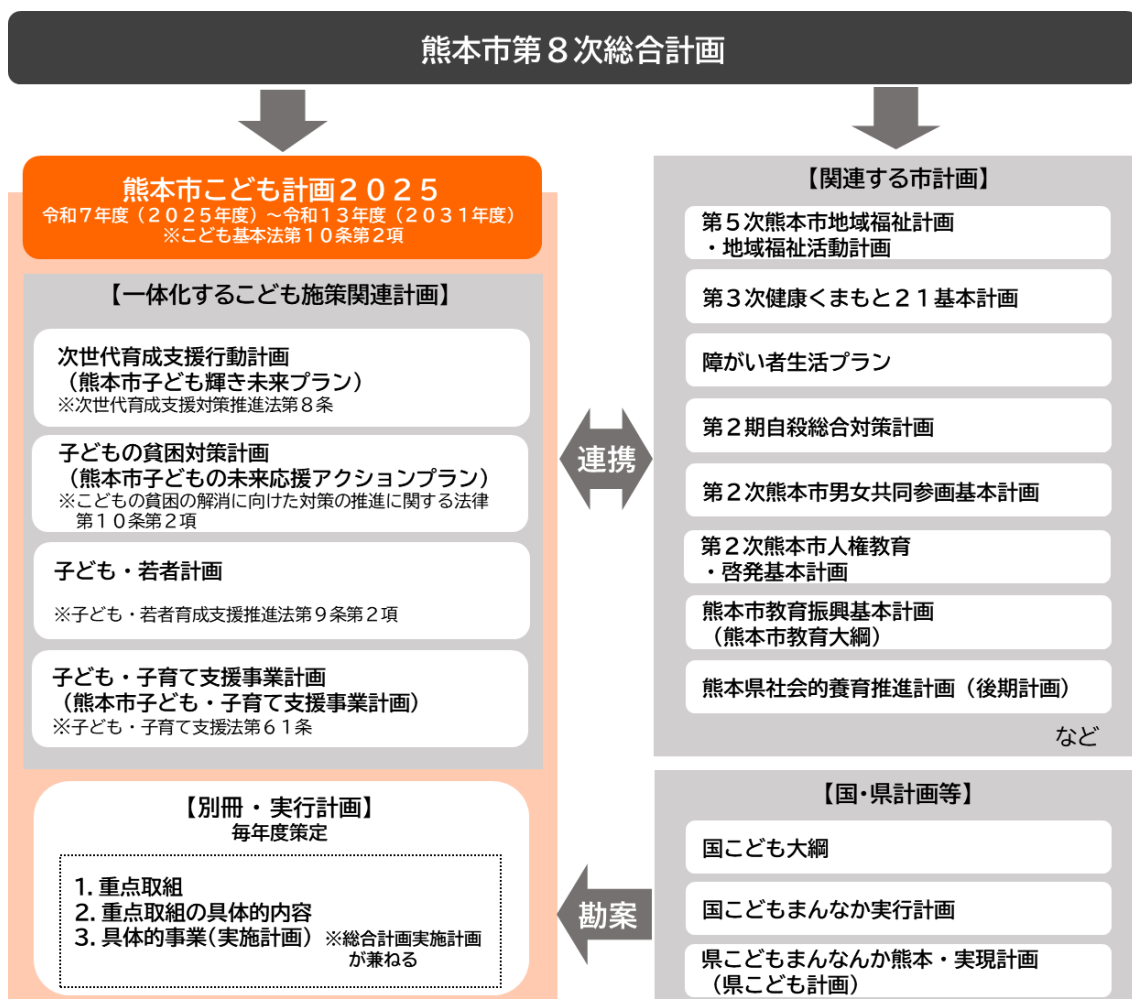
※ ヤングケアラー…家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

本計画は、市政運営の最上位計画である熊本市第8次総合計画（以下「総合計画」という。）のこども施策に関する個別計画及びこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する子ども・若者計画及び子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定します。

計画の構成は、今後7年程度を見据えた熊本市におけるこども施策の基本的な方針等を定める計画本編と、これに基づき計画期間中の重点取組や当該年度の具体的な事業を中心にとりまとめた実行計画の二部構成とします。なお、実行計画のうち、具体的な事業をとりまとめた実施計画については、総合計画の実施計画が兼ねています。

また、策定にあたっては、国のこども大綱及び県のこどもまんなか熊本・実現計画（以下「県こども計画」という。）等を勘案するとともに、実施にあたっては、市関連計画と連携を図りながら進めていきます。



(1) 一体化するこども施策関連計画

①次世代育成支援行動計画

根拠法：次世代育成支援対策推進法第8条

概要：地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画

②子どもの貧困対策計画

根拠法：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

概要：当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

③子ども・若者計画

根拠法：子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

概要：当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画

④子ども・子育て支援事業計画

根拠法：子ども・子育て支援法第61条

概要：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

(2) SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、すべての国々が2030年までの間に達成すべき17のゴールからなる開発目標です。

本計画においてもSDGsの理念や目標等を踏まえ、取組を推進することとしており、主にゴール1・2・3・4・5・8・10・16・17に関連します。



3 計画の対象

こどもや若者、子育て当事者をはじめ、これらを取り巻く地域社会や団体など、様々な主体を対象とします。

※本計画では、「こども」は概ね18歳未満の者、「若者」は概ね18歳～30歳未満（場合によっては40歳未満も含む）の者としませんが、法令等において対象者の年齢が定められているものを除き、こども基本法の「こども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、年齢で必要なサポートがとぎれないよう柔軟に対応します。また、「子育て当事者」は、父親、母親、祖父母など、こどもや若者を育てている者としします。

4 計画期間

計画期間は、総合計画と整合を図り、令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）とします。

ただし、こども・子育て支援事業計画の各事業の具体的な量の見込み及び確保の方策については、本計画の別冊としてまとめ、法定の5年を1期として実施・見直しを行うとともに、本計画においてもこども大綱の見直しや総合計画の中間見直しに合わせ、必要な見直しを行います。また、実行計画については、総合計画アクションプラン、国のこどもまんなか実行計画、県こども計画の見直しに応じて、毎年度見直しを行います。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
こども大綱 ※令和5年(2023年)12月策定	→						
				見直し (見込み)			
総合計画 ※令和6年(2024年)3月策定	第8次 →						
			中間 見直し				計画 改定
こども計画 【計画期間：7年間】	2025 →						
			中間見直し				計画 改定
■別冊 こども・子育て支援事業計画 【計画計画：5年間】	第3期 →					第4期	
■別冊 実行計画 【毎年度策定】	2025 →	2026 →	2027 →	2028 →	2029 →	2030 →	2031 →

第2章 こどもや若者、子育て当事者を取り巻く状況

1 国の動き

(1) こども家庭庁の発足

我が国では、近年の少子化や核家族化、デジタル技術の進展などにより、こどもたちの生活環境が大きく変化してきています。また、児童虐待、いじめなど、こどもを取り巻く社会問題も深刻化しています。これらの問題に対処するため、内閣府や文部科学省、厚生労働省等複数の省庁にまたがり実施されていたこどもに関する政策や支援の一元化と強化を目指し、令和5年(2023年)4月にこども家庭庁が発足しました。

(2) こども基本法の成立

令和5年(2023年)4月にこども基本法が施行されました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約※の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。同法によって、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

(3) こども大綱の閣議決定

令和5年(2023年)12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。同大綱では6つの基本方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が示されました。

(4) こどもまんなか実行計画決定

令和6年(2024年)5月、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が出され、こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策などの項目が提示されました。

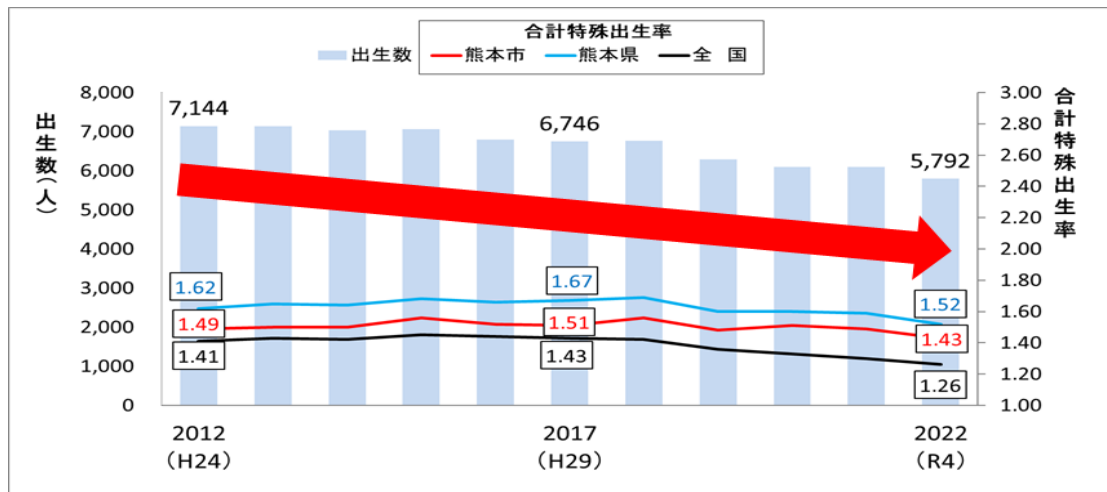
※ 児童の権利に関する条約…こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のことをいう。18歳未満の児童を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。

2 少子化の進行

■出生数と合計特殊出生率

出生数については、令和4年度（2022年度）は5,792人であり、平成24年度（2012年度）の7,144人から約1,400人減少しています。

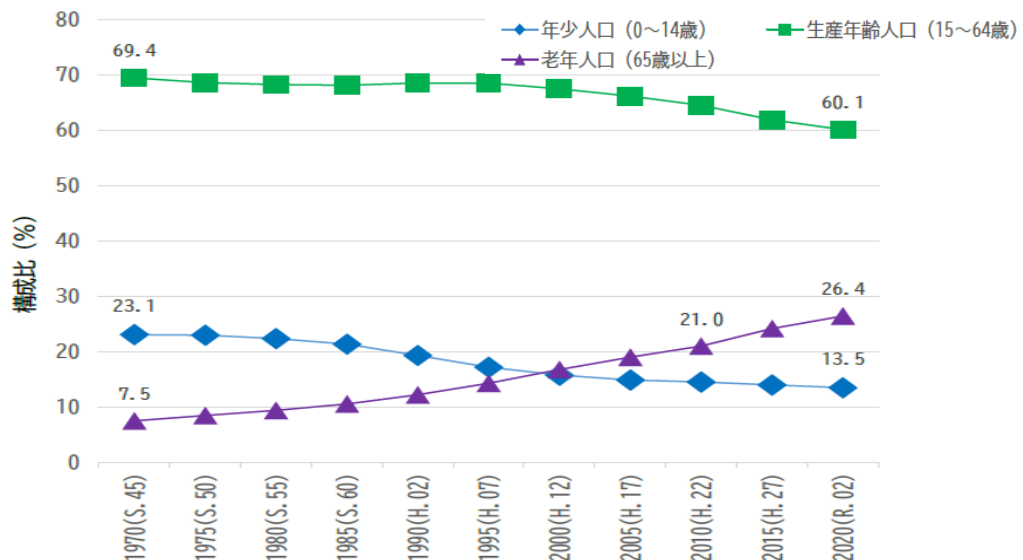
合計特殊出生率※については、令和4年度（2022年度）は1.43であり、平成24年度（2012年度）の1.49から減少傾向にあります。



出典：令和4年（2022年）人口動態統計（確定値）の概況から作成／令和5年度

■年齢3区分別人口の推移

年少人口（0～14歳）の割合は年々減少しており、令和2年度（2020年度）時点の全人口に占める割合は13.5%でした。



出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

※ 合計特殊出生率…15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

■生涯未婚率、平均初婚年齢

熊本市においても長期的にみると未婚化、晩婚化が進んでいます。生涯未婚率※は上昇の鈍化がみられるものの、依然として未婚化が進行しています。平均初婚年齢※は、上昇傾向にありましたが、平成22年（2010年）頃から横ばいで推移しています。

図1.2.1 熊本市（合併組替人口^[8]）の生涯未婚率^[10]

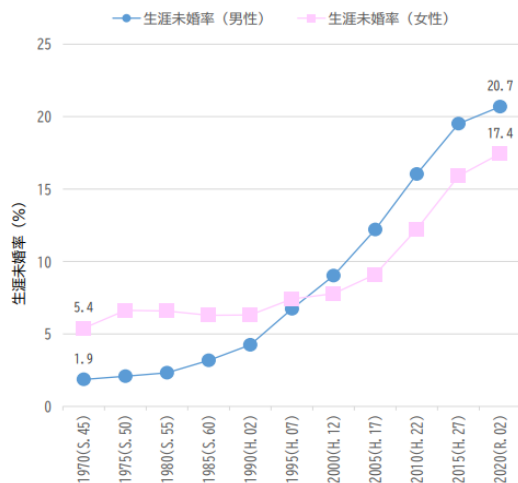
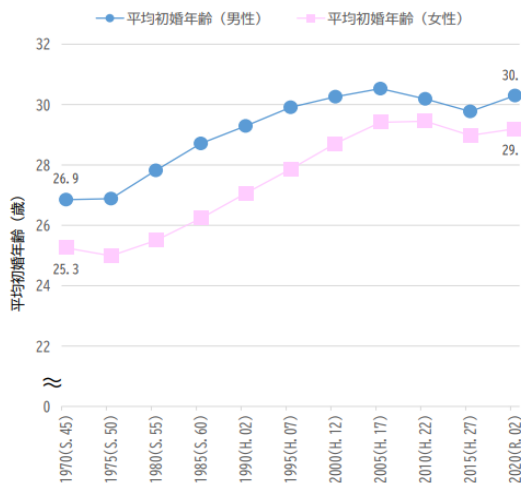


図1.2.2 熊本市（合併組替人口^[8]）の平均初婚年齢

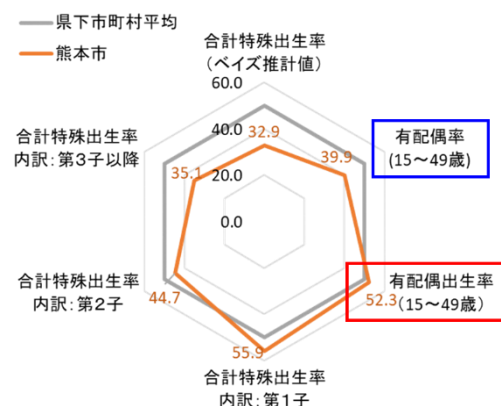
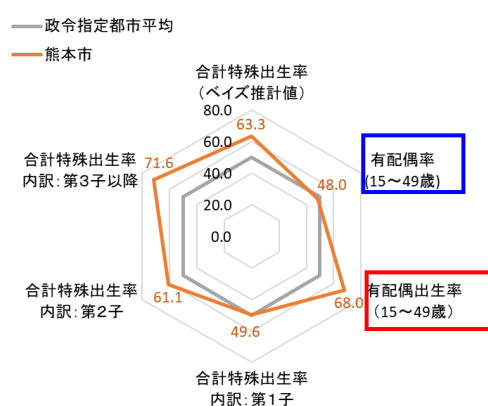


出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

■出生に関する熊本市の特徴（政令指定都市・県内市町村比較：偏差値）

合計特殊出生率の各構成要素については、他政令指定都市平均との比較では、有配偶出生率※が68.0と他政令指定都市平均と比較して高く、有配偶率が48.0とわずかに低くなっています。

県下市町村平均との比較では、有配偶率出生率が52.3と県下市町村平均と比較して高いものの、有配偶率が39.9と低くなっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

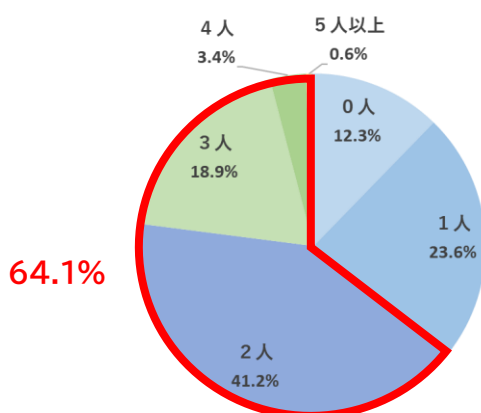
※ 生涯未婚率…50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳および50～54歳の未婚率の平均値から算出する。

※ 平均初婚年齢…初めて結婚した時の年齢の平均値。

※ 有配偶出生率…国勢調査による配偶関係の「有配偶」「未婚」「死別」「離別」のうち、「有配偶」の女子人口を用いて算出した有配偶女子人口千人に対する嫡出生数の割合。

■既婚者のこどもの人数

既婚者のこどもの人数は、2人又は3人が多数を占めており、2人以上が64.1%となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■若者転入転出状況

近年は、転入超過傾向にあり、令和4年（2022年）では約1,800人の転入超過の状況にあります。年代別で見ると、男女共に0～4歳、20～24歳が転出超過となっており、女性については、25～34歳でも転出超過となっています。20～24歳の転出超過については、大学生等を対象とした意識調査の結果等から就職に伴う転出超過であると考えられます。

図1.3.1 転入・転出と社会動態^[4]（当時市域^[9]）

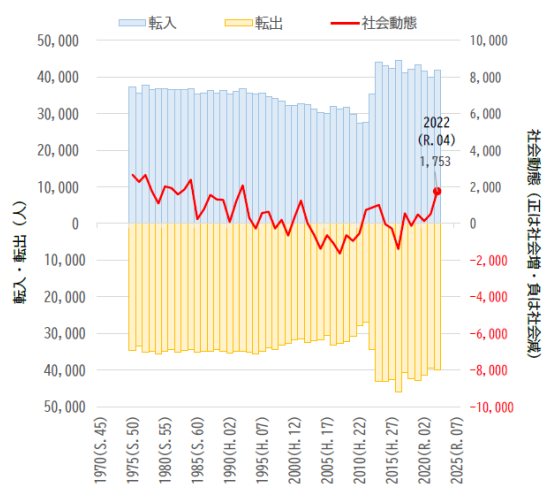
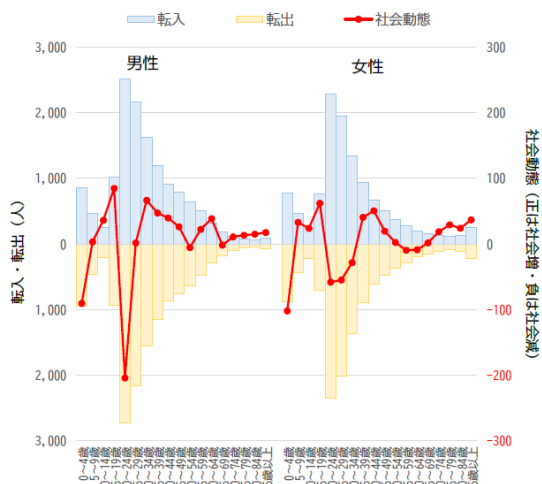


図1.3.2 男女別年代別転入転出状況



出典：熊本市人口ビジョン／令和5年度

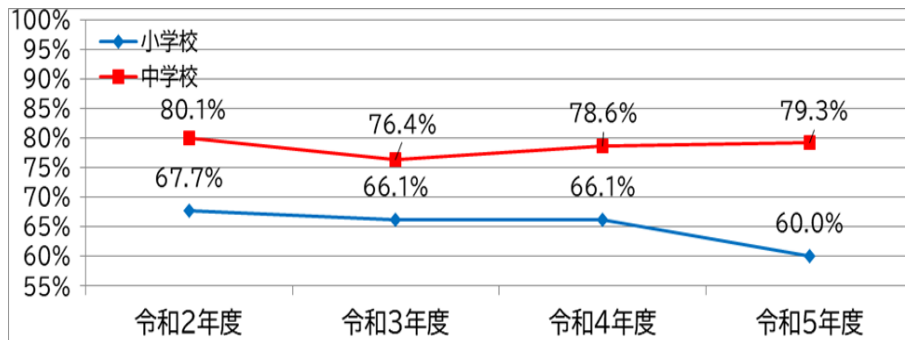
3 各種調査や市民意見等から見えてきた現状と課題

(1) こどものいのちと権利を守り、最善の利益を確保する必要がある。

いじめ、児童虐待、こどもの権利侵害、貧困、ヤングケアラーなどといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、こどもの相談・支援や社会的養護※の充実など、こどもの最善の利益を確保する取組を進める必要があります。併せて、こどもの権利やこどもが権利の主体であることについて、こども自身を含め社会全体に広く周知する必要があります。

■いじめられたことを誰かに話したと答えた児童等の割合

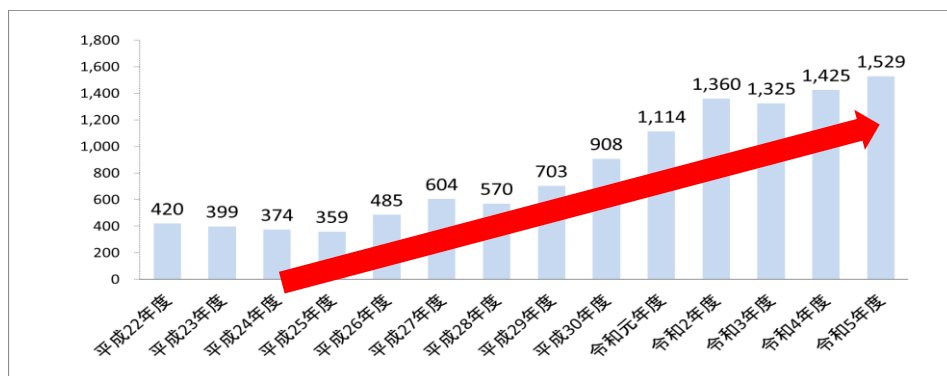
「今の学年でいじめられたことがある」と答えた児童生徒のうち、いじめられたことを誰かに話したと答えた児童等は、中学生は横ばい、小学生は減少傾向となり、令和5年度（2023年度）は中学生で79.3%、小学校で60.0%にとどまりました。



出典：こころのアンケート／令和5年度

■児童虐待対応件数

令和5年度（2023年度）の熊本市児童相談所の児童虐待対応件数は1,529件で、過去最多となり、平成24年度（2012年度）の374件と比較すると、約1,200人増加しています。

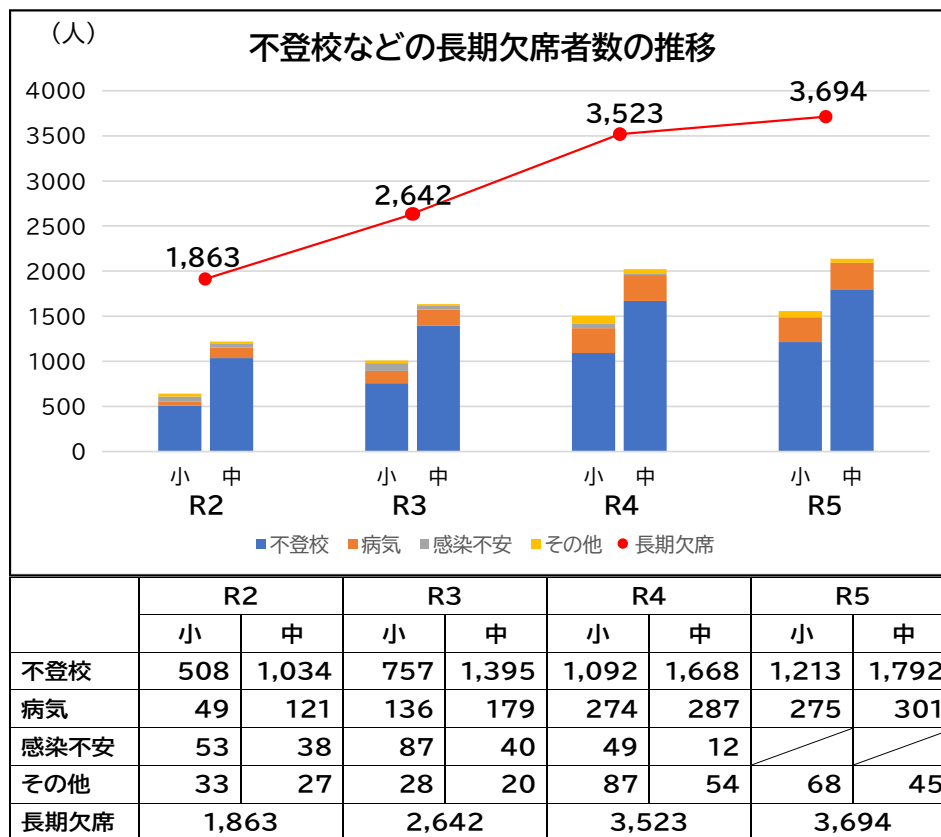


出典：児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移をもとに作成／令和6年度

※ 社会的養護…保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■長期欠席(不登校等)児童生徒の状況

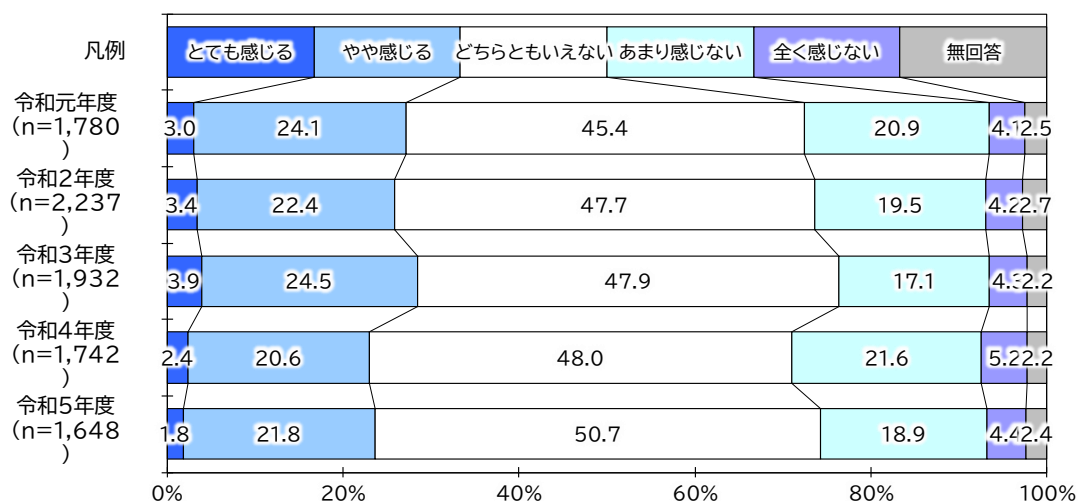
令和5年度(2023年度)における小学校・中学校での不登校などの長期欠席者数は3,694人であり、令和2年度(2020年度)の1,863人と比較すると約1,800人増加しています。



出典：熊本市総合支援課調べ／令和6年度

■こどもの権利の保障

こどもの権利が守られていると感じる市民の割合については、令和元年度(2019年度)と令和5年度(2023年度)を比較すると、5.4ポイント減少しています。



出典：熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

(2) ライフステージを通して、安心して出産・子育てができる環境整備が必要である。

結婚・出産に対する価値観の変化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、未婚化、晩婚化など複雑化した要因により、少子化が進行しており、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産・子育てができる環境の整備を進める必要があります。

■子育てにおいて大変だと思うこと（末子年代別）

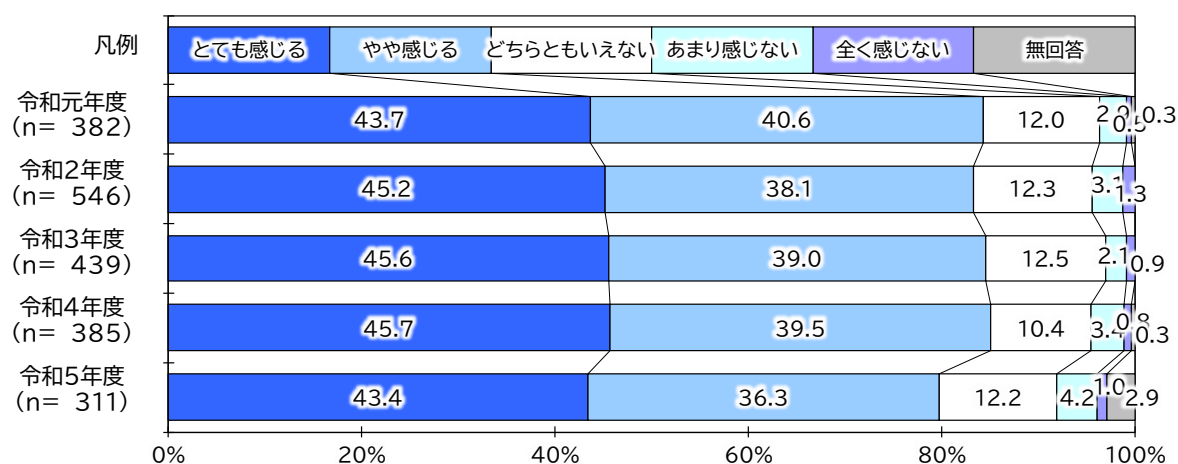
全年代において、「経済的負担の増加」が約8割程度と一番多い結果となりました。また、こどもの年代が小さいほど、仕事や生活への影響が大きい傾向にあります。

子の年代（）内は回答数	経済的負担の増加	心配事の増加（病気、いじめ、受験、非行など）	自分の自由な時間の減少	仕事を辞める・セーブせざるを得ないこと	こどもの送迎（園、学校、塾、習い事等）
0～2歳（487）	80.3%	33.1%	40.2%	29.0%	18.3%
3歳～就学前（394）	77.4%	49.7%	39.3%	27.9%	23.9%
小学生（1～2年生）（182）	74.2%	49.5%	37.4%	26.9%	26.9%
小学生（3～4年生）（154）	81.2%	51.9%	26.6%	24.7%	20.1%
小学生（5～6年生）（167）	77.8%	49.7%	32.9%	18.0%	26.9%
中学生（193）	80.3%	57.0%	20.7%	18.7%	25.9%
高等学校（190）	83.7%	54.2%	21.6%	18.4%	20.5%
専門学校・大学等高等教育（189）	81.5%	49.2%	30.7%	15.3%	17.5%
社会人（306）	83.3%	55.2%	18.6%	17.3%	12.7%
全体（2262）	80.0%	48.0%	31.4%	23.0%	20.7%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■子育てが楽しいと感じている市民の割合

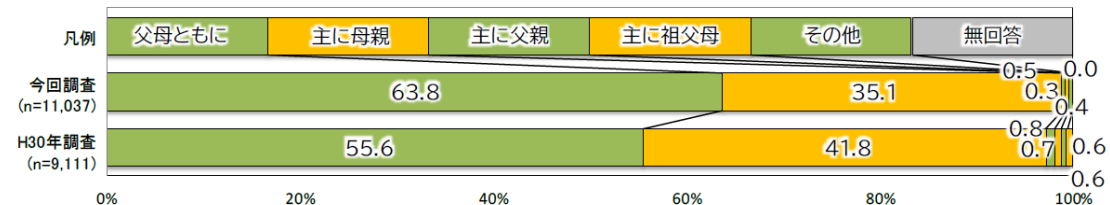
子育てが楽しいと感じている市民の割合については、令和元年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、4.6ポイント減少しています。



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■主に子育てを行っている人

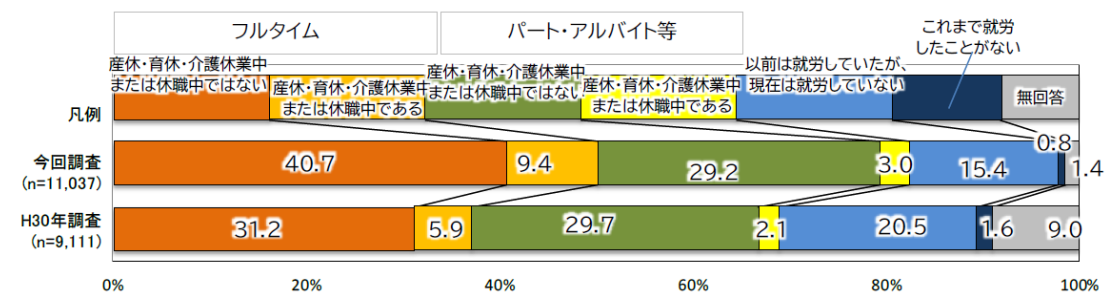
「父母ともに」が63.8%で最も多く、これに「主に母親」の35.1%が続きます。前回調査と比べ「父母ともに」の割合が8.2ポイント増加し、「主に母親」が6.7ポイント減少し、父親の子育て参加が徐々に増加していることがうかがえます。



出典：熊本市こども・子育て支援事業計画 利用希望等把握調査／令和5年度

■母親の就労状況

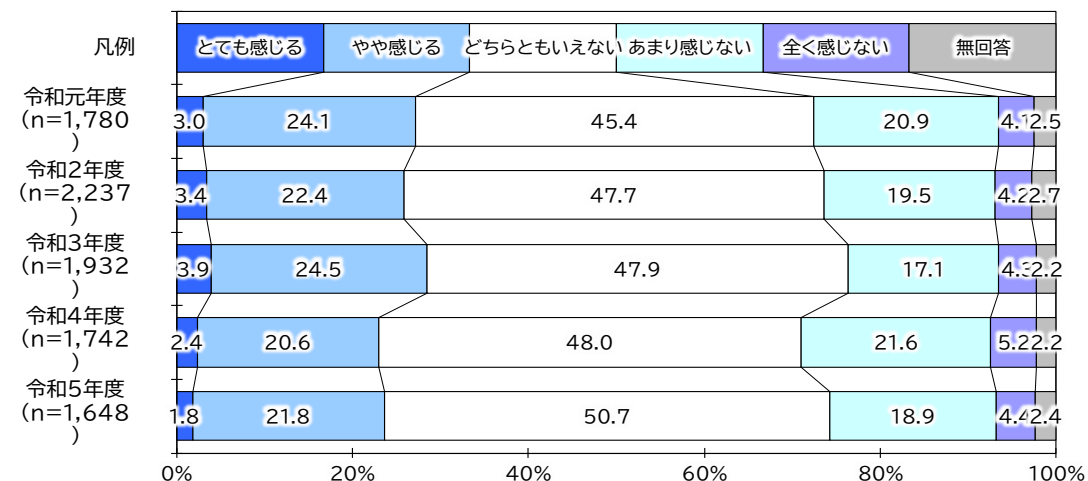
前回調査と比較して、産休・育休・介護休業中に関係なく「フルタイムで就労している」人の割合が13.0ポイント増加しており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人の割合が5.1ポイント減少しています。



出典：熊本市こども・子育て支援事業計画 利用希望等把握調査／令和5年度

■仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合

仕事と子育ての両立ができていると感じる市民の割合については、令和元年度（2019年度）と令和5年度（2023年度）を比較すると、3.5ポイント減少しています。



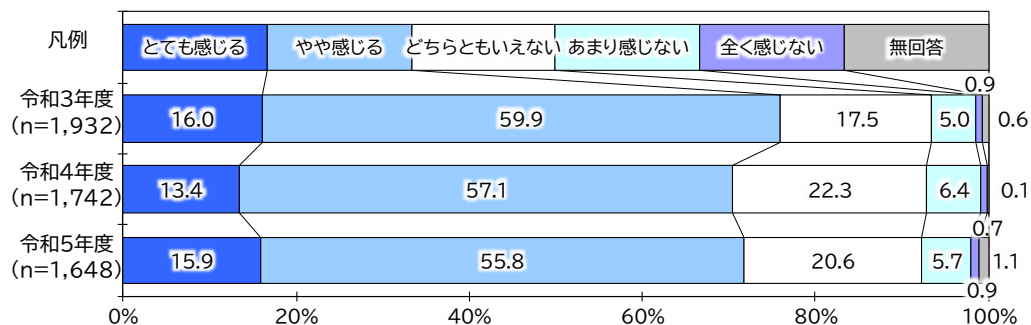
出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

(3) こどもが安全安心な環境の中で様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の確保が必要である。

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっており、家庭を基盤としつつ、地域や学校など様々な場所において、安全安心に思える環境の中で多様な人と関わり、遊びや学び、体験の機会を得ることができる居場所の充実が必要です。

■熊本市が安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合

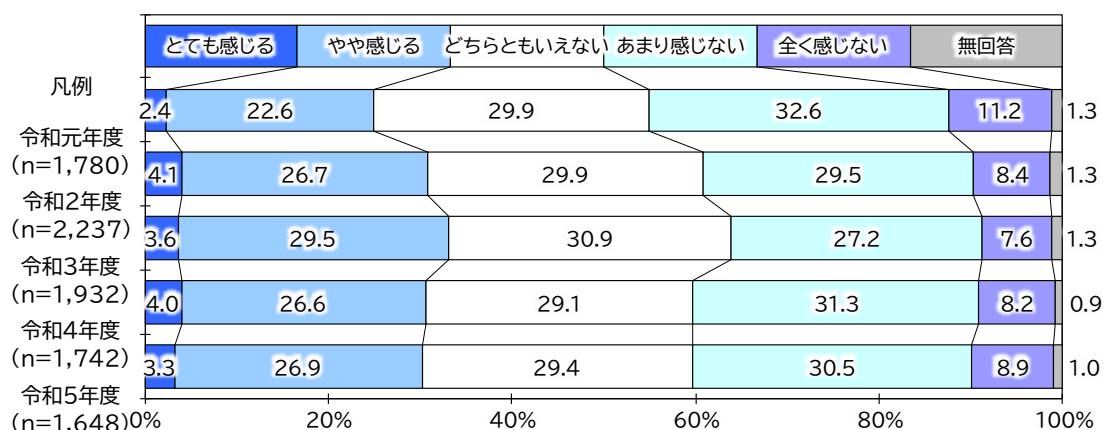
熊本市が安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（15.9%）、「やや感じる」（55.8%）を合わせて71.7%となっています。



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■安全に歩道を歩くことができると感じる市民の割合

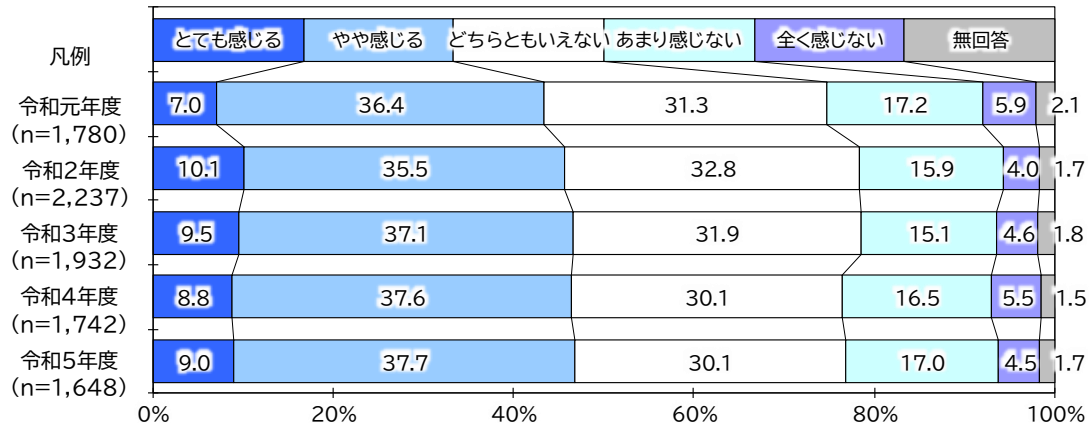
道路が安全に歩行できるように整備・管理されていると感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（3.3%）、「やや感じる」（26.9%）を合わせた割合は30.2%となっています。



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■公園が使いやすいと感じる市民の割合

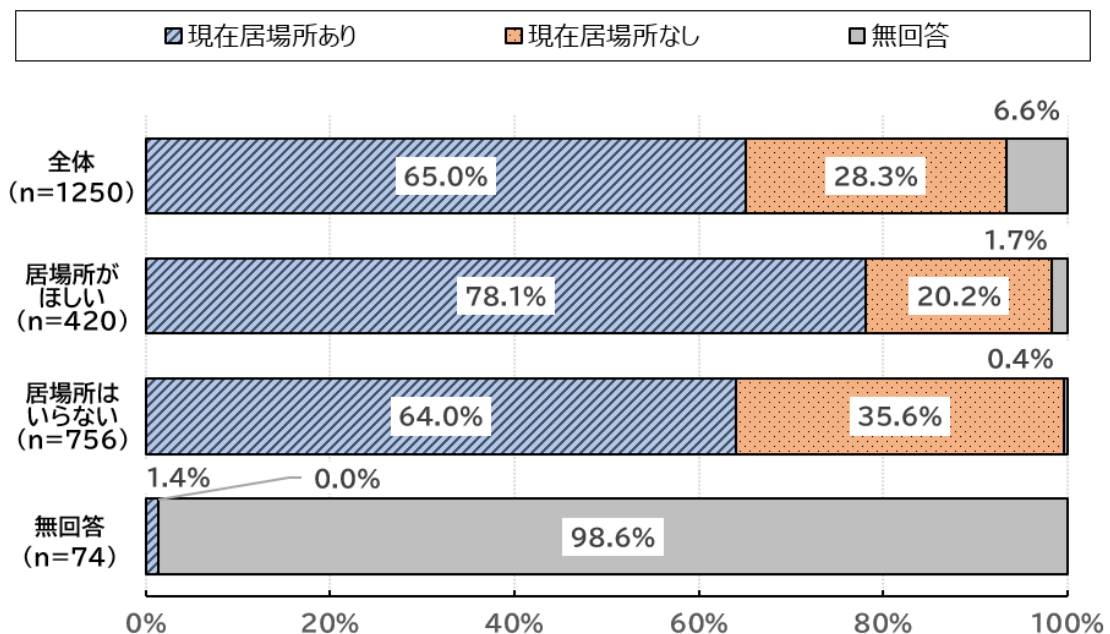
身近な公園が使いやすく整備・管理されていると感じる市民の割合は、令和5年度（2023年度）は、「とても感じる」（9.0%）、「やや感じる」（37.7%）を合わせた割合は46.7%となっています。



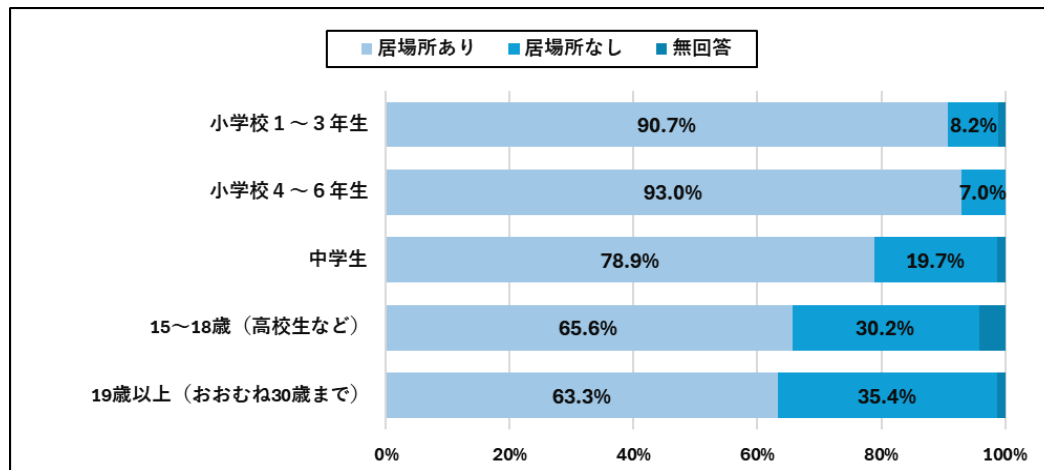
出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書／令和5年度

■子ども・若者の居場所の有無

家や学校・職場以外の居場所がほしいと回答した子ども・若者のうち、居場所がないと回答した割合は20.2%となりました。年代別にみると、中学生から年代が上がるにつれて、居場所がないと回答した割合が増加しています。



出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和6年度



出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和6年度

■家・学校・職場以外の居場所がない理由

「居場所の情報がない」が最も多く、次いで「お金がかかる」、「時間がない」、「遠くて行けない」、「安心できる人がいない」となりました。

	小1～3		小4～6		中学生		15～18歳		19歳以上		全体	
(行きたい場所はあるが) やることが多すぎて時間がない	④ 7	23.3%	⑤ 4	16.0%	① 17	35.4%	④ 24	16.2%	④ 24	23.3%	④ 76	21.5%
(行きたい場所はあるが) 住んでいる地域にないため、遠くて自分で行けない・行くのに時間がかかる	② 8	26.7%	① 10	40.0%	④ 10	20.8%	⑤ 23	15.5%	⑤ 17	16.5%	⑤ 68	19.2%
(行きたい場所はあるが) お金がかかる	② 8	26.7%	3	12.0%	③ 11	22.9%	③ 31	20.9%	③ 27	26.2%	③ 80	22.6%
パソコンやスマホなどの道具がない、Wi-Fiなどの設備がない	1	3.3%	3	12.0%	3	6.3%	12	8.1%	3	2.9%	22	6.2%
(行きたい・居たいと思う) そのような場所の情報がない、存在を知らない	⑤ 4	13.3%	② 5	20.0%	② 16	33.3%	② 40	27.0%	① 36	35.0%	① 101	28.5%
(行きたい場所はあるが) どのように過ごすことができるのかなど内容がわからない	⑤ 4	13.3%	3	12.0%	2	4.2%	7	4.7%	9	8.7%	25	7.1%
(行きたい場所はあるが) 利用できる日・時間帯が合わない	⑤ 4	13.3%	② 5	20.0%	7	14.6%	7	4.7%	9	8.7%	32	9.0%
安心できる人、知っている人がいない	3	10.0%	⑤ 4	16.0%	3	6.3%	16	10.8%	12	11.7%	38	10.7%
嫌いな人がいる・知っている人がいる	0	0.0%	3	12.0%	4	8.3%	5	3.4%	1	1.0%	13	3.7%
家族や保護者が、行くのをよく思わない	1	3.3%	1	4.0%	3	6.3%	2	1.4%	3	2.9%	10	2.8%
家・学校・職場以外に必要と感じない	① 10	33.3%	② 5	20.0%	⑤ 9	18.8%	① 48	32.4%	② 29	28.2%	① 101	28.5%
その他	2	6.7%	1	4.0%	3	6.3%	10	6.8%	4	3.9%	20	5.6%

出典：熊本市こどもの居場所アンケート／令和6年度

(4) 困難な状況にある子どもや家庭を誰一人取り残さない、きめ細かな支援が必要である。

貧困、児童虐待、障がい、医療的ケア、国籍など様々な理由により困難な状況にある子どもや家庭に対して、誰一人取り残さないきめ細かな支援を行う必要があります。

■貧困状況

相対的※に貧困の状態にある子育て家庭の割合は10.9%であり、約9人に1人の子どもが貧困状態にあるといえます。

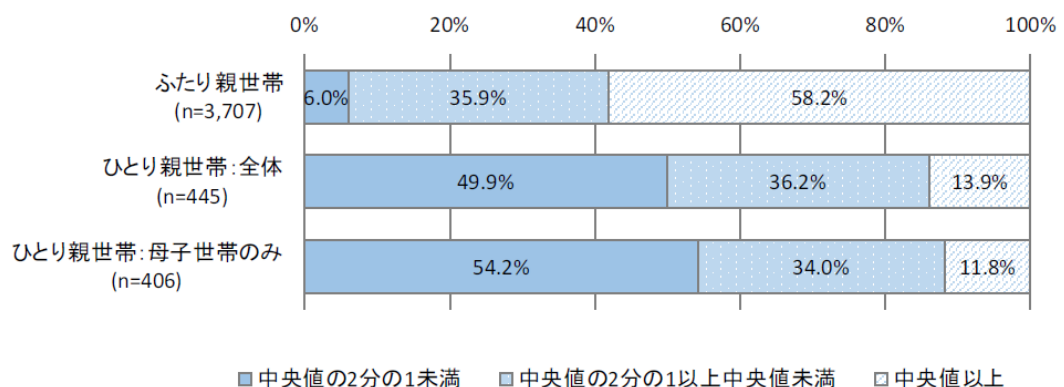
今回(R4)			・子どもを持つ世帯の貧困線は129万円、貧困線未満の割合(相対的貧困率)は10.9%。 ・貧困線未満の世帯では、親子ともに多くの困難に直面している。 ※国の「国民生活基礎調査」の相対的貧困率の算出方法に沿って貧困線を設定。
保護者総世帯数	4,203	(世帯)	
※ 等価可処分所得算出可能世帯数	4,203	(世帯)	
世帯所得平均値	547	(万円)	
等価可処分所得中央値	257	(万円)	
貧困線(中央値の1/2)	129	(万円)	
貧困線未満世帯数	460	(世帯)	
貧困線未満の割合	10.9%		

出典：熊本市こどもの生活等実態調査／令和4年度

■ひとり親家庭の状況

等価世帯収入の水準を世帯構成別でみると、ひとり親世帯全体では「中央値の2分の1未満」が49.9%と、ふたり親世帯と比べて高くなっています。また母子世帯のみでは54.2%と、ひとり親世帯全体よりも高くなっています。

【世帯構成別、等価世帯収入の水準】



出典：熊本市こどもの生活等実態調査／令和4年度

※ 相対的貧困…世帯所得が等価可処分所得の中央値の50%に満たない状態をいう。

※ 等価可処分所得…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得。世帯の可処分所得とは、所得から税金・社会保険料を差し引いたもの。

■里親委託率

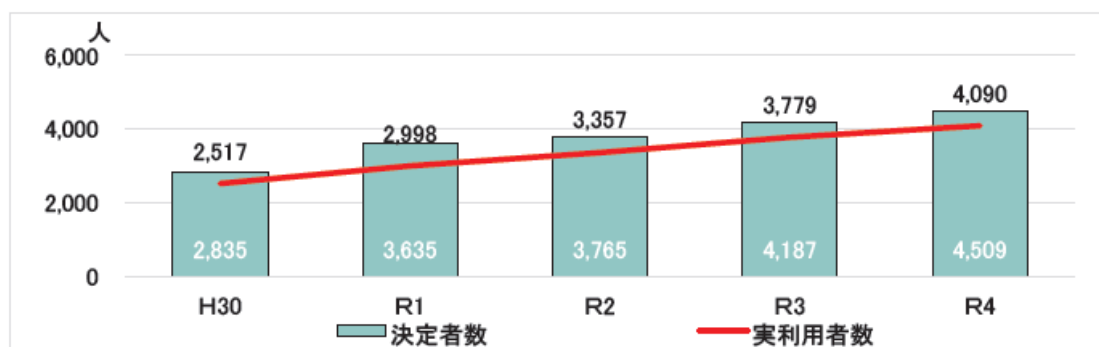
里親※委託率については、年々増加しており、令和5年度（2023年度）は24.1％となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
里親等委託率（％）	12.70	16.23	18.53	20.85	24.10

出典：熊本市児童相談所調べ／令和6年度

■障がい児通所支援の推移

障害児通所支援の支給決定者数及び実利用者数の推移も増加傾向にあり、過去5年間で利用決定者数、実利用者数はともに約1.6倍となっています。



出典：第3期障がい児福祉計画／令和5年度

■障がい福祉サービスの状況

利用者の増加に伴い、障害児通所サービス事業所数の増加が見られます。

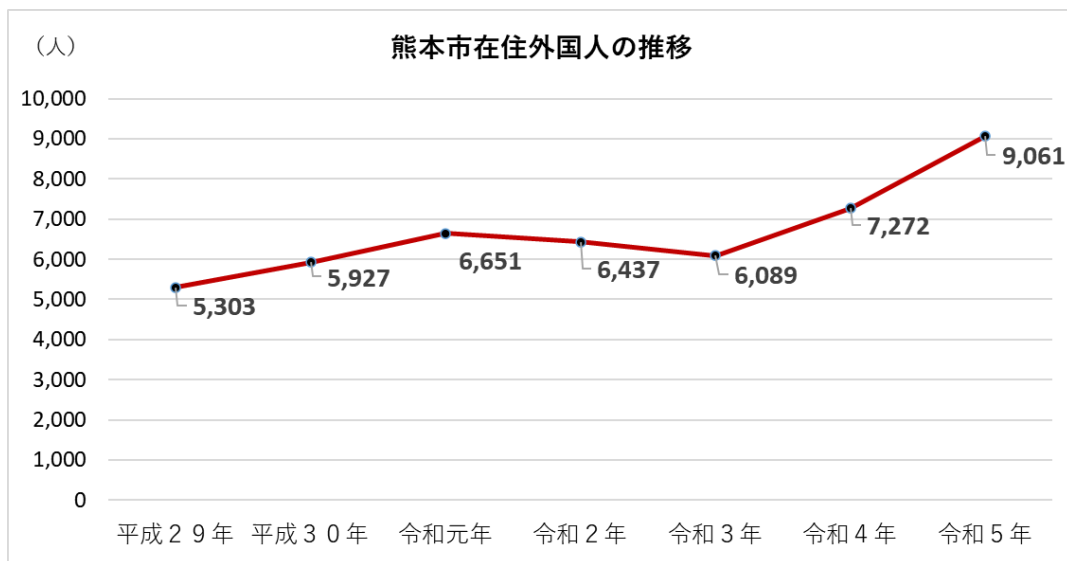
施設種別等	2019 (H31)A	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)B	増減数 (B-A)
障害児通所サービス 計	208	250	261	304	336	128
児童発達支援	69	79	82	90	97	28
居宅訪問型児童発達支援	1	1	2	2	3	2
放課後等デイサービス	125	152	157	176	188	63
保育所等訪問支援	13	18	20	36	48	35
障害児入所サービス 計	4	4	4	4	4	0
福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	3	0
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	1	0
小 計	212	254	265	308	340	128

出典：第3期障がい児福祉計画／令和5年度

※ 里親…児童福祉法に基づき、実の親にかわって家庭で子どもを預かって育てる方のこと。里親制度は、様々な事情で親と離れて暮らす子どもを自分の家庭に迎え入れ、様々なサポートを受けながら、温かい愛情と正しい理解を持って育てる制度のこと。

■外国人の推移

熊本市在住外国人の人数は、令和4年度（2022年度）から大幅に増加しており、令和5年度（2023年度）は9,061人と前年度から1,789人増となりました。



出典：住民基本台帳から作成／令和6年度

(5) 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・妊娠・出産・子育ての希望を支援する必要がある。

若い世代の多くが、仕事や金銭面での悩みを抱えている。将来の見通しが持てないことは、未婚化や晩婚化、少子化の要因ともなっており、生活基盤の安定を図るとともに、結婚・就職の希望を叶えるための支援が必要です。

■悩みや困りごと

年代別でみると、10代は勉強や進学、20代以降は仕事やお金、将来の生活に関する悩みが多く、30代は健康への悩みも多くなっています。

	n	勉強や進学のこと	就職や仕事のこと	家族のこと	友人のこと	恋人のこと	将来の生活のこと	お金のこと	健康や病気、障がいのこと	自分の性格のこと
全体	1183	15.6	51.1	23.9	5.0	9.7	56.3	61.0	26.2	21.2
15歳～19歳	157	66.9	28.7	11.5	15.3	12.1	42.0	36.3	11.5	29.3
20歳～24歳	164	23.8	65.2	9.8	7.9	21.3	59.8	62.2	20.7	25.6
25歳～29歳	185	4.9	58.4	17.3	3.2	13.5	61.6	69.2	18.9	22.2
30歳～34歳	287	5.6	52.6	27.5	2.4	6.6	59.2	64.5	30.3	20.9
35歳～39歳	390	4.1	49.7	35.4	2.3	4.4	55.9	64.1	34.9	15.9

出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

■就職・就学状況

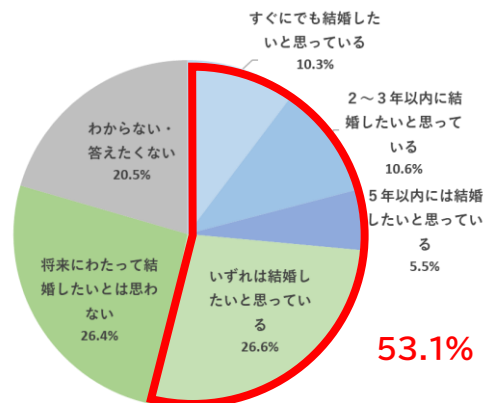
就職・就学等の状況にない方は約3%となっています。

	n	正社員・正規職員	契約社員、派遣社員またはパート・アルバイト	会社役員	自営業・フリーランス	その他の形態	学生	派遣会社などに登録しているが、現在働いていない	専業主婦・主夫	家事手伝い	無職
全体	1183	51.7	16.7	1.2	3.0	0.5	17.7	0.7	5.2	0.3	3.0
15歳～19歳	157	3.2	2.5	0.0	0.0	0.0	89.8	0.0	0.0	0.6	3.8
20歳～24歳	164	39.6	14.0	0.0	1.2	0.0	38.4	1.2	1.2	0.6	3.7
25歳～29歳	185	68.6	17.8	1.1	2.7	0.0	1.6	0.0	4.9	0.5	2.7
30歳～34歳	287	61.3	23.7	0.3	4.2	0.7	0.3	1.0	4.9	0.0	3.5
35歳～39歳	390	61.3	17.7	2.8	4.4	1.0	0.3	0.8	9.2	0.3	2.3

出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

■結婚の希望

独身者のうち、いずれ結婚したいと回答された方が53.1%となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■結婚の障壁

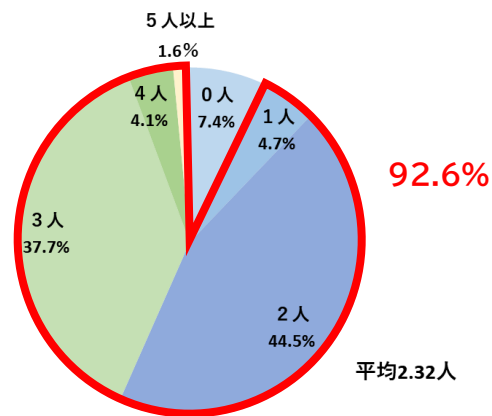
結婚を希望する独身者は、結婚の障壁として、全年代において「相手にめぐりあわない」が多数を占めています。20代は経済的な課題が多く、30歳以上では年齢が課題となっています。

年代（）内は回答数	(理想の)相手にめぐりあわない	収入が安定していない	結婚資金が足りない	年齢	異性とうまくつきあえない
18～19歳 (47)	38.3%	27.7%	21.3%	23.4%	14.9%
20～24歳 (162)	39.5%	32.7%	32.7%	14.2%	13.0%
25～29歳 (127)	44.9%	31.5%	27.6%	2.4%	11.0%
30～34歳 (74)	55.4%	21.6%	21.6%	12.2%	21.6%
35～39歳 (67)	52.2%	19.4%	17.9%	20.9%	16.4%
全体 (604)	46.4%	25.8%	24.2%	17.9%	14.2%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■こどもが欲しい人の割合

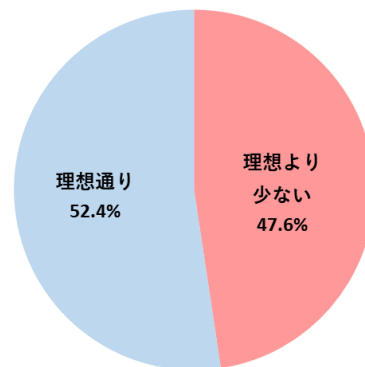
92.6%の人が、1人以上のこどもが欲しいと回答しています。2人が44.5%と一番多く、平均で2.32人となっています。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■理想のこどもの人数より少ない人の割合

こどもが欲しい人のうち、47.6%が理想より現実的に持つつもりのこどもの数が少ないと回答しました。



出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■理想のこどもの人数より少ない理由

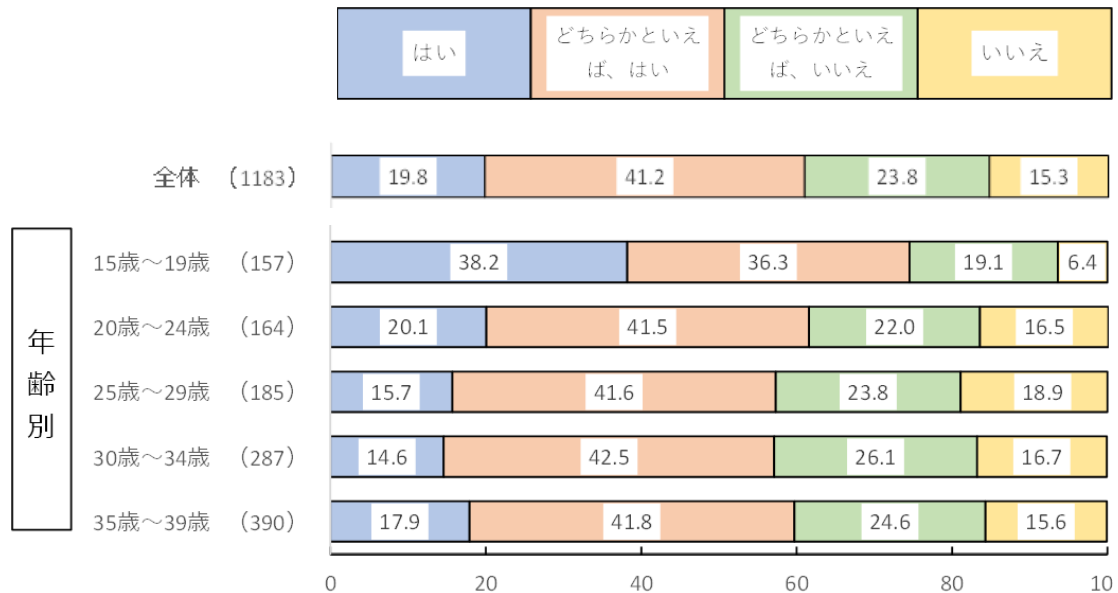
理想より現実的に持つつもりのこどもの数が少ない理由としては、全年代において、経済的な理由が上位となっています。若い世代では「幼児教育・保育サービスの不足」、30歳以上では「高齢出産」の回答が多くなっています。

年代（）内は回答数	出産、子育て、教育等にお金がかかるから	高齢出産となるため	自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	幼児教育・保育サービスが不足しているから
20～24歳（12）	100.0%	0.0%	41.7%	16.7%
25～29歳（77）	94.8%	3.9%	19.5%	39.0%
30～34歳（95）	87.4%	13.7%	21.1%	28.4%
35～39歳（75）	70.7%	41.3%	22.7%	9.3%
全体（357）	76.8%	27.5%	21.0%	22.4%

出典：熊本市少子化対策に関する現状分析・アンケート調査／令和5年度

■将来の希望

将来について明るい希望があると思うかについて、全体では、「はい」「どちらかといえば、はい」が合わせて約61%、「どちらかといえば、いいえ」「いいえ」が合わせて約39%となりました。年齢別では、「15歳～19歳」は「はい」「どちらかといえば、はい」が合わせて約75%と他の年代より多く、「25歳～29歳」「30歳～34歳」がそれぞれ合わせて約57%と他の年代より少ない結果となりました。



出典：熊本市こども・若者の生活と意識に関するアンケート調査／令和5年度

第3章 計画の基本的な考え方

本計画では、総合計画ビジョン1「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」をめざす姿として位置づけています。

1 めざす姿

すべてのこどもや若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望が叶い、子育てに伴う喜びを感じることができるまち。

また、こどもや若者をはじめとした多様な人々の笑顔があふれ、誰もが希望を抱いて暮らすことができるまち。

そのような、

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」

の実現を目指します。

このようなまちに暮らすこども・若者や子育て当事者の姿は次のとおりです。

(1) こども・若者

ア 個性や多様性が尊重され、自分自身を大切にし、生まれ育った環境に左右されず幸せを感じながら生活できるこども・若者

イ 様々な遊びや学び、体験を通じて、生き抜く力を身につけ、夢や希望に向かってチャレンジし続けることができるこども・若者

ウ 自らの意見を持ち、それを表明することができ、社会に積極的に参画することができるこども・若者

エ 働くこと、誰かと家族やパートナーになること、親になることに夢や希望を持つことができる若者

(2) 子育て当事者

ア 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる子育て当事者

イ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、社会で活躍することができる子育て当事者

2 こども施策の基本的な考え方

(1) こどもや若者を権利の主体として尊重し、そのいのちと権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図ります。

1 こどもの
いのちと
権利を守る

(2) 妊娠・出産からこどもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支えます。

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

(3) こどもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供します。

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

(4) 貧困、児童虐待、ヤングケアラー、障がい、医療的ケア、外国籍など、様々な理由により困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行います。

4 困難な状況
にあるこども
や家庭の支援

(5) 若者の生活基盤の安定を図り、就労・結婚・妊娠・出産・子育ての希望実現に向けた支援を行うとともに、女性や障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境の整備を行います。

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

➡これらの基本的な考え方に基づき、こども施策を総合的に推進していくことは、こどもや若者、子育て当事者のウェルビーイング※の向上のみならず、少子化・人口減少への対策にも寄与し、まちづくりの基盤となる地域社会の維持・発展につながります。

※計画各論のこども施策で関連の深い施策に上記マーク

1 こどもの
いのちと
権利を守る

を記載しています。

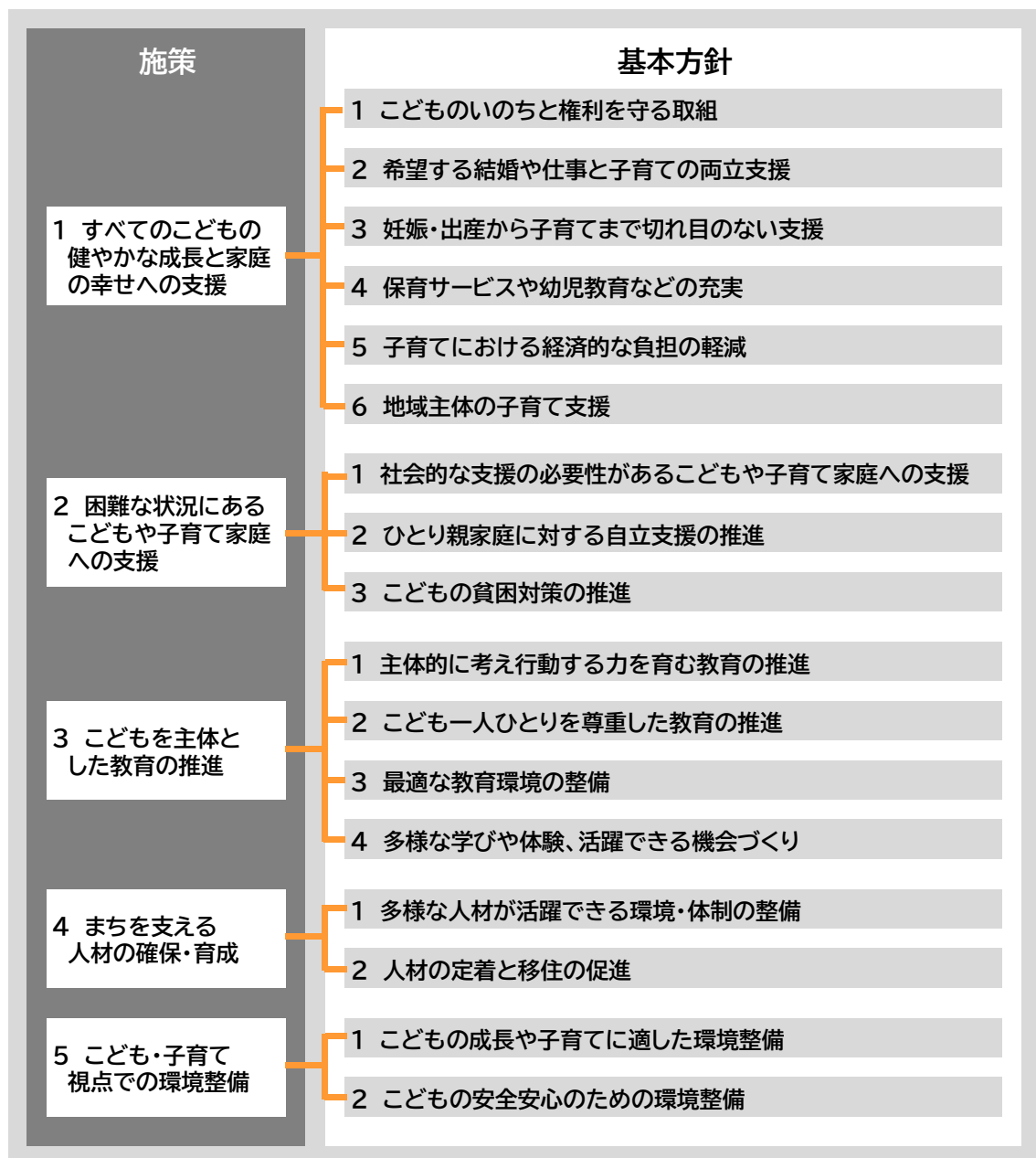
※ ウェルビーイング…身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

第4章 こども施策の展開

本計画は、総合計画の施策体系、成果指標を基本としつつ、こども・若者などの当事者の意見、こども基本法・こども大綱・県こども計画の基本理念や基本方針等を勘案した内容を追加し、整理しています。

1 施策体系

「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現を目指し、第3章2 こども施策の基本的な考え方に基づき、こども施策を体系的、総合的に展開します。



【参考】基本的考え方と施策体系の関係

		こども施策の基本的な考え方				
		1 こどものいのちと権利を守る	2 社会全体で子育て当事者を支える	3 安全・安心な居場所づくり・学びの提供	4 困難な状況にあるこどもや家庭の支援	5 若者等の希望の実現、活躍の場の提供
施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援	基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組	○				
	基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援					○
	基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援		○			
	基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実		○			
	基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減		○			
	基本方針6 地域主体の子育て支援		○			
施策2 困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援	基本方針1 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援	○			○	
	基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進				○	
	基本方針3 こどもの貧困対策の推進				○	
施策3 こどもを主体とした教育の推進	基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進			○		
	基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進	○		○		
	基本方針3 最適な教育環境の整備			○		
	基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり			○		
施策4 まちを支える人材の確保・育成	基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備					○
	基本方針2 人材の定着と移住の促進					○
施策5 こども・子育て視点での環境整備	基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備		○	○		
	基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備	○				

2 計画期間中の重点取組

第3章2こども施策の基本的な考え方における5つの項目ごとに、第4章3施策における取組のうち、こどもや若者に直接関わる取組と、子育て当事者に対する取組のうちこどもや若者への影響や効果が大きいものを、重点取組として位置づけています。

重点取組の具体的な内容やスケジュールについては、こども施策における課題やニーズの変化に機動的に対応していくため、毎年度策定する本計画の実行計画に記載します。

こども施策の基本的な考え方		重点取組【案】
(1) こどものいのちと権利を守る	こどもや若者を権利の主体として尊重し、そのいのちと権利を守りながら、将来にわたって最善の利益を図る。	・ こどもの権利に関する理解促進
		・ いのちを大切にする教育
		・ こどもの意見表明
		・ いじめや長期欠席(不登校等)への対応
		・ 交通安全対策
(2) 社会全体で子育て当事者を支える	妊娠・出産からこどもが成長する過程の各ライフステージを通して、社会全体で子育て当事者を支える。	・ 仕事と家庭の両立支援
		・ 母子の健康保持・増進
		・ 保育サービスの充実
		・ 児童育成クラブ運営の充実
		・ 地域との連携による子育て支援
(3) 安全・安心な居場所づくり・学びの提供	こどもや若者が安全安心と思える環境の中で様々な遊び、学び、体験や人とのつながりを得ることができる機会・居場所を提供する。	・ 多様な学びや体験機会の提供
		・ こども・若者の居場所づくり
(4) 困難な状況にあるこどもや家庭の支援	様々な理由により困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かな支援を行う。	・ 児童虐待防止対策の強化
		・ ヤングケアラーへの支援
		・ 社会的養護を必要とするこども・若者支援
		・ 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実
		・ ひとり親家庭への就業支援
		・ ひとり親家庭への経済的支援
(5) 若者等の希望の実現、活躍の場の提供	若者の生活基盤の安定を図り、希望の実現に向けた支援を行うとともに、多様な人材が活躍できる環境の整備を行う。	・ こどもの学力向上と生きる力を育む支援
		・ 結婚を希望する方への支援
		・ 人材の定着促進

3 施策

各施策における基本方針について、主な取組は次のとおりです。各取組は計画各論で
示します。なお、下線は第4章2計画期間中の重点取組に位置付ける取組を示しています。

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針1 こどものいのちと権利を守る取組

- 1 こどもの悩みへの対応
- 2 こどもの権利に関する理解促進
- 3 いのちを大切にする教育
- 4 こどもの意見表明

1 こどもの
いのちと
権利を守る

基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援

- 1 結婚を希望する方への支援
- 2 仕事と家庭の両立支援

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

- 1 妊娠・不妊治療等に関する支援
- 2 母子の健康保持・増進

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実

- 1 待機児童の解消、保留児童対策
- 2 保育サービスの充実
- 3 保育所等の適切な運営推進
- 4 児童育成クラブ運営の充実

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減

- 1 子育て世代への経済的負担の軽減

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

基本方針6 地域主体の子育て支援

- 1 地域子育て支援拠点における子育て支援
- 2 地域との連携による子育て支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

施策2 困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援

基本方針1 社会的な支援の必要性がある子どもや子育て家庭への支援

1 こどもの
いのちと
権利を守る

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

- 1 児童虐待防止対策の強化
- 2 ヤングケアラーへの支援
- 3 社会的養護を必要とする子ども・若者支援
- 4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実
- 5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援
- 6 課題を抱えるこどもの孤立防止
- 7 在住外国人のこどもの支援

基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

- 1 ひとり親家庭への就業支援
- 2 ひとり親家庭への経済的支援
- 3 ひとり親家庭への子育て・生活支援
- 4 ひとり親家庭への学習支援
- 5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

基本方針3 こどもの貧困対策の推進

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

- 1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援
- 2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

施策3 こどもを主体とした教育の推進

基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

- 1 質の高い教育の推進

基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進

1 こどもの
いのちと
権利を守る

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

- 1 特別支援教育の推進
- 2 いじめや長期欠席(不登校等)への対応
- 3 体罰・暴言等の根絶

基本方針3 最適な教育環境の整備

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

- 1 地域や家庭と連携した教育環境の整備
- 2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化
- 3 学校のバリアフリー化・デジタル化

基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

- 1 多様な学びや体験機会の提供

1 施策4 まちを支える人材の確保・育成

2 基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備

- 3 1 多様な働き方ができる労働環境の整備
- 4 2 高度な技術等を有した人材のマッチング

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

6 基本方針2 人材の定着と移住の促進

- 7 1 人材の定着促進
- 8 2 移住促進

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

10 施策5 こども・子育て視点での環境整備

11 基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備

- 12 1 安全・安心で快適な環境整備
- 13 2 こども・子育てイベント等の開催
- 14 3 こども・若者の居場所づくり

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

16 基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備

- 17 1 地域防犯対策
- 18 2 防災教育
- 19 3 交通安全対策
- 20 4 感染症対策
- 21 5 医療提供体制の充実

1 こどもの
いのちと
権利を守る

4 成果指標

本計画が効果的に機能しているかを測るための成果指標を全体及び施策ごとに設定します。また、具体的な取組の進捗を測る検証指標を基本方針ごとに設定します。

計画全体の指標	単位	現状値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
こども達が健やかに成長していると感じる市民の割合	%	51.3	58.2	65.0

施策	指標項目	単位	現状値 令和5年度	目標値 令和9年度	目標値 令和13年度
1 すべてのこどもの 健やかな成長と 家庭の幸せへの 支援	子育てが楽しいと感じる市民の割合	%	79.7	85.0	90.0
	こどもの権利が守られていると感じる市民の割合	%	43.6	55.0	70.0
	合計特殊出生率	-	1.43 (令和4年度)	1.50	1.55
2 困難な状況にある こどもや子育て 家庭への支援	児童虐待を相談できる人や場所を知っている市民の割合	%	78.3	85.0	90.0
	子育ての不安や困難を相談できる人や場所がある市民の割合	%	85.7	88.0	90.0
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生	80.8	85.0	90.0
		中学生	64.9	70.0	75.0
3 こどもを主体とした教育の推進	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると感じる児童生徒の割合	小学6年生	76.6	80.0	85.0
		中学3年生	71.8	80.0	85.0
	学級の友達との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合	小学6年生	81.8	85.0	90.0
		中学3年生	77.7	80.0	85.0
	学校内外の機関等で相談・指導などを受けていない長期欠席児童生徒の割合	小学生	40.6 (令和4年度)	20.0	0
		中学生	38.0 (令和4年度)	10.0	0
	正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数	人	230 (令和4年度)	0	0
4 まちを支える 人材の確保・育成	転入超過数(前年10月～当年9月)	人	2,967	3,000	3,000
	熊本市が住み続けたいまちであると感じる市民の割合	%	76.2	84.0	94.0
5 こども・子育て 視点での環境整備	家・学校以外のこども(小中学生)の居場所があると思う保護者の割合	%	61.7 (令和6年度)	64.2	67.5
	市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	1,972	1,870	1,770
	市内における刑法犯の認知件数(暦年)	件	3,238	3,100	2,980

第5章 こども・子育て支援事業計画

1 こども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は5年を1期とするこども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）を定め、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることとされています。

また、支援事業計画では、幼稚園や保育所等の教育・保育給付、地域子育て拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）や一時預かり事業※、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法で定められた18の地域子育て支援事業について、計画期間中の各年度における「量の見込み（需要）」と、「確保の方策（供給）」を定めることとされています。

本章では、支援事業計画の基本的事項についてお示しし、各事業の具体的な量の見込み及び確保の方策等については、本計画の別冊にてお示しします。

2 対象事業

教 育 ・ 保 育		提供区域
1	1号認定区分(3～5歳 幼児教育のみ)	市内8区域
	2号認定区分(3～5歳 保育の必要性あり)	市内27区域
	3号認定区分(0～2歳 保育の必要性あり)	市内27区域
地域子ども・子育て支援事業		提供区域
2	一時預かり事業（1）在園児対象型	市内27区域
	一時預かり事業（2）在園児対象型以外	市内27区域
3	時間外保育事業	市内27区域
4	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市内8区域
5	利用者支援事業（1）基本型・特定型	行政区
	利用者支援事業（2）こども家庭センター型	行政区
6	放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)	市全域
7	子育て短期支援事業(ショートステイ)	市全域
8	妊婦等包括相談支援事業	行政区
9	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	行政区
10	産後ケア事業	市全域
11	養育支援訪問事業	市全域
12	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター・子育てひろば)	行政区
13	病児・病後児保育事業	市全域
14	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	市全域
15	妊婦健康診査	市全域
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
17	子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問支援事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス	市全域
18	児童育成支援拠点事業	市全域
19	親子関係形成支援事業	市全域

※ 一時預かり事業…保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、こどもを認可保育園等で預かる事業。

3 提供区域の設定

提供区域とは、保護者やこどもが居住地から容易に移動することが可能な区域として市町村が定めたエリアのことです。

本市では、各事業の実態に応じて、以下の区分で提供区域の設定を行っています。

	名称	区域数	設定の考え方
1	市全域	1	広域で提供体制を確保する必要があるもの
2	行政区	5	区役所単位で提供体制を確保する必要があるもの
3	市内8区域	8	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考としつつ、幼稚園への通園区域を考慮して設定
4	市内27区域	27	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考としつつ、保育所への通園区域を考慮して設定

4 量の見込み・確保の方策の設定

こども・子育て支援法に定める5年間分について、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」等を基本として、市民アンケートの結果や人口の推計等をもとに各事業の量を見込み、確保の方策を設定します。

5 事業の実施・見直し

熊本市こども計画2025 別冊（各事業の量の見込み及び確保の方策等）については、法定の5年を1期として実施・見直しを行います。ただし、実績値との乖離が大きい場合は適宜見直しを行います。

第6章 計画の推進

- (1) こどもや若者、子育て当事者及び関係者に対して、相手に応じた効果的な手段や時期を捉えて、計画の進捗状況や当事者が知りたいこども施策等の情報を提供します。
- (2) こども施策の策定、実施、評価にあたっては、こどもや若者、子育て当事者及び関係者の視点を尊重し、あらゆる声に耳を傾け、対話し、進捗を共有しながら市民と共に推進します。
- (3) 市民アンケートやヒアリング等の結果も踏まえながら、庁内関係課と計画の進捗状況についてとりまとめ、児童福祉専門分科会へ意見聴取し、毎年度事業評価を行います。
- (4) 国や県、連携中枢都市圏自治体、民間企業・団体、民生委員・児童委員、主任児童委員など地域の皆様と連携し、社会全体でこどもの成長や結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運醸成を図りながら推進します。

Ⅱ 計画各論

《 こども施策 》

施策１ すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針１ こどものいのちと権利を守る取組

1 こどもの
いのちと
権利を守る

1 こどもの悩みへの対応

学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 複雑化するこどもの権利侵害に関して、学校内外を問わず相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して解決に向けて取り組む「こどもの権利サポートセンター」を令和6年（2024年）1月に開設しました。
- (2) こどもの自殺対策として、SNSを活用したこころの悩み相談やゲートキーパー※養成研修等を実施してきました。

【現状と課題】

- (1) 福祉と教育の連携強化によるこども本位の包括的な支援体制を構築しました。相談件数の増加や複雑な事案等への対応に向けて、相談員のスキルアップや「誰でも、いつでも、どこでも、気軽に相談できる」環境整備を行う必要があります。また、教育情報誌やカード配付、市立小中学校のタブレットを活用したこどもホットライン※の広報を行い、更なる認知度向上に努める必要があります。
- (2) SNS相談は、小中高生、専門学校生に対して、広報用カードを配布し周知を図っています。ゲートキーパー養成講座は、これまで実施していた支援者、市民向けの講座に加え、中学生以上の学生等を対象とした講座を開始し、令和5年度（2023年度）には1,822人が受講しました。こどもの自殺対策のためには、更なる普及啓発と相談体制の強化、関係機関との連携が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 様々な研修への参加や外部講師を招いた研修などの計画的な実施や、SNSを活用

※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど、早期対応にあたる中心的な人材のこと。

※ こどもホットライン…こどもたちの権利を守るための相談窓口。こども本人や保護者、周囲の人々が、こどもに関する悩みや問題について相談できる場所。

した環境の整備などを行います。引き続き市政だより等への掲載、チラシやカードの配布、市立児童生徒の学習用タブレットを使った広報などを行うとともに、こどもの権利擁護及びこどもの権利の啓発に取り組んでいきます。

- (2) SNS相談をはじめとした相談支援を継続して行っています。また、こどもを支える大人が適切に支援できるよう、ゲートキーパー研修を拡充していきます。

2 こどもの権利に関する理解促進

こどもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) こどもの権利に関する記事を教育情報誌に掲載しての啓発や、ポスターを作成しての学校内掲示、またこども食堂※に携わるスタッフ向け研修などを実施しました。
- (2) 教職員対象には各種研修会や学校訪問を通して、こども対象には子ども議会や子どもフォーラム事業、人権カレンダーおよび啓発ポスターの配付を通して、こどもの権利に関する教育や啓発に取り組んできました。
- (3) 研修会や講演会、映画会、人権啓発作品募集事業などを通して、こどもの人権に関する教育や啓発に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) こどもに対して、こどもの権利について教育・啓発していくこととあわせて、大人に対してもこどもの権利について啓発していく必要があります。
- (2) こども基本法や児童の権利に関する条約が制定されていることについての周知は進んでいましたが、内容の理解については、こどもも大人も更なる教育・啓発が必要です。
- (3) こどもを取り巻く環境を見ると、依然として虐待、いじめや体罰、貧困、ヤングケアラー、インターネット上での誹謗中傷等、こどもの健全な成長や安全が脅かされる問題が生じており、更なる人権教育・啓発に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- (1) こどもや若者による、こどもの権利に関するまんがやポスターを作成し、展示等の広報や周知を行うことで、こどもや大人に対して、引き続きこどもの権利の教育・啓発に取り組めます。
- (2) 今後も引き続き各事業を実施し、こどもや教職員への更なる教育・啓発に取り組むとともに、保護者に対する啓発のための資料作成等に取り組んでいきます。

※ こども食堂…こどもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、こどもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

(3) こども一人ひとりが自分や他の人の大切さを認めることができるよう、また、こどもに携わる大人が、こどもの人権を尊重し健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責務を果たしていけるよう、各種団体、民間企業、行政等が一体となって、研修会や講演会、映画会等の様々な取組を通じて人権教育・啓発に取り組みます。

3 いのちを大切にせる教育

妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にせる教育に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会、性教育を行う専門家等に対する研修会を実施しました。
- (2) 市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で産婦人科医等による「いのちの大切さを考える講演会」を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 性に関する知識は、幅広い内容をこどもの発達に応じて段階的に伝える必要があることから、対象とする年齢や実施する内容の検討と併せて、家庭、学校、行政機関、民間団体などが、それぞれの強みを生かして普及啓発に取り組む必要があります。
- (2) 「いのちの大切さを考える講演会」は、小学校の令和5年度（2023年度）実績が92校中24校であり、全校実施に向け拡大していく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き講演会や研修会など、性に関する知識の普及啓発と包括的性教育※の推進に取り組みます。
- (2) 「いのちの大切さを考える講演会」は、中学校・高等学校・特別支援学校においては全校実施を継続し、小学校においては、実施校を毎年10校ずつ増やしていく予定としています。

4 こどもの意見表明

こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していきます。

※ 包括的性教育…身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係やジェンダーの理解、性にかかわる意思決定など幅広いテーマについて幼少期から具体的に学ぶ性教育。

1 【これまでの主な取組】

- 2 (1) 令和6年(2024年)の改正児童福祉法の施行に先駆け、児童福祉施設等におい
3 て、モデル事業として、こどもの権利擁護の普及啓発、意見表明等支援員※の確保・
4 育成、こどもの意見表明の支援(対象:4施設)等を行いました。
- 5 (2) こども、若者、子育て当事者の意見を市政へ反映させるため、「こども・子育て版 市
6 長とドンドン語ろう!」を実施しました。
- 7 (3) 令和3年度(2021年度)から全ての小中高等学校で、こども、保護者、教職員の
8 意見を反映した「校則・生徒指導のあり方の見直し」を行ってきました。
- 9 (4) 国が推進する学校運営協議会(コミュニティ・スクール※)と地域学校協働活動※
10 の一体的推進に係るモデル事業を、既存の仕組みを活用し小中高4校で実施・検証
11 してきました。
- 12 (5) 教育振興基本計画〔教育大綱〕策定過程でのアンケート・教育委員との意見交換、
13 中学校共通標準服デザイン等の意見聴取、部活動改革に係るワークショップ・アン
14 ケート、天明校区施設一体型義務教育学校※の要求水準書の意見交換、教育行政審
15 議会委員とのトークセッション等、幅広くこどもの意見を聴く取組を行いました。

16
17 【現状と課題】

- 18 (1) こどもの権利擁護推進は、児童福祉施設等におけるモデル事業の実施によって、こ
19 どもだけでなく、意見表明等支援員や施設担当職員等からのフィードバックを得る
20 ことができました。
- 21 (2) こども、若者、子育て当事者等からの意見を、より聴取することができる場を創出
22 していく必要があります。
- 23 (3) 校則見直しにおいてこどもや保護者の意見表明の場はできましたが、主となって進
24 めるこどもが一部であったり、保護者の参画が少ない学校もあるなど、学校によっ
25 て取組の違いがあります。
- 26 (4) 前年度からの準備期間が短く、学校運営方針などの十分な議論が出来ていないため、
27 こどもの参画機会を増やすなど、令和7年度(2025年度)実証に向けた準備を
28 進めています。
- 29 (5) こどもの意見を踏まえた計画の策定や事業実施等ができましたが、学校運営への意

※ 意見表明等支援員…こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする人のこと。

※ コミュニティスクール…学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

※ 地域学校協働活動…地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

※ 施設一体型義務教育学校…同一の校舎内で、小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。

見反映の仕組みが確立されていません。

【取組の方向性】

- (1) 令和6年度（2024年度）以降、こどもの意見表明等の支援対象施設を本市所管の全ての社会的養護の施設等に拡充し、引き続き、こどもの権利擁護の普及啓発、意見表明等支援員の確保・育成、こどもの意見表明の支援等を実施します。
- (2) こどもや若者、子育て当事者等からの意見を聴取し、市政に反映させる仕組みを構築し、今後も引き続き、個別にテーマを設定する等、こどもや若者、子育て当事者等との意見交換を実施していきます。
- (3) 目的の周知徹底を行うとともに、他校の取組の例を紹介するなど、各学校での効果的な取組の支援をしていきます。
- (4) モデル事業の検証を踏まえ、こどもの意見が学校運営に反映される仕組みの導入を検討していきます。
- (5) こどもの意見が学校運営に反映できる仕組みを確立していきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
こどもホットラインにおける相談件数	件	146	300	300
こどもの意見表明件数	件	19	100	140
性に関する研修会、講演会の受講者数	人	198	300	300

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針2 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

1 結婚を希望する方への支援

結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 結婚を希望する方へ結婚世話人事業や婚活セミナーの開催など出会いの機会に繋がる支援を行いました。また、ライフプラン※に関する資料の配布など、若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでにに関する情報の提供に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 未婚化・晩婚化の進行は、少子化の大きな要因の一つとされており、結婚を希望する方に対する多くの出会いの機会の提供や、若い世代が結婚の魅力や結婚後の生活をイメージできる取組が求められています。

【取組の方向性】

- (1) 結婚支援については、令和7年（2025年）1月に開設した結婚支援センターにおいて、多くの出会いの機会を提供するとともに、結婚に関する相談支援や結婚に関するセミナーを開催するなど、結婚を希望する方の支援を強化していきます。また、若い世代が結婚の魅力や結婚後の生活をイメージできるよう、ライフプランに関する知識の普及にも取り組みます。

2 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 仕事と子育ての両立支援については、子育て支援優良事業による子育てしやすい職場環境が整備されている企業を認定し、企業における子育てに配慮した多様な働き方を推進する取組の支援などを行ってきました。

※ ライフプラン…人生で起こりうる結婚や出産・育児、家の購入、老後の生活などのイベントを想定した、資金計画などの具体的なプランのこと。

1 【現状と課題】

2 （１） 子育て支援優良企業事業の令和５年度（２０２３年度）認定企業数は５３社で増加
3 傾向であり、今後も認定を希望する企業が８６．２％と高い一方で、本事業や認定
4 企業の周知を求める意見が寄せられています。本事業や認定企業の優良事例の周知
5 に取り組み、社会全体で仕事と子育てを両立する機運をさらに高めていく必要があ
6 ります。

7
8 【取組の方向性】

9 （１） 仕事と子育ての両立支援については、子育て支援優良企業認定企業数の増加や事業
10 の周知に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランス※に関するセミナーの開催な
11 どにも取り組みます。

12
13
14 ■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
子育て支援優良企業認定企業数	件	53	125	200
結婚支援センター登録者数	人	0	2,500	2,500

※ ワーク・ライフ・バランス…誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる、仕事と生活の両方が調和している状態のこと。

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針3 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 妊娠・不妊治療等に関する支援

こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊治療等の相談・支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア※の普及啓発の取組として、講演会や医師による個別相談会の開催、SNSによる情報発信など取り組みました。
- (2) 予期せぬ妊娠に悩む方等に対し、電話やメール、訪問等による相談支援を行いました。
- (3) 一般不妊治療費用について、一部助成を行いました。(令和5年度(2023年度)助成件数:266件)

【現状と課題】

- (1) プレコンセプションケアの更なる普及啓発に取り組む必要があります。
- (2) 予期せぬ妊娠に悩む方等に様々な支援が届くよう、相談窓口の周知に取り組む必要があります。
- (3) 一般不妊治療および生殖補助医療については、有効で安心・安全な治療を受けられるよう、保険適用となりましたが、こどもを望む方が、治療を選択できるよう、一般不妊治療については、一部助成を継続しています。

【取組の方向性】

- (1) 講演会の開催やSNSによる情報発信等に加え、結婚や妊娠を意識する世代の方に向け、結婚支援センター等を活用した情報発信を行うなど、普及啓発を強化します。
- (2) 引き続き、予期せぬ妊娠に悩む方等に対する相談支援を行うとともに、SNSを活用するなど、相談窓口の周知に取り組みます。
- (3) 妊娠・出産を考える若い世代が、将来のライフプランを考えられるような支援策の検討を進めます。

※ プレコンセプションケア…男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促す取組。

2 母子の健康保持・増進

こども家庭センター※における伴走型相談支援や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 令和6年(2024年)4月、各区保健こども課に、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、これまであった「子育て世帯包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「こども家庭センター」を設置しました。
- (2) 将来を考える若い世代から、就学前のこどもを育てる保護者を主な対象として、電子親子(母子)健康手帳、子育て情報やイベントの掲載、オンライン予約等の機能を搭載した子育て応援アプリ「くまっと」を導入しました。
- (3) 妊娠届出時に全妊婦に対する面接を実施し、妊娠期から出産にかけて必要となる情報提供や、妊婦の状況に応じた相談対応、また、妊娠8か月時にも全妊婦に対するアンケートを実施し、相談希望者及び、専門職において支援が必要と判断した妊婦に対し、相談対応を実施するなど切れ目のない支援(伴走型相談支援)に取り組みました。
- (4) 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業では、令和5年度(2023年度)から全ての家庭に助産師等の専門職が訪問することとし、情報提供や養育相談を行いました(伴走型相談支援)。また、産後ケア事業※においては、乳児とその母親に対し、母親の心身の安静や回復のほか、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかな育児につながる支援を行いました。
- (5) 妊産婦健診、乳幼児健診により母子の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、医療機関等との連携を図りながら、母子の心身の健康に関する知識の啓発を行いました。
- (6) 妊婦を対象に歯周疾患※及びむし歯の早期発見・早期治療を図るため、妊婦歯科健康診査を実施しました。また、むし歯予防を目的としたフッ化物塗布※事業を1歳・1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳6か月のこどもを対象に令和5年(2023年)11月に開始し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進に取り組みました。

※ こども家庭センター…全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。各区役所保健こども課に設置。

※ 産後ケア事業…産後、産科医療機関や助産所などにおいて十分な休息と食事の提供や乳房のケアを含む適切な授乳や育児手技の指導などを助産師等が行い、少しでも安心して子育てができるよう支援する事業。

※ 歯周疾患…歯の周りの組織(歯肉、歯根膜、セメント質、歯槽骨)が歯周病菌により炎症を起こし、壊れていく病気。

※ フッ化物塗布…むし歯予防に効果的な「フッ化物」が比較的高濃度に配合されたフッ化物溶液やジェルを歯の表面に直接塗布することでむし歯を予防する方法。

(7) 妊産婦相談や育児相談、幼児健診を通して、こどもの食生活に関する相談対応に取り組みました。また、乳児向けの離乳食講座や食育講座の開催、SNSなどで食育情報の提供を行いました。

(8) 乳幼児健診時における保健指導や育児相談、子育てサークル等さまざまな機会を通して、こどもの心身の健康を育む取り組み（母子愛着形成、親子の触れ合い、事故予防、生活習慣など）を行いました。

【現状と課題】

(1) 「こども家庭センター」において、すべてのこどもと子育て家庭及び妊産婦等に必要な支援を適切に実施するための支援体制を構築していく必要があります。

(2) 子育て応援アプリ「くまっと」のさらなる普及啓発に取り組む必要があります。

(3) 妊娠8か月時アンケートの回答率が約60%であるため、より多くの方の回答を得られるような取組が必要です。

(4) こんにちは赤ちゃん事業において、専門職がより丁寧な対応を行い、必要な支援につなぎ、健やかな子育てを支援する必要があります。また、産後ケア事業利用者の相談内容からは、妊娠中に出産や育児についての教育や出産後の準備について知る機会があることで対応できたケースが多くみられたことから、妊娠中の教育や情報提供を充実させる必要があります。

(5) 妊産婦及び乳幼児健診の受診率はいずれも97%を超えています。こどもの健康には、妊娠期からの健康も重要であることから、今後も母子の心身の健康の保持、増進のため、健診が安定して継続できるよう体制を維持することに加え、必要に応じて新たな健診項目の追加などを検討していく必要があります。また、健診及び精密検査の未受診者フォローも重要となります。

(6) 妊娠期は歯周病の重症化により早産や低出生体重児出産のリスクが高くなると言われており、妊娠前の若い世代から妊婦歯科健診の受診勧奨に取り組む必要があります。また、本市は幼児のむし歯有病率が政令指定都市で最も高く、保護者の口腔健康への関心を高めるとともに、1歳から継続してフッ化物塗布を受けられる環境の整備など、かかりつけ歯科による定期的な歯科健診受診を増やす取組が必要です。

(7) 食育講座の中で、朝食習慣や、共食※を通した食を楽しむことの重要性について周知しました。また食生活を見直す契機となる妊娠中に、妊婦とその家族を含め食に関する相談に応じています。また、離乳食の進め方やレシピ等を掲載している「食育のひろば」ホームページのチラシを赤ちゃん訪問や育児相談、幼児健診の際に配布しています。

(8) こどもの心身の健やかな成長には、乳幼児期からの肯定的な大人の関りが重要であり、妊産婦やそのパートナー及び、子育てにかかわる支援者や地域の誰もが肯定的な関りができるような教育や啓発が必要です。

※ 共食…家族や仲間と一緒に食卓を囲んで共に食事をする事。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き、「こども家庭センター」の相談支援体制を強化していくとともに、地域における子育て支援体制の充実を図っていきます。
- (2) 引き続き、子育て応援アプリ「くまっと」の普及啓発を実施し、オンライン予約や情報掲載の充実に取り組みます。
- (3) 引き続き、全ての妊婦に妊娠届出時に面接及び、妊娠8か月時のアンケートを実施し、必要な方に対する支援を継続します。
- (4) こんにちは赤ちゃん事業においては、すべての母子が適切な支援を受けられるよう、専門職による訪問を継続していきます。産後ケア事業については、令和6年度（2024年度）から訪問型を追加したところであり、産婦が利用しやすく、適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組むとともに、妊娠期の教育の機会について検討します。
- (5) 今後も関係機関と連携しながら、健診体制の維持や健診項目の追加や見直しなどに、取り組みます。また、健診及び精密検査の未受診者の把握及び受診勧奨を行うとともに、母子の心身の健康に関する知識の啓発を行っていきます。
- (6) 妊婦歯科健康診査やフッ化物塗布事業を継続するとともに、関係団体と連携してむし歯や歯周病予防に関する啓発を強化し受診率向上を図ります。
- (7) 離乳食講座や食育講座を継続し、食育への関心度の向上と朝食喫食率の向上、共食を通じた食を楽しむことについての取組を、子育て世代や若い世代へ推進していきます。
- (8) 引き続き、妊産婦やそのパートナー、子育てに関わる支援者や地域住民に対して、さまざまな機会を通して、こどもの心身の健康を育む教育や啓発に取り組みます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
子育て応援アプリ登録者数(累計)	人	-	14,000	28,000
乳児(3カ月児・7カ月児)健診受診率の向上	%	97.9	100	100
3歳児でむし歯のない者の割合	%	86.5 (R4年度)	89.8	92.4

施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

基本方針4 保育サービスや幼児教育などの充実

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 待機児童の解消、保留児童対策

待機児童※の解消や保留児童※の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 保育士支援コーディネーターを配置し、月3回（偶数月は月4回）の出張就職相談会や年2回の就職相談セミナーを開催してきました。
- (2) 待機児童解消・保留児童対策に向けて、保育環境の改善、整備に取り組んできました。
- (3) 保育の量の拡充のため、既存幼稚園からの認定こども園※への移行を促すとともに、既存施設の定員転換（充足年齢から不足年齢へ定員の割り振りを変える）の勧奨を行ってきました。

【現状と課題】

- (1) 各種イベントにおいて、参加人数が想定を下回り就職まで結びつくケースが少なく、保育士不足解消には至っていません。
- (2) 保育環境の改善、整備に取り組んできた結果、待機児童数は、令和2年度（2020年度）から5年連続“ゼロ”となっていますが、保留児童の減少には至っていません。
- (3) 保育定員については、施設において保育士確保が困難等の理由により、減少傾向にあります。

【取組の方向性】

- (1) これまでの各種イベントの周知方法や開催手段の再検討を行い、今後も更なる保育士確保に向けて取り組みます。
- (2) 令和7年（2025年）4月入所申込を1ヶ月前倒しし、各区配属の利用者支援員による斡旋期間を確保することにより保留児童の減少を図ります。
- (3) 引き続き、既存幼稚園からの認定こども園への移行促進及び、既存施設の定員転換（充足年齢から不足年齢へ定員の割り振りを変える）の勧奨を実施するとともに、

※ 待機児童…特定の保育所等に限らず入所を希望しているが、入所保留となっている児童のこと。

※ 保留児童…特定の保育所等のみへの入所を希望し、入所保留となっている児童のこと。

※ 認定こども園…教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

1 保育士確保に向けた取組を進めることにより、保育の量の拡充を図ります。

2 保育サービスの充実

6 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- 9 (1) 保育所等に対して、延長保育や一時預かり事業等に対する補助金や給付費の支給等
10 を行ってきました。
- 11 (2) 病児・病後児保育事業※について、小学校6年生までの病児又は病気の回復期で集団
12 保育が困難な児童を専用施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労支援を行い
13 ました。また、近隣自治体との相互利用範囲を拡大し、利用者の利便性向上を図っ
14 てきました。

【現状と課題】

- 17 (1) 延長保育については、公立19施設、私立151施設で、保護者の就労等やむを得
18 ない事情で保育時間の延長が必要な児童に対応しています。未就園児を対象とする
19 一時預かりについては、減少傾向にあるものの、保護者が必要な時に利用できるよ
20 う、引き続きニーズを把握していく必要があります。
- 21 (2) 病児・病後児保育について、利用者数はコロナ禍の令和3年度（2021年度）～
22 令和4年度（2022年度）は減少傾向にありましたが、5類感染症へ移行した令
23 和5年度（2023年度）から増加し、子育てと就労支援に活用されています。一
24 方で、市民ニーズにあった設置数や設置場所、予約方法等となっているか引き続き
25 検討が必要です。

【取組の方向性】

- 28 (1) 延長保育や一時預かりについては、ニーズを把握しながら引き続き取組んでいきま
29 す。また、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわら
30 ない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を
31 問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
32 を実施します。
- 33 (2) 病児・病後児保育について、引き続き近隣自治体と連携し、利用者の選択肢が増え
34 るよう範囲を拡大します。また、予約方法の見直しを検討し、利用者の利便性向上
35 を図るとともに、全ての子育て世帯へ情報を届けることができるよう、周知方法を
36 改善していきます。

※ 病児・病後児保育事業…こどもが病気などのため保育園等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、小学校6年生までのこどもを医療機関などに併設した施設で預かる事業。

3 保育所等の適切な運営推進

保育所等の適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

【これまでの主な取組】

- (1) 保育所等に対して、年1回の指導・監査にて、施設の運営・保育状況の確認並びに指導を行ってきました。

【現状と課題】

- (1) 改善指導を行わなければならない施設も少なくなく、継続的な立ち入りによる改善確認を要するが、マンパワー不足のため再度の立ち入りまでに期間を要しています。

【取組の方向性】

- (1) 今後も保育所等の運営状況の確認を行うとともに、施設での虐待防止・事故防止対策等の実施状況においても重点項目として指導・監査を行います。

4 児童育成クラブ運営の充実

児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 児童育成クラブについては、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるよう、児童育成クラブの管理運営・民間補助のほか、入会児童数の増加を踏まえ、支援員の人材確保や施設整備等に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 全クラブでの高学年受入れに向けて、対象クラブ数を着実に増やしている一方で、利用児童数の増加により一部のクラブで施設の狭隘さが課題となっています。

【取組の方向性】

- (1) 安定したクラブ運営に向けた支援員の人材確保策の工夫や、放課後児童対策パッケージ※で示されている学校の余裕教室の有効活用、国補助事業の積極的な活用等による施設環境改善に取り組んでいきます。

※ 放課後児童対策パッケージ…小学校の余裕教室や児童館などで放課後児童の健全育成を図るための基準や支援を提供すること。

1 ■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
待機児童数(4月1日現在)	人	0	0	0
医療的ケア児受入れ数	人	12	16	20
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設数	施設	107	115	120
児童育成クラブ利用者の満足度	%	89.0	90.0	93.0

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

1 施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

2 基本方針5 子育てにおける経済的な負担の軽減

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 子育て世代への経済的負担の軽減

児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 家庭等における生活の経済的安定に寄与するため、児童の養育者に児童手当を支給してきました。令和6年（2024年）10月からは、制度改正に伴い、支給期間が高校3年生相当まで延長されたほか、所得制限の撤廃や多子加算額を増額するなど、次世代を担う全てのこどもたちの育ちを支える経済的な支援を行ってきました。
- (2) 乳児及び児童の健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳から高校3年生相当までを対象に、保険診療による医療費の助成及び保険薬局に係る自己負担料を無料とする、こども医療費助成を行ってきました。
- (3) 幼児教育・保育無償化に伴い、3～5歳の保育所等の利用料を無償にするとともに、0～2歳についても住民税非課税世帯を対象に無償としました。また、認可外保育施設等及び幼稚園の預かり保育利用者に対する給付等も行ってきました。
- (4) 生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償にしました。
- (5) 更なる高等教育費の負担軽減等、子育て世帯や若者に対する経済的支援の拡充について国に要望しました。
- (6) 良質な賃貸住宅の情報提供等による居住支援の促進として、住宅セーフティネット※制度について、HPやパンフレットにて広報してきました。

【現状と課題】

- (1) 児童手当制度の改正に伴い受給者が増加する中、すべての受給者に対し、手当を適正に給付する必要があります。
- (2)(3)(4) 自治体間でサービス水準に差が生じているこども医療費助成、第2子以降の保育料・副食費や学校給食費の無償化などについて、全国一律での制度実施が必要です。
- (5) 経済的負担が大きい高等教育段階において、家庭の経済状況に関わらず、若者が大学等へ進学するチャンスを確保できるよう、高等教育費の負担軽減など、修学支援の更なる充実が必要です。

※ 住宅セーフティネット…住宅確保要配慮者（子育て世帯、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、外国人）が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みのこと。

(6) 子育て世帯への居住支援として、中古住宅の購入や空き家の活用を促すための支援制度など子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する必要があります。

【取組の方向性】

(1) 制度改正により、新たに支給対象となる方を含めすべての受給者へ確実に支給するため、引き続き適正な給付を推進していきます。

(2) こども医療費負担軽減のため、引き続き、助成を行っていきます。また、払い戻し手続きを簡素化し、市民の利便性向上を図ります。

(2)(3)(4) 他都市の動向を調査・研究するとともに、全国一律での制度実施となるようあらゆる機会を通じて引き続き国に要望していきます。

(5) 更なる高等教育費の負担軽減が図られるよう引き続き国に要望していきます。

(6) 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に中古住宅購入補助や空き家のリフォーム補助を行うことで、子育て世帯に対する住宅支援を強化します。

■検証指標

検証指標	単位	基準値	検証値	
		R5年度	R9年度	R13年度
児童手当の支給延べ件数	件	144,000	347,000	347,000

1 施策1 すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援

2 基本方針6 地域主体の子育て支援

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

1 地域子育て支援拠点における子育て支援

子育て支援センターや子育てひろばを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。

【これまでの主な取組】

(1) 公立及び私立保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、市内18箇所で子育て全般に関する支援を行ってきました。

(2) 子育てひろば（街なか子育てひろばやつどいの広場）の子育て支援拠点施設においても、子育てに係る相談、育児情報の提供、親子の交流等の支援を行ってきました。

【現状と課題】

(1) 子育て支援センターは、市民ニーズに合った設置数や設置場所等となっているか、検討が必要です。また、センターや利用方法を知らないことで利用に繋がっていない市民も多く、周知・広報を充実させていく必要があります。

(2) 地域子育て支援拠点施設は、利用者数の増加とリピーターの多さから、地域に根付いた子育て支援の拠点として評価されています。また、保護者同士の交流や社会とのつながりの場として重要視されており、近隣に増加している半導体関連企業の進出等による外国籍居住者との共生社会の一端を担うことが期待されています。

【取組の方向性】

(1) 子育て支援センターでは、他施設との連携行事など子育て世帯のニーズに合った事業を積極的に実施するとともに、あり方の検討を進めます。また、紙媒体に加えSNSを活用した効果的な広報を行い、全ての子育て世帯へ情報を届けることができるよう周知方法を改善していきます。

(2) 地域子育て支援拠点施設では、市民との交流を続けながら、地域団体との連携強化や子育て関連情報の動画配信サービスに取り組んでいきます。また、子育て情報交換や地域交流の場として広報・周知を進めていきます。

2 地域との連携による子育て支援

こども食堂への支援、子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援と育成を図り、地域との連携協力を推進します。

1 **【これまでの主な取組】**

- 2 (1) 地域でこども食堂や子育て支援活動を行っている団体等に対して、こどもの未来応
3 援基金等を活用した活動助成や結婚・子育て応援サイトによる広報支援等を行って
4 きました。
- 5 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員・児童委員」という。）による
6 登下校時のあいさつ運動などの見守り活動、子育て支援制度やサービスの紹介、子
7 育てサロン・子育てサークルを開催し、こどもや保護者同士のふれあいや交流の場
8 を提供してきました。
- 9 (3) 乳幼児のこどもたちとその保護者の食育に携わる保育園・幼稚園、地域支援者と連
10 携・協力し、「熊本市こどもの食育推進ネットワーク」をつくり、それぞれの専門性
11 を活かした地域における食育活動を展開しました。
- 12 (4) 各区において、地域団体や住民と連携しながら、地域への愛着形成や担い手育成な
13 どを目的に、こどもや子育て当事者、地域住民との交流促進、学びや体験イベント
14 の実施などを行ってきました。
- 15 (5) 地域における子育ての援助を受けたい人（以下「依頼会員」という。）と援助を行
16 いたい人（以下「協力会員」という。）の会員組織による相互援助活動のファミリー・
17 サポート・センター※事業を実施し、子育て世帯の支援を行ってきました。

18
19 **【現状と課題】**

- 20 (1) こども食堂は年々増加しており、その多くが食事の提供以外にも食育活動、学習支
21 援等多様な活動を行い、誰もが利用できる地域の交流拠点となっていますが、1箇
22 所も開設されていない校区もあるなど、地域によって偏りが見られます。また、令
23 和5年度（2023年度）に行ったこども食堂へのヒアリングでは支援の継続や拡
24 充、地域の理解や協力、運営者同士の情報交換の場が求められています。
- 25 (2) 民生委員・児童委員は恒常的に欠員の生じている地域があるほか、雇用年齢の延長
26 等を背景に、担い手確保が課題となっています。
- 27 (3) こどもの食育推進ネットワークでは、食育担当者間の連携と情報交換及びスキルア
28 ップのための研修会を開催しました。また、こどもの生活リズムの定着のため、保
29 育園、民生委員・児童委員等のメンバーと連携し「はやね・はやおき・朝ごはんカ
30 ード」の家庭での取組を支援しました。
- 31 (5) ファミリー・サポート・センター事業では、依頼会員の要望に合う協力会員の適正
32 配置が課題となっています。

33
34 **【取組の方向性】**

- 35 (1) これまでの取組の充実を図りながら、全小中学校区でのこども食堂開設を目指し、こ
36 ども食堂のPRに取り組み、地域住民や地域団体の興味関心を高めるとともに、こ

※ ファミリー・サポート・センター…預けたい方（依頼会員）と預かる方（協力会員）による相互援助活動で、協力会員が自宅等でこどもの預かりや保育園等の送迎を行う有償ボランティアサービス。

- ども食堂設置者と新規開設希望者のネットワークづくりを促していきます。
- (2) 民生委員・児童委員活動への理解を促進するための啓発活動や民生委員・児童委員の負担軽減について熊本市民生委員児童委員協議会・熊本市社会福祉協議会・市の三者協議を行い、担い手確保を図っていきます。
- (3) 「はやね・はやおき・朝ごはんカード」の取組を継続するとともに、保育所・幼稚園等の施設において、地域の多様な関係者との連携・協働での食育の取組の活性化を図っていきます。
- (4) 地域の特性をふまえながら、地域団体や住民と連携したこどもや子育て当事者の体験や交流の機会創出等に取り組んでいきます。
- (5) ファミリー・サポート・センター事業について、引き続き協力会員の人数確保や依頼会員の要望に合ったマッチングに取り組んでいきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
地域子育て支援拠点施設利用者数	人	85,186	102,000	122,400
子育て応援団体登録数	団体	98	150	200
こども食堂開設校区数	校区	53	73	92
「熊本市こどもの食育推進ネットワーク」における連携活動した団体等の割合	%	26.2	40	55

施策2 困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援

基本方針1 社会的な支援の必要性がある子どもや子育て家庭への支援

1 こどもの
いのちと
権利を守る

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

1 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の発生予防、早期発見及び子どもや家庭への適切な支援のため、より専門性の高い相談支援体制を構築します。

【これまでの主な取組】

- (1) 特定妊婦※等に対して、電話、メール、訪問等による相談支援及び一時的な住まいの提供を行いました。
- (2) 児童相談所では、社会福祉職をはじめとする専門職の採用及び配置を進め、令和3年（2021年）に常勤弁護士、令和4年（2022年）には常勤医師をそれぞれ配置しました。
- (3) 要保護児童※等の通告や相談への対応、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携など、児童虐待の予防と早期発見に努めるとともに、オレンジリボンサポーター※養成講習会等による啓発活動を行いました。令和3年度（2021年度）に児童家庭支援センター※、令和6年度（2024年度）に各区子ども家庭センターを設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの切れ目ない支援を行ってきました。
- (4) 子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・子育てなどの支援を行うことで虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐため子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業を行ってきました。

【現状と課題】

- (1) 妊娠に関する相談件数が増加するとともに、相談内容も複雑化しています。
- (2) 第7次定員管理計画を策定し、児童福祉司及び児童心理司の増員を進めてきたものの、児童福祉法等における配置標準数の充足には至っていません。また、相談が複雑・多様化する中、職員一人一人の更なる専門性向上が必要です。

※ 特定妊婦…出産後のこどもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

※ 要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

※ オレンジリボンサポーター…子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を応援する個人や団体のこと。

※ 児童家庭支援センター…地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市区町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的として、児童福祉法に基づいて設置された機関。

- (3) 児童虐待相談対応件数が年々増加していることから、今後も児童虐待防止への取り組みを強化し、要保護児童対策に対する各関係機関との情報の共有、連携の強化及び相談体制の充実を図る必要があります。児童家庭支援センターにおける相談件数は、令和3年度(2021年度):1,834件、令和4年度(2022年度):3,299件、令和5年度(2023年度):4,980件と年々増加しています。
- (4) 切れ目のない支援を実現するため、様々なニーズに対応し、家庭支援事業などの支援の種類・量・質を充実させることが求められています。

【取組の方向性】

- (1) 複雑化する相談内容に対応するため、心理療法や法律相談による支援を行うなど、引き続き特定妊婦に対する相談支援に取り組みます。
- (2) 児童相談所では、引き続き、児童福祉法等における配置標準数充足を進めるとともに、研修を充実させ、より専門性の高い助言や指導を受けられるような相談支援体制を構築していきます。
- (3) 児童家庭支援センター及びこども家庭センターでは、引き続き、相談支援体制を強化し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、切れ目なく、漏れなく対応していきます。また、オレンジリボンサポーター養成講習会等を継続して実施し、更なる児童虐待防止の推進に努めます。
- (4) 虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援まで、様々なニーズに対応するため、家庭支援事業を含め、支援体制を拡充していきます。

2 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの相談支援体制の整備、居場所づくりに取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 区役所職員やスクールソーシャルワーカー※、主任児童員等を対象として、ヤングケアラーを理解し早期支援につなぐための研修会を実施してきました。
- (2) 令和6年(2024年)10月から「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備、ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、介護、医

※ スクールソーシャルワーカー…家庭や関係機関と連絡・調整を進め、児童生徒に関わる課題や環境の改善を行う福祉の専門家。

療、教育等の関係者が連携を図りながら、地域全体で早期発見・早期支援につなげていく必要があります。

- (2) ヤングケアラーであるこども・若者自身や周囲の大人が、気軽に相談できるよう、「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」について認知度を高める必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。
- (2) ホームページやSNSを活用した広報に加え、市立小中学校の児童・生徒に配布されているタブレットを活用して周知・啓発に努めます。

3 社会的養護を必要とするこども・若者支援

児童福祉施設等の適切な運営支援等を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもに対する家庭的な養育環境の整備を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 児童福祉施設等における施設整備、人材確保等に要する費用の補助や監査を実施するなど、施設等の適切な運営に向けた支援を行いました。
- (2) 里親委託の推進に向け、広報やリクルート活動の強化、研修の充実、支援体制の整備を図りました。

【現状と課題】

- (1) 児童福祉施設等の職員には高い専門性が求められているが、多くの施設等において人材確保・定着に苦慮しており、施設のICT化の推進等による職員の負担軽減等の環境整備とともに支援が求められています。
- (2) 里親登録者数は年々増加しているものの、区ごとの里親登録者数に差があり、里親委託となったこどもが転校せざるを得ない状況が生じているため、里親が少ない地域におけるリクルート活動の強化が求められています。

【取組の方向性】

- (1) 施設の適切な運営に向け、研修の実施による人材育成を推進するとともに、人材確保・定着や環境整備のための支援に取り組めます。
- (2) 各区、各校区に里親登録者を配置するため、里親支援センター※と協力しながら里親

※ 里親支援センター…里親等やその養育される児童に対して、相談や援助を行う施設のこと。

1 制度の周知啓発及びリクルート活動を推進します。

4 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実

6 障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する保護者等からの様々な相談に応じ、助言
7 や支援を行います。また、医療的ケア児※及びその家族が、必要とする医療的ケアの種類や
8 生活の実態に応じて、日常生活において必要な支援を受けられるよう相談体制や療育環境
9 の整備を行います。

【これまでの主な取組】

- 12 (1) こども発達支援センターでは、こどもの発達に関する保護者からの相談に丁寧に対
13 応するため、専門職による相談、診察、検査等を行ってきました。
- 14 (2) 重症心身障がい児等とその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよ
15 う、医療・福祉サービス等の体制整備を行いました。児童発達支援センターに機能
16 強化員を配置し、圏域内の障害児通所支援事業所への巡回訪問等を実施しました。
- 17 (3) 身体の発育が未熟なまま生まれた乳児等に対して未熟児養育医療費、慢性的な疾病
18 を抱える児童に対して小児慢性特定疾病医療費、身体上の障がい、または将来にお
19 いて障がいを残すと認められる児童で、確実に治療効果が期待できる者に対して自
20 立支援（育成）医療費の給付を行いました。
- 21 (4) 障がいのあるこどもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援※、放課後等
22 デイサービス※及び保育所等訪問支援等の障害児通所支援サービスによる適切な支
23 援を行ってきました。
- 24 (5) 医療的ケア児及びその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよう市
25 基幹相談支援センター9カ所に医療的ケア児等コーディネーター（市町村コディ
26 ネーター）を配置しました。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの受入支
27 援や短期入所施設への補助を行ってきました。
- 28 (6) 市立学校・園において、医療的ケア児が、安全安心な学校生活を送るために学校看
29 護師の配置を行ってきました。

【現状と課題】

- 32 (1) 発達障がいについての認知が高まり、相談が増加していることから、来所相談の枠

※ 医療的ケア児…医療的ケアが日常的に必要なこどもたちのこと。

※ 児童発達支援…日常生活の基本的な動作や技能、集団生活に必要な社会性やコミュニケーションを練習し、家庭や園・学校での生活がより豊かになるように、小学校就学前のこどもと家族を支援する施設。

※ 放課後等デイサービス…日常生活の基本的な動作や技能、集団生活に必要な社会性やコミュニケーションを練習し、家庭や園・学校での生活がより豊かになるように、主に6歳～18歳の就学しているこどもと家族を支援する施設。

を拡大して待機期間の短縮に取り組みました。今後も相談の増加が見込まれるため、相談体制の見直しを図る必要があります。また、専門職員の人員不足が懸念されます。

(2) 療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関が連携し、切れ目のない支援と環境づくりが求められています。また、こども本人だけでなく、家族に対する精神的なフォローも含め、乳幼児期から成人期までの連携した支援体制を充実させる必要があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童においては、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、適切な支援を継続するため、関係機関との連絡調整等を行うことが重要です。

(4) 障害児通所支援サービスについては、利用者数、事業所数とも右肩上がりに増加しているため、療育の質の向上と平準化が課題となっています。

(5) 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう相談体制の整備に取り組む一方で、障害福祉サービス等とつなぐキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの認知度を高める必要があります。また、医療的ケア児を受け入れる児童発達支援センターや放課後等デイサービス、短期入所施設を拡充していく必要があります。さらに、災害時の避難場所や避難できる医療機関も不足しています。

(6) 看護師確保に向けて、看護協会や県小児在宅医療支援センターとの連携を進めていますが、看護師の確保が年々難しくなっています。

【取組の方向性】

(1) 保護者からの相談に対して、迅速かつきめ細かで寄り添った対応ができるよう、初回来所相談（心理評価と成育歴聴取）や保護者の来所面談枠の拡大等に努めます。

(2) 障がいやその疑いのあるこどもと保護者が地域で療育相談や指導を受けられるよう、在宅支援を充実させます。また、障がいに関する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、関係機関と連携して知識の普及・啓発に努めます。

(3) 治療が必要な児童に対して、引き続き、医療費の給付を行います。また、小児慢性特定疾病自立支援事業については、専門機関に加え、身近な場所でも気軽に相談できる相談支援体制を整えます。

(4) 第3期熊本市障がい児福祉計画に基づき療育の場の充実に努めるとともに、事業所の支援プログラムの公表など質の担保と向上を推進していきます。

(5) 医療的ケア児やその家族が地域において適切な支援を受けられるように保健・医療・障がい福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。

(6) 安定的に医療的ケアを実施できる体制整備を進めていくために、看護師確保と看護師配置の方法について研究していきます。

5 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 学校教育に関する専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」の配置のほか、児童生徒や保護者の悩みごとの相談に対して、教員と専門的なカウンセリングを行うスクールカウンセラー※等の多様な専門性を持つ職員が、それぞれの専門性を活かして、チーム学校としての対応ができるよう配置をしてきました。
- (2) 【再掲】複雑化するこどもの権利侵害に関して、学校内外を問わず相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して解決に向けて取り組む「こどもの権利サポートセンター」を令和6年（2024年）1月に開設しました。

【現状と課題】

- (1) 学校教育コンシェルジュによる課題の解決や、スクールカウンセラーによる事業効果には一定の成果が見られています。
- (2) 【再掲】福祉と教育の連携強化によるこども本位の包括的な支援体制を構築しました。相談件数の増加や複雑な事案等への対応に向けて、相談員のスキルアップや「誰でも、いつでも、どこでも、気軽に相談できる」環境整備を行う必要があります。また、教育情報誌やカード配付、市立小中学校のタブレットを活用したこどもホットラインの広報を行い、更なる認知度向上に努める必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 制度のより一層の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーへの相談数の増加に対応するため、増員や研修の充実を図りながら、育成・指導を行う経験豊富な人材の採用を検討します。
- (2) 様々な研修への参加や外部講師を招いた研修などの計画的な実施や、SNSを活用した環境の整備などを行います。引き続き市政だより等への掲載、チラシやカードの配布、市立児童生徒の学習用タブレットを使った広報などを行うとともに、こどもの権利擁護及びこどもの権利の啓発に取り組んでいきます。

※ スクールカウンセラー…児童生徒本人の心の問題に向き合い解決しようと働きかける心理の専門家。

6 課題を抱えるこどもの孤立防止

課題を抱えるこどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

【これまでの主な取組】

(1) 令和5年(2023年)8月、家庭又は学校に居場所のないこどもへの安心できる居場所を1箇所設置しました。専門の支援員を配置した上で、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた包括的な支援を実施してきました。

(2) 【再掲】令和6年(2024年)10月から「熊本市若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、これまでの傾聴型のこども・若者の悩み相談に加え、同行支援等の積極的なアウトリーチ型の相談支援に取り組んできました。あわせて、ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備、若者・ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組んできました。

【現状と課題】

(1) 居場所における包括的な支援によって、こどもの心身の発達、保護者の養育負担の軽減など、課題の改善につながっています。

(2) 【再掲】ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携を図りながら、地域全体で早期発見・早期支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

(1) こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、こどもや家庭の課題に応じた支援計画を策定した上で、こどもの居場所における包括的な支援の拡充に取り組めます。

(2) 【再掲】引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

7 在住外国人のこどもの支援

在住外国人のこども・若者に対して、日本語学習や生活相談等、個々の状況に応じた支援に取り組めます。

【これまでの主な取組】

(1) 外国にルーツを持つこどもの支援事業を国際交流会館の指定管理事業として実施し

できました。外国にルーツを持つ児童生徒に対して、保護者とともに、日本語学習だけでなく、教科学習支援、生活相談等を行ってきました。令和4年度（2022年度）からは未就学及び低学年児童へと対象を拡充しました。

- (2) 熊本市のどこに住んでも同様の日本語指導が受けられるよう、センター校・拠点校の3校の体制を整備し、指導の強化を図りました。また、教員、協力員、支援員、通訳ボランティアの人的体制も強化し、日本語指導や保護者支援の充実を図りました。

【現状と課題】

- (1) 本市の在住外国人は、半導体関連企業の進出等により年々増加傾向で過去最高を更新し続けていることから、今後も当該事業の対象となる世帯が増加することが見込まれます。一方で、当該事業がNPO法人と連携して実施しているが、NPOの人員不足や高齢化による後継者問題などもあり、今後の事業の継続性について懸念されます。
- (2) 体制整備により在籍校への指導者の移動距離や時間が短縮され、指導の充実につながっています。また、児童生徒・保護者と学校とのコミュニケーションの課題についても、学校通訳ボランティアの活用が広がりを見せているところです。実態に応じた人材の確保と、指導の質の向上のための研修を充実が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 引き続き当該事業の普及啓発に努めることにより、潜在的なニーズの掘り起こしを行うことで、外国にルーツを持つこどもたちの居場所づくりを支援していきます。一方で受け皿不足が見込まれることから、今後の方向性について、教育現場や関係機関と連携しながら検討していきます。
- (2) 日本語指導の需要は高まっていますが、その状況は各校区により異なり、状況を適切に把握して、受け入れ体制の充実を図ります。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数(延べ)	人	9,564	11,964	14,364
学校教育コンシェルジュへの新規の相談のうち終結に至ったケースの割合	%	98	100	100
里親委託率	%	24.1	33.6	42.4

施策2 困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援

基本方針2 ひとり親家庭に対する自立支援の推進

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

1 ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭に対して、就業支援の充実を図るとともに、自立支援の推進に取り組みます。

【これまでの主な取組】

- (1) 母子・父子自立支援プログラム※策定事業や、資格取得を促進するための助成及び給付、入学準備金・就職準備金及び住宅支援資金の貸付などを行ってきました。また、熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、キャリアカウンセラー※による就労相談や、就業支援のための各種講座等を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 令和5年度（2023年度）の母子・父子自立支援プログラム策定者の就労率は、令和4年度（2022年度）の77.4%から63.8%に減少しました。就職率が減少した要因として、制度周知により相談件数が増加したものの、個々の事情に合わせた支援が必要であり、すぐに就職に結びつかないケースがあったためです。今後は就労に結びつくための取組が求められます。

【取組の方向性】

- (1) 今後も関係機関と連携し、就労相談や資格取得講座の更なる充実等、就労に結びつくための支援に取り組むとともに、支援策の普及啓発に努めていきます。

2 ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭への経済的支援の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の

※ 母子・父子自立支援プログラム…求職、転職を考えているひとり親家庭の方（20歳未満の児童を扶養している方）に対し、個別に面談を実施し、生活状況、就労への意欲、資格取得への取り組み等について状況を把握したうえで、プログラムを策定し関係機関と連携しながら自立・就労のための継続的な支援を行うもの。

※ キャリアカウンセラー…相談者との対話を通して、個人にとって望ましいキャリア（「職業」「仕事」「進路」「経歴」、そしてその人の生活や生き方、生きがいなどを含めた「仕事を中心とした人生」そのもの）の選択・開発を支援するキャリア形成の専門職。

促進に寄与するため、児童の父母又は養育する者に対して児童扶養手当の支給を行
ってきました。

(2) ひとり親家庭等の方の保健の増進や福祉の向上のため、医療費の一部を助成してい
ます。

(3) ひとり親の経済的自立を支援し、その扶養するこどもの福祉の向上を図るために、
母子父子寡婦福祉資金貸付※事業を行いました。また、養育費の確保のための養育費
相談員の配置及び養育費履行確保等支援※事業を行いました。

【現状と課題】

(1) 各区保健こども課及び関係機関、ホームページ等の広報を活用し、市民に対し更な
る制度周知を行い、支援を必要とする方が制度を適切に活用できるよう努める必要
があります。

(2) 父（母）及び児童までを対象に保険診療による医療費の2／3を助成し、ひとり親
家庭等の経済的負担を軽減しています。自治体間でサービス水準に差が生じている
ことから、全国一律での制度実施が必要です。

(3) ひとり親の経済的自立を支え、その扶養する児童等の福祉の向上を図ることができ
るよう努めるとともに、養育費を取り決め、確実な取得に繋げるために支援する必
要があります。

【取組の方向性】

(1) 毎年実施される現況届提出時等の機会を活用し、受給資格者の方へ丁寧な聞き取り
及び支援案内を行うなど、世帯の状況に応じ、今後も適切な給付を行っていきます。

(2) 医療費負担軽減のため、引き続き、助成を行っていきます。また、払い戻し手続き
を簡素化し、市民の利便性向上を図ります。

(3) 支援を必要とするひとり親家庭が漏れなく制度を活用することができるように、支
援策の普及啓発を行っていきます。

3 ひとり親家庭への子育て・生活支援

ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親
家庭の生活の安定を図ります。

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付…母子家庭または父子家庭等の方の経済的自立を援助し、その扶養する児童等の福祉の
向上を図るための資金の貸付制度。

※ 養育費履行確保等支援…養育費の取り決め率及び受給率の向上を図り、ひとり親家庭の生活の安定とその子どもた
ちの健やかな成長に結びつけるため、専門の相談員が離婚前後の悩みや養育費に関する相談業務・情報提供を行う。

1 【これまでの主な取組】

- 2 (1) ひとり親の就職活動等の自立促進に必要な場合や、疾病等の社会的な理由によって
3 一時的に生活援助、保育のサービスが必要な場合など、日常生活を営むのに特に大
4 きな支障が生じている場合に、家庭生活支援員※を派遣しました。

6 【現状と課題】

- 7 (1) ひとり親の就労状況や、疾病等の様々な理由において、家事や育児の負担軽減を図
8 るために、日常生活を支援する必要があります。

10 【取組の方向性】

- 11 (1) ひとり親家庭に対する子育て・生活支援については、関係機関と連携し支援に取り
12 組むとともに、今後も支援策の普及啓発に努めていきます。

15 4 ひとり親家庭への学習支援

17 ひとり親家庭で生活するこどもたちへの学習等の支援を行います。

19 【これまでの主な取組】

- 20 (1) 基礎学力の定着や学習機会の確保などを目的として、地域の学習教室や放課後学習
21 教室※を実施しました。また、熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、
22 ひとり親家庭で生活するこどもたちを対象とした学習支援講座や教養講座を行い
23 ました。

25 【現状と課題】

- 26 (1) ひとり親家庭は、こどもを育てながら働くことに様々な困難が伴うことが多いため、
27 平均的な世帯に比べて低所得となる割合が高く、相対的貧困に陥りやすい傾向にあ
28 ります。ひとり親家庭の貧困の連鎖※を断ち切り、こどもの人生を豊かなものにする
29 ために、学びを支える必要があります。

31 【取組の方向性】

- 32 (1) ひとり親家庭に対する学習支援については、関係機関と連携し支援に取組とともに、
33 今後も支援策の普及啓発に努めていきます。

※ 家庭生活支援員…母子家庭、父子家庭又は寡婦の方が、急な残業や冠婚葬祭への参加等で、一時的に身の回りの世話（生活援助）や、児童を預ける（子育て支援）必要が生じた場合に日常生活の支援を行う専門職。

※ 放課後学習教室…こどもたちの学ぶ意欲の向上や学習の習慣化、基礎学力の定着を目的に、教員退職者や大学生等が空き教室等を活用し、こどもたちの学習の機会の確保と充実を図る。

※ 貧困の連鎖…生活困窮世帯の次世代が貧困に陥ること。

5 ひとり親家庭が安心して生活するための支援

ひとり親家庭が地域で孤立せず、安心して生活できる環境を整えます。

【これまでの主な取組】

(1) 熊本市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、生活や子育て等に関する相談、無料法律相談や心理相談などの各種相談対応、親子交流事業を実施してきました。

【現状と課題】

(1) ひとり親家庭の孤立を防ぐために、相談窓口や各種事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図る必要があります。

【取組の方向性】

(1) ひとり親家庭が安心して生活することができるよう、関係機関と連携し、支援策に取り組んでいきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
母子・父子自立支援プログラム策定件数	件	149	150	150
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(住宅支援資金)申請件数	件	60	70	70

施策2 困難な状況にある子どもや子育て家庭への支援

基本方針3 こどもの貧困対策の推進

4 困難な状況
にある子ども
や家庭の支援

1 こどもの学力向上と生きる力を育む支援

学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 教育に要する経済的負担の軽減のため、奨学金、就学援助、高校等進学支援金※の着実な実施に取り組んできました。
- (2) 交通遺児の健全な育成を図るため、交通遺児援助基金から、就学援助金及び教育用品（図書カード）を支給してきました。
- (3) 基礎学力の定着や学習機会の確保を目的として、教員退職者等の協力を得て、放課後の空き教室を活用した中学生への学習支援を実施しました。
- (4) 生活保護受給世帯の中学生等を対象に高等学校等への進学等に向けた基礎学力向上のための学習支援事業を実施しました。

【現状と課題】

- (1) 各関係機関に対し制度周知を行うなど、支援を必要とする方が漏れなく制度を活用できるよう周知に努める必要があります。
- (2) 継続的な支援を実施するとともに、市民に対し制度自体の更なる周知を図る必要があります。
- (3) 放課後学習教室においては、令和6年度（2024年度）は10校で実施中ですが、今後、実施校を拡充していくにあたって、指導員の確保や中学校で独自に実施する学習支援との調整等が課題です。
- (4) 令和5年度（2023年度）は定員60名に対しそれを上回る利用実績があった一方で、当該事業の利用を控える世帯や、学習意欲の低下などにより支援途中で利用を終了する児童がおり、学習意欲を継続させるための取組が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 各関係機関を通じた周知を継続するとともに、申請手続き等における利用者の利便性向上を図っていきます。
- (2) 市ホームページや市政だよりなどで市民に広報を行い、各学校協力のもと、制度の周知を行います。
- (3) 放課後学習教室の実施校について拡充を検討していきます。

※ 高校等進学支援金…経済的理由で高等学校等への就学が困難な方の経済的負担を軽減するため、入学の準備のために使える進学支援金。

(4) 中学入学時等、早い段階から各世帯へ児童の学習についての動機づけを行います。学習支援の利用の継続が様々な事情で困難な各世帯に対し、家庭訪問等により、学習支援の状況の共有や、家庭での生活や学習の相談等に対応し、事業者や学校等と連携し、親と子へ継続的にフォローアップ支援を行っていきます。

2 支援が必要な家庭を支える体制づくり

生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに地域や関係機関との連携強化を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 家庭や関係機関と連絡・調整を進めるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や様々な機関が連携して、児童生徒や保護者が抱える課題解決に取り組んできました。
- (2) 生活自立支援センターでは生活に困窮している方の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方にはその方の状況に応じた支援プランを作成し、支援を実施してきました。

【現状と課題】

- (1) スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置し、カウンセリングなどが必要な児童生徒や保護者に対応できる体制をとっています。
- (2) 支援が必要な家庭の困窮状態が深刻化する前に、庁内外の関係機関等と連携して、できるだけ早期での支援を行っています。

【取組の方向性】

- (1) カウンセリングや関係機関につなぐことが必要な児童生徒や保護者を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーの適切な配置や人員の確保を図っていきます。
- (2) 支援が必要な家庭の早期支援につなげるよう、庁内外の関係機関への周知を行い、連携強化を図っていきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
放課後学習教室開催校数	件	10	18	26
こども食堂開設校区数(再掲)	校区	53	73	92
スクールソーシャルワーカーの支援件数のうち問題解決及び好転した件数	件	634	1,200	1,200

1 施策3 こどもを主体とした教育の推進

3 基本方針1 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

1 質の高い教育の推進

こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 授業づくり支援訪問や授業力向上支援員※派遣研修を通して、授業者一人ひとりの実態に応じた授業づくり支援を行い、「こどもが学びとる」授業改善に取り組んできました。
- (2) 道德教育のリーダーを養成する道德教育推進研修会の実施や、「心かがやけ月間」における学校(園)、家庭、地域社会が連携した道德教育の推進に取り組んできました。
- (3) 1人1台タブレット端末の活用を促進するための各種研修の実施や、ICT支援員※の学校訪問による効果的な活用支援等に取り組んできました。
- (4) 探究型の学びの軸となる総合的な学習の時間を中核に、「キャリア」を課題として実践的に探究を深めることで、社会形成や持続的発展に主体的に貢献する力を育成してきました。各学校においては、勤労体験や職場体験を生かし、実社会で働く人々や自分の姿から将来につながる自己課題の探究をとおして、勤労観・職業観の育成に取り組んできました。
- (5) こどもの体力向上や運動習慣確立に向け、各学校における体力向上推進計画作成や指導者派遣事業などを実施するとともに、学校プール再編を進め、民間事業者も活用した水泳学習の実施、拡充を行いました。
- (6) 高校等改革では、学科改編を行い、少人数クラスの実現や、探究的な学びの充実の推進、自らキャリアを創造可能なカリキュラム編成などを実施しました。令和5年度(2023年度)からは、生徒が主体となって各学校や熊本市の教育環境の魅力化について意見交換や政策提言を行うための熊本市内の高等学校生徒会の代表をメンバーとする「熊本魅力推進生徒会」を立ち上げました。
- (7) 学校図書館の蔵書充実を目指して、計画的な更新を図るため廃棄基準の策定と、蔵書の質を高めるために学校図書館蔵書標準冊数の基準をもとに、本市の実態にあった基準設定と蔵書整備に取り組んできました。

※ 授業力向上支援員…教員の授業力向上をサポートするために派遣される専門職。

※ ICT支援員…学校における教員のICT(情報通信技術)活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートする専門職。

1 **【現状と課題】**

- 2 (1) 授業づくり支援訪問では、熊本市授業づくり3つのポイント×ICT活用を意識し
3 た授業を多く見られるようになってきています。一方、教職経験の浅い教員が増加
4 し、授業力の個人差が大きくなっている面もあることから、授業者一人ひとりの実
5 態に応じた授業づくり支援が必要とされています。
- 6 (2) 道德教育に関する各学校の実践の中で生まれた好事例を共有する場や、好事例を生
7 かした研修が必要とされています。
- 8 (3) 本市の今後の学習環境の充実のため、1人1台タブレット端末のよりよい環境を構
9 築する必要があります。
- 10 (4) 探究型の学びの充実のために必要な体験学習等について、コロナ禍で規模が縮小し
11 たものの回復し、その内容は徐々に充実してきています。ただし、地域によっては
12 体験学習等の受け入れが可能な新規事業所の開拓が必要となっています。
- 13 (5) コロナ禍の影響でこどもの体力が低下しており、体力向上のための手立て構築と教
14 科体育の一層の授業改善を図る必要があります。また、小学校においては運動部活
15 動の地域移行により運動の機会確保が、中学校においては部活動の適正な推進が求
16 められています。
- 17 (6) 市立高校では、先進校視察、職員研修、他校との生徒間交流、充実したカリキュラ
18 ム編成、校務分掌の改編など引き続き改革を進めています。総合ビジネス専門学校
19 では、生徒募集における出願率が低迷しており、魅力あるカリキュラム編成、効果
20 的な生徒募集、知名度アップ戦略が必要です。
- 21 (7) 令和4年度（2022年度）には蔵書数の基準の達成に至り、量の面での充実を図
22 られたため、今後は蔵書の更新を行いながら質の向上を図る必要があります。

24 **【取組の方向性】**

- 25 (1) こどもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、経年者研修
26 での授業づくり支援の更なる推進や、授業づくり支援訪問における事前指導の充実
27 など、教職経験の少ない教員について、授業力向上支援員派遣研修の積極的な活用
28 を促していきます。
- 29 (2) 国事業を活用し、本市の地域の特色を生かし、さらに家庭・地域との連携による道
30 徳教育に取り組んでいきます。また、道德教育推進研修会等を活用し、教員の資質
31 向上と学校内の道德教育リーダーを育成するための実践的な学びの場を設けます。
- 32 (3) 次期の更新を見据えた中期的なタブレットの利活用計画や教育データの利活用計画
33 を策定し、推進していきます。
- 34 (4) こどもが将来の生き方や進路に夢や希望をもつことができるよう、地域の教育資源
35 も最大限に生かしながら探究型の学びの充実を図っていきます。
- 36 (5) こどもの体力向上を目指し、各学校の実態に応じた体力向上推進計画を作成し、運
37 動の意義や楽しさを感じることができる機会の充実を図ります。また、学校プール
38 再編事業の拡充を検討するなど、民間施設や人材を活用した事業を推進します。

- (6) 市立高校では、熊本教育エコシステム※を活用し、生徒の学びの成果を広く発信する機会を増やすとともに、校内ビジネスプランコンテストを実施することで、探究的な学習の充実を図り、社会で通用する力を高めます。総合ビジネス専門学校では、授業の質の向上、高度資格への挑戦など、魅力ある学校づくり、学んでみたいと思う教育課程の編成を推進します。
- (7) 学校図書館の蔵書の量と質をバランスよく整えていくために、策定した廃棄基準や蔵書数の基準を適切に運用し、蔵書環境のさらなる充実を推進していきます。

■検証指標

検証指標		単位	基準値 R5年度	検証値 R9年度 R13年度	
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると答えた児童生徒の割合	小学6年生	%	83.8	88.0	88.0
	中学3年生		85.1	90.0	90.0
人が困っているときは、進んで助けていると答えた児童生徒の割合	小学6年生	%	90.3	94.0	95.0
	中学3年生		86.2	90.0	91.0
各学校の実態に応じた性に関する指導の年間計画に基づく実施状況(8割以上実施した学校の割合)		%	76.8	85.0	90.0
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点の全国との比較	小学5年生男子	(全国平均を50とした値)	50.3	50	50
	小学5年生女子		50.3		
	中学2年生男子		49.8		
	中学2年生女子		49.4		
ドリルソフトやその他のアプリを活用することで、学習内容が理解できるようになったと感じる児童生徒の割合	小学生	%	78.0	80.0	90
	中学生		71.0	80.0	90
授業力向上支援員の派遣回数(小・中)		回	1,637	1,700	1,700
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学生	%	72.8	77.0	77.0
	中学生		61.0	64.0	64.0
こども(幼児)が自分の思いを表現し、意欲的に活動していると思う保護者の割合		%	99.0	100	100

※ 熊本教育エコシステム…学校や家庭、地域だけに限らず、企業や行政、民間団体など、様々な立場の人が有機的につながり、共によりよい社会の実現を目指す取組。

1 施策3 こどもを主体とした教育の推進

3 基本方針2 こども一人ひとりを尊重した教育の推進

1 こどもの
いのちと
権利を守る

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

1 特別支援教育の推進

こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向け、障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ教育の推進に取り組めます。

【これまでの主な取組】

(1) 教育活動に支援を要する学校等に学級支援員を配置したほか、各種研修会の開催や校内研修会及びブロック研修会における専門家等の積極的な派遣に取り組んできました。

【現状と課題】

(1) 支援を必要とするこどもの個別の教育支援計画等を活用することにより引継がれた情報の効果的な活用や、特別な支援を必要としているこどもの増加に伴う通級指導教室の拡充の必要性、支援を要する学校の多岐にわたる状況に対応するための体制の確保に課題があります。

【取組の方向性】

(1) 引継ぎ情報の効果的な活用のためのケース会議や、実態把握に基づく校内支援体制の充実、教員の資質向上に向けた支援体制・コンテンツの整備に努めていきます。併せて、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育※のあり方について研究を進めます。

2 いじめや長期欠席（不登校等）への対応

こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。取組にあたっては、教育行政審議会答申を踏まえた検討を行っていきます。

【これまでの主な取組】

(1) いじめの未然防止のために生徒指導の実践上の視点（「自己存在感の感受」「共感的

※ インクルーシブ教育…国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、すべてのこどもが共に学び合う教育のこと。

な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」を活かした学級づくり・授業づくり等を日常的、継続的に実践してきました。

(2) 不登校対策サポーター※の配置による学校内での居場所づくりや、教育支援センター「フレンドリー※」、教育 ICT を活用した「フレンドリーオンライン※」等による長期欠席傾向の児童生徒への支援のための体制整備に取り組んできました。令和6年度(2024年度)には、フリースクール※等との連携会議を開催し、情報の共有を行いました。

(3) こども家庭庁の「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に参加し、いじめに関する研修の受講による相談員のスキル向上や、こども食堂との連携事業などに取り組みしました。

【現状と課題】

(1) アンケートや教育相談の充実を図り、スクールカウンセラー等と連携していじめを早期発見し、指導や見守りを行うほか、SOSの出し方教育や学校・家庭・地域が連携していじめ未然防止に努めるなど、安心して生活できる学校づくりに取り組んでいます。しかし、小学校で28.3%、中学校で17.2%の児童生徒が相談できずにいる現状があり、今後は相談しやすい環境の整備が求められています。

(2) 不登校対策サポーターやフレンドリーオンライン等の取組には一定の成果が見られていますが、どこともつながっていない児童生徒がおり、今後も周知等を工夫していく必要があります。

(3) 学校や教育委員会とは別に相談ルートを設け、相談ルートを複線化するとともに、気軽に相談できる体制を整備し、学校外に設置された第三者的立場を活かしていじめ事案に対応していく必要があります。

【取組の方向性】

(1) 学校内の相談支援体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、様々な相談機関(こどもの権利サポートセンター等)の周知、1人1台端末を活用した相談体制の確立等、児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりを行うとともに、各学校におけるSOSの出し方に関する教育の更なる推進を進めていきます。

(2) 長期欠席傾向にある児童生徒の支援を充実させるとともに、フリースクール等とも連携しながら、こどもの居場所の選択肢を増やし、どこともつながらない児童生徒

※ 不登校対策サポーター…教育支援室等への登校や不登校の児童生徒への対応を中心に、学習支援や学習指導等の業務を行うサポーター。

※ フレンドリー…不登校状態にあるこどもの社会的な自立を支援することを目的とした活動の場。熊本市内に6教室。

※ フレンドリーオンライン…配信拠点校(本荘小学校・芳野中学校)の学習支援員によるオンライン学習支援。

※ フリースクール…学校以外の学びの場で、自主的に学びを進めることを目指す方法。

1 をゼロにしていします。

- 2 (3) 相談窓口であるこどもホットラインの認知度や相談の容易性を向上させるとともに、
3 学校外に設置された第三者的立場であることを活かし、いじめ事案に取り組んでい
4 きます。

7 3 体罰・暴言等の根絶

8
9 こどもの人権を尊重し、体罰・暴言等の不適切な指導の防止に努めます。取組にあたって
10 は、教育行政審議会答申を踏まえた検討を行っていきます。

12 【これまでの主な取組】

- 13 (1) 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、外部の有識者等で構成する「熊本市体
14 罰等審議会」を設置し、「こどもを守る相談票」によって体罰・暴言等が疑われる事
15 案を把握することで、学校現場における体罰・暴言等、こどもの権利侵害事案に対
16 する再発防止と迅速・適切な事後対応策を実施してきました。

18 【現状と課題】

- 19 (1) 体罰・暴言等を行った教職員の改善状況について、教育委員会による評価の仕組み
20 を構築できたものの、学校への引継ぎ体制の仕組みが必要となっているほか、体罰
21 等審議会における認定事案以外の協議や検証といった再発・未然防止のための取組
22 が必要です。

24 【取組の方向性】

- 25 (1) 体罰・暴言等の再発・未然防止のため、改善状況の確認や継続的な研修体制の構築
26 を図るとともに、「こどもを守る相談票」の認知向上や、体罰等審議会でのこれまで
27 の対応状況の検証や問題点の分析等に取り組んでいきます。また、関係機関と円滑
28 な情報共有及び連携を図りながら事案に応じた迅速かつ適切な支援を行うとともに、
29 対応の透明性、信頼性の向上にも努めていきます。

1 ■検証指標

検証指標		単位	基準値 R5年度	検証値	
				R9年度	R13年度
授業において、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていると思う児童生徒の割合	小学6年生	%	81.6	83.0	83.0
	中学3年生		68.6	75.0	75.0
特別支援教育にかかる校内研修(オンライン研修含む)を受けた教員の割合(幼・小・中・高)		%	86.9	100	100
いじめを受けた児童生徒のうち、誰にも話していない児童生徒の割合(「自分で解決できる」、「周りが解決してくれる」を除く)	小学生	%	28.3	0	0
	中学生		17.2	0	0
日本語指導受入れ対応児童生徒の延べ人数		人	87	90	100
配慮を必要とする児童生徒が共に学ぶための支援方法を検討するケース会議等の実施回数		回	2,064	2,500	2,500
体罰等審議会における体罰・暴言等の認定件数		件	12	8	4

1 施策3 こどもを主体とした教育の推進

3 基本方針3 最適な教育環境の整備

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

1 地域や家庭と連携した教育環境の整備

地域の実態に応じた学校運営ができるよう学校・家庭・地域の連携を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 地域人材を学校支援ボランティアとして活用し特色ある教育活動と地域に開かれた学校づくりを推進したほか、学校評議員による地域の意見の学校運営への反映等に取り組んできました。
- (2) 少人数のよさを生かしながら、学校の特色を活かした様々な活動を行うことで、確かな学力と豊かな人間性を培うことを目的に小規模特認校制度（ハーモニースクール※）を導入しました。
- (3) 【再掲】国が推進する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進に係るモデル事業を、既存の仕組みを活用し小中高4校で実施・検証してきました。

【現状と課題】

- (1) 学校支援ボランティアの活用数に学校間で差があることや、コーディネーター配置による成果については十分な検証ができておらず、今後の展開については検討が必要です。
- (2) 小規模特認校制度（ハーモニースクール）の趣旨について周知が足りていないケースもあるため、制度の目的を正確に利用者へ伝えることが必要です。
- (3) 【再掲】前年度からの準備期間が短く、学校運営方針などの十分な議論が出来ていないため、こどもの参画機会を増やすなど、令和7年度（2025年度）実証に向けた準備を進めています。

【取組の方向性】

- (1) 学校支援ボランティアの活用実績をまとめ、更なる地域人材の活用を推進していきます。
- (2) 学校説明会や見学会、体験入学を通して、利用者に対し、正確に制度の目的を伝えるとともに、周知・広報を充実します。
- (3) 【再掲】モデル事業の検証を踏まえ、こどもの意見が学校運営に反映される仕組みの導入を検討していきます。

※ ハーモニースクール…複式学級がある、もしくは複式学級となる見込みのある学校について、従来の通学区域は残したまま市内のどこからでも入学・転学を認める制度。

2 教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化

質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化を進め、優れた人材の確保に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 「学校改革！教職員の時間創造プログラム」をはじめとする教職員の働き方改革や、管理職を対象とした研修において学校マネジメントをテーマとした研修などに取り組んできました。
- (2) 熊本県内の大学に在籍する大学生等を対象に、熊本市内の小中学校で学校職員と連携した学習指導の補助等を行うことにより、教員志望の学生が大学で学んだ理論と、本市の教育現場での体験活動を往還しながら、教員としての資質能力や本市の教員となる志望動機を高めてもらうことを目的に、大学生学校教育活動アシスタント事業に取り組めました。

【現状と課題】

- (1) 働き方改革の取組により一定の成果が見られましたが、在校等時間の削減に関する目標については達成に至っておらず、教頭業務の見直しや学校部活動のあり方等について検討する必要があります。
- (2) 令和5年度（2023年度）から開始した事業であり、本市の教員となる志望動機を高めてもらうとの事業目的について、今後、効果の検証を行う必要があります。

【取組の方向性】

- (1) プログラムの進捗管理を行いながら、見えてきた課題については分科会等を通じて随時協議を行い、教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合える環境づくりに向けて取り組んでいきます。
- (2) 引き続き大学生学校教育活動アシスタントを配置し、効果の検証を行います。

3 学校のバリアフリー化・デジタル化

バリアフリー化やデジタル化に対応した環境整備を進めます。

【これまでの主な取組】

- (1) トイレの洋式化、バリアフリースイールの整備、スロープ等による段差解消及びエレベーターの整備など、学校のバリアフリー化を計画的に実施してきました。
- (2) 学校教育の関係機関を結ぶネットワークの構築を行うとともに、校務支援システムの運用による校務の効率化や保護者との連絡アプリ導入による保護者の利便性の向上、教職員業務の負担軽減に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 夏季休業期間以外にも工事が可能な学校を募集し、トイレ洋式化の加速化を図っています。
- (2) ネットワークやシステムのパフォーマンス向上や安定稼働、ICT支援員による活用支援などに取り組んでいます。

【取組の方向性】

- (1) トイレ洋式化事業は令和12年度（2030年度）事業完了を目指し、順次改修に取り組んでいきます。校舎または体育館へのバリアフリースロープ等による段差解消については、令和7年度（2025年度）末までの事業完了を目指します。エレベーターについては、改築や大規模改修に合わせて継続的な事業化を図っていきます。
- (2) 教育環境のデジタル化の方向性について、国の動向を見ながら先進事例の調査や検討を行い、今後のあり方検討や効果的な利活用を推進していきます。

■検証指標

検証指標		単位	基準値 R5年度	検証値	
				R9年度	R13年度
トイレ洋式化整備計画(10か年計画)の進捗率		%	49.0	73.0	100
教員採用選考試験における志願者数		人	615	670	700
心のゆとりや自分の時間が増えた等と感じた教職員の割合		%	55.6	60	-
児童の状況や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小学校	%	91.3	100	100
	中学校		97.7	100	100
スクールソーシャルワーカーの支援件数のうち問題解決及び好転した件数(再掲)		件	634	1,200	1,200
学校教育コンシェルジュへの新規の相談のうち終結に至ったケースの割合(再掲)		%	98.0	100	100
学校が家庭や地域と連携・協力しながら教育活動を進めていると思う保護者の割合		%	76.9	80.0	85.0
幼稚園・学校の学校支援ボランティアにおける延べ活動者数		人	30,554	40,000	40,000

1 施策3 こどもを主体とした教育の推進

3 基本方針4 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

1 多様な学びや体験機会の提供

こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

【これまでの主な取組】

- (1) 児童館では、小学生を対象に専門講師による児童クラブ（珠算、書道、絵画、卓球、体操、ダンスなど）を実施し、児童の学習機会の提供を行ってきました。
- (2) 海外友好姉妹都市等※との青少年交流に取り組んできました。
- (3) 認知症サポーター※養成講座や中学生のジュニアヘルパー※活動を実施し、こどもたちが地域社会と関わりながら学ぶ機会を増やしてきました。
- (4) 地球温暖化対策、生物多様性※、緑化推進や地下水保全に関する教育を通じて、こどもたちに環境保全の重要性を伝えてきました。
- (5) 学校の授業などを通してホール等に出向き公演を鑑賞するほか、アーティストや伝統芸能等の講師を学校へ派遣し、授業の中で芸術鑑賞や創作活動、伝統文化の鑑賞・体験を行うなど、こどもたちが文化芸術に親しむ機会の提供を行ってきました。
- (6) 外部有識者等からなる熊本市部活動改革検討委員会において、全10回の協議を経て、令和6年（2024年）3月に「新しい学校部活動の在り方について」の答申が提出されました。
- (7) 学校図書館と市立図書館との連携のもと、学校図書館支援センターを中核として、リクエストによる図書の貸出し等を行うことにより、それぞれの図書を活用した授業支援や読書活動推進の取組を行ってきました。
- (8) 体験的な学びの機会の提供のため、熊本博物館において「こども科学・ものづくり教室」、「こども自然学び教室」を実施してきました。
- (9) 国外の友好姉妹都市との青少年交流活動を通して、異文化理解や国際的視野を身につけたグローバル人材の育成を目的とし、高校生を対象としたハイデルベルク市との国際交流事業を実施してきました。
- (10) 市民活動支援センター・あいぽーとを中心に若年層（主に高校生・大学生等を想定）

※ 海外友好姉妹都市等…熊本市は、中国・桂林市、アメリカ・サンアントニオ市、ドイツ・ハイデルベルク市、アメリカ・ローム市、韓国・蔚山広域市、フランス・エクサンプロヴァンス市、中国・蘇州高新区、台湾・高雄市と友好姉妹都市等の盟約を結び、教育、スポーツ、文化、医療、経済など幅広い分野にわたり交流を続けている。

※ 認知症サポーター…認知症サポーター養成講座を受講された方で、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族をあたたく見守り応援する人のこと。

※ ジュニアヘルパー…地域の高齢者宅や通いの場等を訪問し、お話相手や簡単なお手伝いなどの見守り活動を行う中学生等のボランティア。

※ 生物多様性…さまざまな生き物がお互いにつながり、自然の恵みを受け取ること。

をはじめ多くの世代の地域活動やボランティア活動参加を促進してきました。

(11) 小中高校、大学、保育所等と連携し、次世代を担う若い世代等を対象に、郷土料理や伝統料理（行事食など）の調理実習を実施してきました。

(12) 地域の農水産業や農水産物について、パンフレットやSNS等で情報発信するとともに、市民農園（熊本市ファミリー農園）の利用を推進してきました。

【現状と課題】

(1) 児童のニーズに沿った内容の提供とそれに伴う適正な講師の確保が必要です。

(2) 国際感覚に優れたグローバルな人材を育てていくことが今後より一層求められています。

(3) 認知症サポーターやジュニアヘルパーの育成を継続し、地域における世代間交流をさらに活性化する必要があります。

(4) 地球温暖化、生物多様性、緑化推進、地下水保全、食品ロス※やプラスチック削減の認知度・理解度を向上させる取組と、ごみ処理やリサイクルに関する教育の継続が必要です。

(5) 文化芸術活動の担い手が不足しており、こどもたちが学校等において公演などの鑑賞体験ができる機会の充実が必要です。

(6) 学校部活動は、生徒の自主的で多様な学びの場として、重要な教育的意義を持つとともに、生涯にわたって豊かにスポーツ・文化芸術活動に関わる基盤となっています。しかし、少子化が進展する中、従来と同様の運営や教職員負担の大きい指導体制の継続が難しくなっています。

(7) 学校における読書活動の推進や、授業支援となるよう、図書の買替や追加購入を計画的に行っています。

(8) 科学実験や科学工作を中心の「こども科学・ものづくり教室」や自然に関する室内体験と野外観察会の「こども自然学び教室」では、より多くの方に参加いただくことや大人数で活動することのできるフィールドの選定が課題です。

(9) コロナ禍などを除き派遣・受入を隔年で実施していますが、交流団員数の増員要望への対応やホームステイ先の確保が課題です。

(10) 高校生・大学生などの若い世代のボランティアへの参加は増加傾向にあるが、社会人になっても市民活動を継続できる取組が必要です。

(11) 家庭の食事に郷土料理を取り入れている市民の割合は低下しており、郷土料理への理解を深め、伝統的な和食文化を次世代に継承することが必要です。

(12) 地域の農水産業や農水産物に対する市民の理解は一定程度進んでいますが、若い世代も含めて更なる理解醸成を図る必要があります。

※ 食品ロス…本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本では年間472万トン（令和4年度推計値）。

【取組の方向性】

- (1) 児童のニーズに沿った児童クラブを新たに取り入れるなど、児童が多様に学べる機会を提供していきます。
- (2) 海外友好姉妹都市等との青少年交流を促進し、国際感覚に優れた人材の育成を目指します。
- (3) 認知症サポーター養成講座やジュニアヘルパー活動を継続し、地域における世代間交流を活性化します。
- (4) 地球温暖化、生物多様性、緑化推進、地下水保全、食品ロスやプラスチック削減の認知度・理解度向上のためのイベントや出前教室の実施と、ごみ処理やリサイクルに関する教育を継続します。
- (5) こどもの頃から文化芸術の体験など楽しいと感じる機会を提供することや、学校を中心に、文化施設や地域でこどもを対象とした文化芸術鑑賞を行い、こどもたちが等しく文化芸術に触れる機会をつくります。
- (6) 熊本市部活動改革検討委員会の答申を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る等の基本方針のもと、指導を希望する者が指導することを前提に持続可能な運営体制を構築し、学校部活動を継続していきます。
- (7) 学校図書館司書補助業務員と連携することで、学校現場のニーズを把握し、計画的に図書の買替を行っていきます。
- (8) イベントの申込方法や興味を引く内容、フィールドの選定を検討・工夫し、今後もより多くのこども達に体験と学びの場を提供していきます。
- (9) 青少年交流訪問団の相互交流（隔年受入・派遣）を継続し、青少年の学びや体験機会を提供していきます。
- (10) 引き続き、市民活動支援センター・あいぽーとを拠点としながら、若い世代の継続的なボランティア参加を呼びかけていきます。
- (11) 熊本の食文化伝承のため小中学生を対象とした郷土料理教室「いきなり団子プロジェクト」の実施や地元の農水産物を活用した「熊本のごはん」レシピ集の周知啓発により食育を推進します。
- (12) 地域の農水産業や農水産物についての魅力や価値等を若い世代にも分かりやすく伝えるとともに、農水産業の体験活動を推進します。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
児童館で実施する児童クラブの利用延人数	人	3,272	3,500	4,000
生物多様性について学んだことがある人の割合	%	—	25	34
市民参画・協働による事業の割合	%	36.4	39.0	42.0

施策4 まちを支える人材の確保・育成

基本方針1 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

1 多様な働き方ができる労働環境の整備

女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 子育て中や介護中の人などが、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できるよう、テレワーク※に関する市民向けのセミナーやテレワークに必要なスキル習得にかかる講習を実施するとともに、テレワーク業務とのマッチングを実施してきました。
- (2) 熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通し、情報誌「しごといく」を作成し、企業に対し、障がい者雇用に対する理解促進を行いました。
- (3) 県の委託事業として、国際交流会館の外国人総合相談プラザにおいて、就職に関する専門相談を実施してきました。
- (4) 職場も含めた社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行うほか、女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 子育てや介護などの時間的制約等により就労が制限される場合にも、個人のライフスタイルや就業ニーズに応じた働き方が可能となる機会の創出が必要です。
- (2) 障がい者雇用を進めていくうえでは、企業側の受け皿の確保と同時に障がい者への支援を両輪として進めていく必要があります。
- (3) 外国人雇用を進めていくうえでは、企業側の受け皿の確保と同時に外国人への支援を両輪として進めていく必要があります。
- (4) 様々な分野での女性の登用・参画が十分に進んでいません。性別にかかわらず誰もが自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の一日も早い実現が求められています。

※ テレワーク… I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

1 【取組の方向性】

- 2 (1) テレワークをはじめとした多様な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓
3 発及び就業支援を行うとともに、企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に
4 向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を実施していきます。
- 5 (2) ハローワーク、障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター、障がい福祉
6 サービス（定着支援、移行支援、就労継続支援（A、B型））等の支援機関と連携を
7 図りながら、本人及び雇用側からの相談への支援や助言、両者の調整等を行いなが
8 ら、本人の個性を活かして働ける環境を作っていきます。
- 9 (3) 国際交流会館の外国人総合相談プラザにおいて、在住外国人の多様な働き方に関す
10 る相談に対応していきます。
- 11 (4) 子育て中の女性を含めた、希望するすべての女性の活躍推進に向けて、男女共同参
12 画センターはあもにいの主催講座参加者への託児サービスと能力開発・就労支援を
13 行うとともに、性別にかかわらず仕事と生活の調和が図られるよう支援体制の整備
14 に取り組んでいきます。

15
16
17 2 高度な技術等を有した人材のマッチング

18
19 高度な技術や知識を持つ人材がその能力を活かし、活躍できるよう、人材のマッチングを
20 進めます。

21
22 【これまでの主な取組】

- 23 (1) 子育てなどで離職中の人等への就業機会の拡大と技能向上を目的として、熊本市職
24 業訓練センターの訓練受講者を対象に、受講料の半額を助成してきました。また、
25 eラーニング※でのリスキリング※により求職者等への就労に必要な能力の習得や
26 スキルアップ支援を実施してきました。

27
28 【現状と課題】

- 29 (1) 半導体関連企業の進出等により、地場企業の人材確保に対する課題が高まっており、
30 個人の能力向上による労働生産性の向上や企業における業務改善を促す必要があり
31 ます。

32
33 【取組の方向性】

- 34 (1) 熊本市職業訓練センター等における技能訓練等を通し、高度な技能や知識を有する
35 職業人の育成を支援します。また、個人のスキルアップ支援やその能力を活かせる

※ eラーニング…インターネットを利用して時間や場所を問わず学習できる形態のこと。

※ リスキリング…新しい職業や仕事の進め方に必要なスキルを獲得する/させること。

環境づくりに取り組んでいきます。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
多様な人材の活躍促進に関するセミナー等の参加者数	人	361	580	720
男女共同参画センターはあもにいの利用者数	人	102,474	133,630	164,800
熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所など を通じて一般就労した障がいのある人の数	人	238 (R4年度)	446	745

1 施策4 まちを支える人材の確保・育成

3 基本方針2 人材の定着と移住の促進

5 若者等の
希望の実現、
活躍の場の提供

5 1 人材の定着促進

若い世代をはじめとした人材の地元への定着及びU・I・Jターン※等の人材確保策の強化に取り組めます。

【これまでの主な取組】

- (1) 地場企業や地域産業への理解を深めるため、小中学生向けのオンライン授業や、高校の進路指導担当者と求人予定企業との意見交換会を実施しました。また、大学生を対象とした地場企業へのインターンシップ※や意見交換会のほか、若年層の地元定着促進のため、地場企業と求職者とをマッチングする就職説明会も行いました。
- (2) 大学コンソーシアム熊本※において「留学生のための就職支援講座」を実施するとともに、県内企業で学生のインターンシップ事業を行いました。
- (3) 県外からの移住者に対して中古住宅補助をしていましたが、令和6年度（2024年度）からは、熊本市内の居住誘導区域外に居住の子育て世帯、若者夫婦世帯に対して、居住誘導区域内の中古住宅購入補助を始めました。
- (4) 関係機関と連携した新規就農サポート体制による相談会やフォローアップ実施等の就農・営農定着の支援に取り組んできました。
- (5) 県や他市町等の新規漁業就業者への支援内容について情報収集を行いました。
- (6) 地域コミュニティの維持のため、若年層を中心とした幅広い年代のボランティア活動や地域活動等への参加を促す取組として、参加にインセンティブを付与するくまもとポイント事業に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 生産年齢人口の県外への流出は深刻な状況にあり、大学生の5割、高校生の4割が就職を機に県外へ転出していることから、若年層の地元定着へ向けた取組の強化が必要です。
- (2) 県内企業で外国人を採用する企業が限られているため、就職時に東京や福岡などの大都市に人材が流出しており、県内で就職できる環境の整備と地元での就職を希望

※ U・I・Jターン…大都市圏から地方へ移住し就職すること。Uターンは、都市部に出た人が出身地へ戻ること。Iターンは、出身地は都市部で、就職は地方で就職する現象のこと。Jターンは、地方出身で就職は都市部だったが、なんらかの事情で出身地の近くの地方都市に再就職すること。

※ インターンシップ…学生が就業前に企業などで就業体験をすること。

※ 大学コンソーシアム熊本…熊本県内にある大学・高専等が協力して、高等教育機関の教育・研究の充実を図ることにより、地域の行政や産業界と連携しながら、地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献し、あわせて熊本の教育環境の向上に寄与すること。

1 する人材のマッチングを進める必要があります。あわせて、外国人の日本語能力の
2 強化も求められます。

3 (3) 中古住宅購入補助の利用は順調に推移してきていますが、令和6年度(2024年
4 度)から始めた補助制度も含めて、子育て世帯、若者夫婦世帯の利用を促進する必
5 要があります。

6 (4) 就農時に必要となる初期投資(機械・施設等の導入、運転資金等)や、経営が安定
7 するまでの所得の確保が、就農希望者の負担となっています。

8 (5) 漁業就業に必要となる初期投資や技術の習得等が新規就業の負担となっているため、
9 引き続き県や他市町等の新規漁業就業者への支援内容について情報収集に取り組み、
10 本市の漁業実態を踏まえ検討する必要があります。

11 (6) 若年層のボランティアや地域活動への参加を増加させるため、くまもとアプリの周
12 知やアプリを活用したボランティア活動等の幅を広げていく必要があります。

14 【取組の方向性】

15 (1) 将来を見据えたキャリア育成支援などによる若い世代への地元企業の認知度向上や
16 地元定着に向けた取組を継続・強化していきます。

17 (2) 大学コンソーシアム熊本における就職支援の取組を強化するとともに、在住外国人
18 への日本語教育支援体制を整えます。また、県内企業での受入れ促進のための取組
19 を進めていきます。

20 (3) 子育て世帯、若者夫婦世帯に対して、中古住宅購入補助の利用を周知していくこと
21 で、若い世代をはじめとした人材の地元への定着を図ります。

22 (4) 新規就農者の経営発展のための機械・施設等導入支援や、経営が軌道に乗るまでの
23 期間の資金交付等により就農・営農定着を支援します。

24 (5) 新規漁業就業者への支援内容を検討するとともに、必要な支援体制を整えていきま
25 す。

26 (6) 就職や就学時に活用可能な活動証明書が発行できるアプリの機能を、SNSやWE
27 B広告を活用し広報するとともに、インセンティブの充実を図ります。

30 2 移住促進

32 移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促進の
33 ための支援施策の充実に取り組みます。

35 【これまでの主な取組】

36 (1) 公式移住サイトや移住プロモーションを通じて情報発信を行い、U・I・Jターン
37 サポートデスクによる移住・就業相談や移住者交流会を実施し、若者等の移住を促
38 進してきました。また、東京23区からの移住者や県外からの移住者に対して、移
39 住支援金や転居費等支援金を交付してきました。

(2) 首都圏から熊本市を応援する組織「TOKYO BASE※ 096」のSNS等で移住やU・I・Jターンイベント等の情報発信を行うとともに、本市出身の学生等との定期的な情報交換を行いながら、本市の魅力発信に取り組んできました。

(3) 市民の異文化理解の促進のための講座や在住外国人への日本語教育、フェアトレード※の理念周知等を行い、地域社会における国際化を促進し、外国人にも住みやすいまちづくりに取り組んできました。

【現状と課題】

(1) 全国の自治体で移住者の獲得競争が激化する中で、移住を検討している若者等に本市を選んでいただけるきっかけ作りが必要です。

(2) 首都圏において、半導体関連企業の進出等により本市への関心が高まる中で、若い世代に本市に関する情報が十分伝わっていないとの声もあることから、本市の雇用や生活、環境に関する魅力等の発信方法について工夫が必要です。

(3) 熊本市の在住外国人数は令和6年(2024年)9月末時点では10,259人と過去最高となっており、日本人と外国人が共に活躍できる共生社会の実現に向けて、双方にとって本市が住みやすいまちと実感できる取組が必要です。

【取組の方向性】

(1) U・I・Jサポートデスクにおける移住希望者への支援を継続するとともに、域外からのU・I・Jターン就業促進のため、県外大学生を対象にした地場企業のインターンシップの促進や移住者向けコミュニティの形成に取り組むことで域外からの人材確保を促進していきます。

(2) 本市出身者を含む首都圏の学生に、地場企業や本市への立地企業に関する情報について工夫しながら伝えていくとともに、引き続き「TOKYO BASE 096」の会員とも協力しながらSNS等で情報発信を行います。

(3) やさしい日本語の普及啓発と併せて在住外国人への日本語教育の更なる体制整備を進めます。また、外国にルーツを持つこどもたちへの支援等についても取組を継続します。

※ TOKYO BASE 096…首都圏在住の熊本出身者やゆかりのある方、熊本好きな方が集まり、熊本市を応援するために設立された組織。交流企画や熊本市の魅力発信等の活動を実施している。

※ フェアトレード…貧困のない公正な社会をつくるための「公平で対等な貿易」。具体的には、開発途上国等の人たちが作ったモノを持続的に適正な価格で買うことにより、彼らの生活と生産性の向上を目指す貿易やビジネス、消費者運動、国際協力を意味する。

1 ■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
就職面談会等の参加者数	人	1,315	1,360	1,400
移住促進施策を通じて移住した人数	人	273	280	320
国際関係ボランティア活動数(延べ人数)	人	3,459 (R4年度)	5,200	7,000

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

施策5 こども・子育て視点での環境整備

基本方針1 こどもの成長や子育てに適した環境整備

2 社会全体で
子育て当事者
を支える

3 安全・安心な
居場所づくり、
学びの提供

1 安全・安心で快適な環境整備

こども・若者や子育て当事者が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。

【これまでの主な取組】

- (1) 歩行者の利便性及び安全性の向上に向けて、中心市街地の道路空間の再配分や利活用に取り組みました。また、まちなか駐車場適正化計画を策定し、駐車場の総量と配置の適正化を推進しました。
- (2) 歩行者の安全性の確保はもとより、自転車の安全利用を促進するため、自転車走行空間の整備を実施しました。また、通学利用が多く、収容率を超えているＪＲ駅周辺における駐輪場の機能強化を行いました。
- (3) 交差点改良や歩道整備、通学路点検での安全対策を行い、こどもや家族が安心して暮らせる環境を整備してきました。
- (4) 令和5年（2023年）6月にバリアフリーマスタープランを策定し、令和6年（2024年）3月からはバス停のベンチの設置を開始し、43基の整備を完了しました。また、日本初の超低床電車を導入し、車いすやベビーカーでの乗降が容易な車両のバリアフリー化を進めました。
- (5) 公園や観光施設、公設運動施設においては、遊具やトイレなど老朽化した施設の更新を進めるとともに、除草、樹木剪定、トイレ清掃、照明灯のＬＥＤ化などの維持管理を実施しました。また、幼稚園や小中学校においても高木の維持管理を行い、こどもたちが安全に過ごせる環境を整備しました。
- (6) 熊本駅と中心市街地を結ぶ「まちなかループバス」の運行や、公共交通利用促進キャンペーン、「バス・電車無料の日」、「バス・電車100円ウィーク」等を交通事業者と連携して実施しました。また、交通事業者の取組として市内中心部での路線バス運賃180円均一エリア、Myバス時刻表のサービス等があり、これらに関する周知を行いました。

【現状と課題】

- (1) 中心市街地では、こどもの遊び場やトイレスペースの不足、ベビーカーが通りにくい、ハートフルパスの駐車場が少ないなどの状況が見られます。
- (2)(3) 熊本市内での自転車関連事故は増加傾向にあり、特に中高生の死傷者数が多くなっています。また、交通安全施設整備に関する要望も増加しており、計画的な整備が求められています。さらに、通学利用が多い、ＪＲ駅周辺の駐輪場においては、収容率を超えた駐輪が常態化している状況です。

- (4) バリアフリーを推進するにあたり、関係各課及び関係団体、施設管理者等との連携・協力が必要です。ベンチ設置を行うにあたり、設置に必要な歩道幅員の条件等を満たす場所が少ない状況にあります。
- (5) 公園等のトイレのバリアフリー化や洋式化、老朽化した施設や遊具の更新については、国の補助金を有効活用しながら計画的な整備が求められます。
- (6) 「バス・電車無料の日」や「バス・電車100円ウィーク」では、当日の公共交通利用者数が大幅に増加しました。これにより、自動車交通量の減少や環境負荷の軽減、市域の賑わいなど多面的な効果が確認されました。一方で、特に路線バスにおいては、利用者の減少や慢性的な運転士不足により、路線の廃止や減便が相次いでおり、公共交通を維持することが難しくなっている状況です。

【取組の方向性】

- (1) 誰もが移動しやすく歩いて楽しめるまちを目指し、多様なニーズに対応できる広場等の公共空間や駐車場の在り方を検討します。
- (2) 通学時の安全性を確保するため、歩行者と自転車が適切に分離された自転車走行空間の整備をするとともに、ＪＲ駅周辺の駐輪場の改修や、郊外部の交通結節点※において駐輪場を新設することで、サイクル＆ライド※を推進します。
- (3) 道路の安全性向上のため交通安全施設の整備を進めます。
- (4) バリアフリー実施計画を策定し、具体的な施策をまとめていきます。引き続き、バス停等へのベンチ設置を検討するとともに、順次、新型超低床電車を導入し、バリアフリー化を進めます。
- (5) 地域と協働した公園の維持管理を進めるとともに、老朽化した施設や遊具を更新し、安全な公園づくりを推進します。
- (6) 誰もが安心して移動できる持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けて、本市の公共交通の利用特性に応じた利用促進策を官民連携で取り組むとともに、公共交通の利用環境改善や定時性、速達性、輸送力の向上に資する機能強化、地域の特性に応じた移動手段の提供、公共交通の維持、確保に向けた運行支援等に取り組みます。

2 こども・子育てイベント等の開催

こども・若者や子育て当事者が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組みます。

※ 交通結節点…バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。

※ サイクル＆ライド…郊外や都心周辺部の鉄道駅、バス停周辺などに駐輪場を整備し、公共交通との結節性を向上させることで、自家用車から公共交通への転換を図る仕組み。

1 【これまでの主な取組】

- 2 (1) 花畑広場等の屋外公共空間において、こどもが楽しめるイベントが数多く実施され
3 ました。また、花畑広場の利活用検討を目的として、高校生や大学生との協働や園
4 外保育、くまもと広場ニスト※育成スクールの実施などに取り組みました。
- 5 (2) くまもと花博では、まち山エリア、街なかエリア、水辺エリアにて森のお仕事体験
6 やツリークライミング、竹のブランコ、ワークショップなど、こどもや親子で楽し
7 めるイベントを実施しました。また、立田山憩の森の適正管理による遊び場の提供
8 や、民間団体による月1回程度の自然観察・体験教室等を実施しました。

10 【現状と課題】

- 11 (1) 休日に花畑広場で大規模なイベントが開催され多くの参加者が集まる一方、平日の
12 利用が少ない状況にあります。
- 13 (2) 親子向けの広報が不十分なイベントもあり、効果的な広報が必要です。

15 【取組の方向性】

- 16 (1) 花畑広場の利用を広げるために、小学生や中学生を協働相手に加え、こどもが楽し
17 める取組を検討していきます。また、広場等屋外公共空間の利活用促進を目的とし
18 て、高校生や大学生との協働や園外保育、くまもと広場ニスト育成スクールなどの
19 取組を継続していきます。
- 20 (2) 今後もくまもと花博において、まち山エリア（雁回山、託麻三山）や街なかエリア、
21 水辺エリア（水前寺江津湖公園内）にて、こどもを対象にした各種事業を実施して
22 いきます。また、こども向けの森林学習や木育事業を継続し、適正管理に努めなが
23 ら遊び場や自然観察・体験教室の場を提供します。

26 3 こども・若者の居場所づくり

28 こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り
29 組みます。

31 【これまでの主な取組】

- 32 (1) 【再掲】地域でこども食堂を行っている団体等に対して、こどもの未来応援基金等
33 を活用した活動助成や結婚・子育て応援サイトによる広報支援等を行ってきました。
- 34 (2) 【再掲】児童育成クラブについては、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるよう、
35 児童育成クラブの管理運営・民間補助のほか、入会児童数の増加を踏まえ、支援員
36 の人材確保や施設整備等に取り組んできました。

※ くまもと広場ニスト…日常的な公共空間の利活用を行うなど、広場等の公共空間に新たな価値を生み出す企画・運営者。

- 1 (3) 【再掲】外部有識者等からなる熊本市部活動改革検討委員会において、全10回の
2 協議を経て、令和6年(2024年)3月に「新しい学校部活動の在り方について」
3 の答申が提出されました。
- 4 (4) 令和6年度(2024年度)からこどもの居場所に関する実態を把握し、課題を整
5 理するための調査研究を行うとともに、民間企業、団体等と連携し、大学生スタッ
6 フが主体となって、勉強やボードゲーム、会話ができる中高生の居場所づくりに取
7 り組んできました。
- 8 (5) 【再掲】令和5年(2023年)8月、家庭又は学校に居場所のない子どもへの安
9 心できる居場所を1箇所設置しました。専門の支援員を配置した上で、子どもとそ
10 の家庭が抱える多様な課題に応じた包括的な支援を実施してきました。
- 11 (6) 【再掲】令和6年(2024年)10月から業務委託にて「熊本市若者・ヤングケ
12 アラー支援センター」を設置し、これまでの傾聴型の相談に加え、同行支援等の積
13 極的なアウトリーチ型の相談支援に取り組んできました。あわせて、ヤングケアラ
14 ーに関する相談支援体制の整備、若者・ヤングケアラーの居場所づくりにも取り組
15 んできました。

16 17 【現状と課題】

- 18 (1) 【再掲】子ども食堂は年々増加しており、その多くが食事の提供以外にも食育活動、
19 学習支援等多様な活動を行い、誰もが利用できる地域の交流拠点となっていますが、
20 1箇所も開設されていない校区もあるなど、地域によって偏りが見られます。また、
21 令和5年度(2023年度)に行った子ども食堂へのヒアリングでは支援の継続や
22 拡充、地域の理解や協力、運営者同士の情報交換の場が求められています。
- 23 (2) 【再掲】全クラブでの高学年受入れに向けて、対象クラブ数を着実に増やしている
24 一方で、利用児童数の増加により一部のクラブで施設の狭隘さが課題となっていま
25 す。
- 26 (3) 【再掲】学校部活動は、生涯にわたって豊かにスポーツ・文化芸術活動に関わる基
27 盤となっていることや放課後等における生徒の居場所としての要素など、幅広い意
28 義を有しています。しかし、少子化が進展する中、従来と同様の運営や教職員負担
29 の大きい指導体制の継続が難しくなっています。
- 30 (4) 家や学校以外の居場所を求める子どもや若者のうち、20.2%の方が居場所を有
31 していない状況にあります。特に、高校生以上になると、その割合が大幅に増える
32 結果となり、子どもや若者の居場所の充実が求められています。開始した中高生の
33 居場所づくりの取組も不定期での開催となっており、いつでも参加することができ
34 ない状況にあります。
- 35 (5) 【再掲】居場所における包括的な支援によって、こどもの心身の発達、保護者の養
36 育負担の軽減など、課題の改善につながっています。
- 37 (6) 【再掲】ヤングケアラー問題は、重大な権利侵害が生じているにもかかわらず、こ
38 ども本人や家族が自覚していない場合もあり、問題が顕在化しづらいため、福祉、
39 介護、医療、教育等の関係者が連携を図りながら、地域全体で早期発見・早期支援

につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- (1) 【再掲】これまでの取組の充実を図りながら、全小学校区でのこども食堂開設を目指し、こども食堂のPRに取り組み、地域住民や地域団体の興味関心を高めるとともに、こども食堂設置者と新規開設希望者のネットワークづくりを促していきます。
- (2) 【再掲】安定したクラブ運営に向けた支援員の人材確保策の工夫や、放課後児童対策パッケージで示されている学校の余裕教室の有効活用、国補助事業の積極的な活用等による施設環境改善に取り組んでいきます。
- (3) 【再掲】熊本市部活動改革検討委員会の答申を踏まえ、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る等の基本方針のもと、希望者が指導することを前提に、持続可能な運営体制を構築し、学校部活動を継続していきます。
- (4) 調査結果やこどもや若者、子育て当事者の意見等を踏まえながら、こどもの居場所に関する情報発信や居場所づくりを行う団体等の支援を行うとともに、既存施設の居場所としての活用や充実、民間との連携などにより、新たな居場所づくりに取り組みます。また、こども・若者が放課後や休日に集い、好きなことをして自由に過ごすことができる居場所の整備について検討します。
- (5) 【再掲】こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、こどもや家庭の課題に応じた支援計画を策定した上で、こどもの居場所における包括的な支援の拡充に取り組みます。
- (6) 【再掲】引き続き、若者・ヤングケアラー支援センターにおいて、若者やヤングケアラーの相談支援に取り組むとともに、関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ります。

■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
児童育成クラブ利用者の満足度(再掲)	%	89.0	90.0	93.0
こども食堂開設校区数(再掲)	校区	53	73	92

施策5 こども・子育て視点での環境整備

基本方針2 こどもの安全安心のための環境整備

1 こどもの
いのちと
権利を守る

1 地域防犯対策

こどもを犯罪から守るため、地域の防犯力を高める取組を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 各防犯協会等の関係団体と連携し、登下校時の見守り活動や通学路・校区内の夜間巡回等、地域での防犯活動や防犯協会等への活動支援に取り組んでいるほか、犯罪被害に遭われた方等からの相談や必要な支援につなぐ取組を行ってきました。
- (2) 中心街や地域での街頭指導活動を実施するとともに、広報啓発活動を展開してきました。
- (3) 学校と連携した出前講座や若者消費者110番の実施を通じて消費者被害の未然防止に努めてきました。
- (4) 学校での授業を通して、性犯罪に巻き込まれないための「生命（いのち）の安全教育」を推進してきました。
- (5) 交際相手からの暴力（デートDV）や、こどもの見ている前での夫婦間暴力（面前DV）を含むDV被害者からの相談対応や支援を行ってきました。
- (6) 児童生徒の安全を確保するため、教職員用タブレットに緊急連絡アプリを導入し、学校の安全対策に取り組んできました。

【現状と課題】

- (1) 刑法犯認知件数は低いものの、身近な犯罪は増加しているため、防犯団体と連携して犯罪の抑止に努める必要があります。
- (2) 街頭指導での青少年への声かけが増加している一方で、こどもや若者の意見や考えが反映できるような取組や、こどもや若者が安心して過ごすことができる居場所がないことが課題です。
- (3) 若者消費者110番の利用が少なく若者への周知が必要です。
- (4) こどもに危険予測・回避能力を身に付けるための安全教育の推進を努めているが、「生命（いのち）の安全教育」を実践している学校をさらに増やす必要があります。
- (5) デートDV等の暴力は、若年層で問題となっており、対応していく必要があります。
- (6) アプリの操作方法や活用方法など、教職員に向けたさらなる普及啓発が必要です。

【取組の方向性】

- (1) 登下校時の見守り活動や夜間巡回等に加え、新たな犯罪である闇バイト等に対する、こどもを守るための犯罪抑止など、地域社会が一体となって防犯意識を高め、誰もが安心して暮らせる地域防犯活動を推進します。

- (2) 街頭指導活動に加え、企業や関係機関、若者の団体等と連携しながら、書店やカフェ等を会場とした対話型のイベントなどを企画していきます。
- (3) 学校のニーズに合わせた出前講座を実施し、消費者教育を推進します。大学や専門学校にチラシやポスターを配布し、消費者相談事業の周知を図ります。
- (4) こどもを犯罪から守るため、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」の推進等に取り組めます。また、こども性暴力防止法の施行に向けて、こどもに対する性暴力防止対策（日本版DBS※）に必要な措置を講じていきます。
- (5) 若年層に対するデートDVの予防啓発に努め、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図っていくほか、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談・支援体制の充実を図ります。
- (6) 緊急連絡アプリの活用方法についてさらなる周知を行うとともに、実効的な防犯訓練・避難訓練の在り方について研修等を通じて充実させていきます。

2 防災教育

災害からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。

【これまでの主な取組】

- (1) 令和4年（2022年）10月に施行された「熊本市防災基本条例」の理念のもと、「熊本地震の日」にこどもから大人まで防災を学ぶイベントを開催し、地震の記憶・教訓の風化防止に取り組むとともに、防災センターでの啓発、幼稚園・保育園・小学校等での防災教育や地域防災イベントの実施を通じて防災意識を高めてきました。
- (2) 熊本市防災教育副読本「つなぐ」を活用した防災教育、消防局と連携した体験型・ICT防火防災学習、企業と連携した人型ロボットpepperによる防災学習などを実施してきました。

【現状と課題】

- (1) 市民アンケートにおいて、約6割の市民が熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっていると回答していることから、熊本地震の記憶や教訓等を伝承し、若者をはじめとした市民の防災意識の向上を図っていく必要があります。防災センターの来館者数減少に伴い、こどもに対して防火防災教育を行う機会が減少している状況にあります。
- (2) 熊本地震にて被災した経験を風化させないためにも、次の世代へしっかりと語り継ぎ、次の災害に備えることが重要ですが地域差もあるため、将来発生する可能性のある大きな災害に備え、防災教育のさらなる充実が必要です。

※ 日本版DBS…こども関連業務従事者の性犯罪歴等について証明を求める仕組み。

1 【取組の方向性】

- 2 (1) 今後も「熊本地震の日」を契機に、熊本地震の記憶や記録、教訓等を次の世代に伝
3 承するため、体験型の防災啓発イベント等の開催や新聞・SNS等による広報を行
4 っていきます。また、こどもたちの防火防災意識を向上させるため、防災センター
5 の来館者数の増加を図るとともに、体験型及びICTを活用した防火防災学習の拡
6 充や親子で参加できる救命講習を実施します。
- 7 (2) 児童用タブレットによる電子版「つなぐ」を活用した学習など、より防災教育の充
8 実を図っていきます。

11 **3 交通安全対策**

13 交通事故からこどもを守るため、交通安全教育を実施するとともに交差点や歩道等の整
14 備を行います。

16 【これまでの主な取組】

- 17 (1) 幼稚園から高校までの交通安全教室を開催するとともに街頭での交通指導を行い、
18 こどもの交通事故防止に努めてきました。
- 19 (2) 県及び熊本市の自転車条例では、「保護者等の責務」として、保護する者に対して、
20 技能や知識を習得させる努力義務規定を設けました。
- 21 (3) 本市では、令和5年（2023年）に「熊本市自転車安全利用モデル校」認定制度
22 を設け、認定校では、ヘルメット着用推進や交通安全の啓発など、生徒や学校だけ
23 でなく、本市や警察、教育委員会と連携して取り組んできました。
- 24 (4) 【再掲】交差点改良や歩道整備、通学路点検での安全対策を行い、こどもや家族が
25 安心して暮らせる環境を整備してきました。
- 26 (5) 熊本市通学路交通安全プログラム※に基づき、平成26年度（2014年度）から、
27 学校、教育委員会、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関が連携した通学路
28 合同点検に取り組んできました。

30 【現状と課題】

- 31 (1) 交通安全教室の学校からの開催希望が集中することで、計画的な開催が困難となっ
32 ており、効率的な開催が必要です。また、交通指導員が高齢化と担い手不足が課題
33 となっています。
- 34 (2) 大人が自転車に関するルールを理解できていないことから、こどもに正しい運転の
35 仕方が伝わっていないことが想像されます。

※ 熊本市通学路交通安全プログラム…児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保に向けた計画的な取組
を行うプログラム。本プログラムに基づき、教育委員会が中心となり、学校・警察・道路管理者及び関係機関が連携し
て、合同点検の実施や対策の改善・充実等を推進。

(3)(4) 熊本市内での自転車関連事故は増加傾向にあり、特に中高生の死傷者数が多くなっています。また、交通安全施設整備に関する要望も増加しており、計画的な整備が求められています。

(5) 今後、各学校で作成している校区内の通学路安全MAPに危険箇所を反映させるなど、更なる安全指導の徹底が必要です。また、こどもの通学時の安全を確保するためには、「交通安全」のみならず「防犯」「防災」の3つの観点から対策を講ずることが重要です。

【取組の方向性】

(1) 交通安全教室の開催時期の調整や予約方法の見直しを図ります。また、交通指導員の活動の周知や魅力発信などの広報を行うなど、指導員の確保に努めます。

(2) 保護者の責務として、こどもに対し日常の中で交通ルールを教える知識や技能を持てるよう、学校、行政、警察が連携して交通安全教育を推進します。

(3) 「熊本市自転車安全利用モデル校」の拡大を図り、学校での取組について、関係機関も支援していきます。

(4) 【再掲】道路の安全性向上のため交通安全施設の整備を進めます。

(5) 学校、教育委員会、PTA、警察、道路管理者等の関係機関、市、地域の関係団体等と更なる連携を図り、様々な対策を検討しながら継続して取り組んでいきます。また、こどもが危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実を図っていきます。

4 感染症対策

感染症から子どもや若者を守るため、感染症に関する知識の普及啓発や検査を推進します。

【これまでの主な取組】

(1) 市ホームページとX（旧：Twitter）にて感染症患者の発生状況や予防法を周知しています。また、青少年を含めた幅広い世代に対して、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、保健所における検査の実施や相談体制の整備を行いました。

【現状と課題】

(1) 乳幼児を中心に流行する感染症や性感染症（特に梅毒）への注意喚起が必要です。

【取組の方向性】

(1) 結婚・子育て応援サイトに感染症情報を提供し、若者への啓発を強化します。令和4年度（2022年度）からの積極的接種勧奨を継続し、学校やSNSを通じて広

報活動を行います。

5 医療提供体制の充実

こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。

【これまでの主な取組】

- (1) 小児医療においては、休日夜間急患センターで24時間365日の診療体制を確保し、熊本県子ども医療電話相談（＃8000）を整備しています。
- (2) がん相談ホットライン、働き&子育て世代のためのがんサロン（毎月第3土曜日）を実施しました。また、令和6年度（2024年度）から熊本市アピアランスケア推進事業（こどもを含むがん患者へのウィッグ等の購入費助成）を開始しました。
- (3) 総合周産期母子医療センター※では、緊急を要する母体や新生児を受け入れ、障がいのある児や小児慢性特定疾患の児を専門科で受け入れています。

【現状と課題】

- (1) 初期救急医療体制※を担う医師の高齢化や医師の働き方改革等により、医師の確保や体制維持が困難になってきており、現状の診療体制の維持・確保への対策が必要です。
- (2) がん患者支援として、AYA世代※（15～39歳）やこどもの保護者への丁寧な情報発信が必要です。
- (3) 市民病院では、県内外を問わず超低出生体重児、心疾患等の他科合併症を有する児、救急救命管理を要する異常妊娠・分娩・合併症妊娠の母体を受け入れ、母体と幼い命を守る広域の拠点としての役割を担っています。

【取組の方向性】

- (1) 県や医療機関、医師会と連携して小児救急診療の体制維持を図ります。
- (2) がん診療連携拠点病院などと情報共有してAYA世代やこどもの保護者への情報提供を充実させます。
- (3) 市民病院では、地域の基幹病院として、県内外から患者を受け入れ、圏域全体の医療提供体制の確保に努めます。

※ 総合周産期母子医療センター…産科及び小児科を含む関係診療科目を有し、母体・胎児集中治療管理室及び新生児集中治療管理室を有する施設。

※ 初期救急医療体制…緊急性が低く、入院や手術が必要ない軽症患者を対象とした救急医療体制。夜間や休日など通常の診療時間外に急な発熱や腹痛、軽いけがなどで受診が必要な場合に対応。

※ AYA世代…Adolescent&YoungAdult（思春期・若年成人）のことをいい、15歳から39歳の患者のこと。

1 ■検証指標

検証指標	単位	基準値 R5年度	検証値	
			R9年度	R13年度
防火・防災啓発活動への参加者数	人	29,509	43,000	46,000
交通安全教育の受講者数	人	25,289	27,500	30,000
自転車走行空間の整備延長	km	21.7	40	53
安心して適切な医療を受けられると感じている市民の割合	%	76.2	78.0	80.0

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

1 << ライフステージ別の主な施策 >>

2 3 (1) こども・若者向け施策

4 5 ■乳幼児期から青年期まで、すべてのライフステージを対象とした施策

6 社会全体でこどもや若者を権利の主体として尊重し、活躍できる機会づくりや切れ目
7 のない保健・医療・福祉の提供、貧困対策や社会的養護の推進を図ります。

8 9 ア こどもの悩みへの対応

- 10 ・ 学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決
11 を図ります。

12 13 イ こどもの権利に関する理解促進

- 14 ・ こどもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発に取り組みます。

15 16 ウ いのちを大切にする教育

- 17 ・ 妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にする教育に取り
18 組みます。

19 20 エ こどもの意見表明

- 21 ・ こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していきます。

22 23 オ 児童虐待防止対策の強化

- 24 ・ 児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもや家庭への適切な支援のため、より専門性
25 の高い相談支援体制を構築します。

26 27 カ ヤングケアラーへの支援

- 28 ・ ヤングケアラーの相談支援体制の整備、居場所づくりに取り組みます。

29 30 キ 社会的養護を必要とするこども・若者支援

- 31 ・ 児童福祉施設等の適切な運営支援等を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもに
32 対する家庭的な養育環境の整備を図ります。

33 34 ク 障がい児支援・医療的ケア児支援の充実

- 35 ・ 障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する保護者等からの様々な相談に応じ、助
36 言や支援を行います。
37 ・ 医療的ケア児及びその家族が、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて、
38 日常生活において必要な支援を受けられるよう相談体制や療育環境の整備を行いま

す。

ケ 課題を抱えるこどもの孤立防止

- ・ 課題を抱えるこどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

コ 在住外国人のこどもの支援

- ・ 在住外国人のこども・若者に対して、日本語指導や生活相談等、個々の状況に応じた支援に取り組みます。

サ 安全・安心で快適な環境整備

- ・ こども・若者や子育て当事者が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。

シ こども・子育てイベント等の開催

- ・ こども・若者や子育て当事者が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組みます。

ス 地域防犯対策

- ・ こどもを犯罪から守るため、地域の防犯力を高める取組を推進します。

セ 防災教育

- ・ 災害からこどもを守るため、防災意識を高める取組を推進します。

ソ 交通安全対策

- ・ 交通事故からこどもを守るため、交通安全教育を実施するとともに交差点や歩道等の整備を行います。

タ 感染症対策

- ・ 感染症からこどもや若者を守るため、感染症に関する知識の普及啓発や検査を推進します。

チ 医療提供体制の確保

- ・ こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。

■乳幼児期（～就学前）を対象とした施策

親をはじめとする周囲の人との愛着形成を図り、他者との関わりや基本的な生きる力を身につけることができる環境を整えます。

1 ア 保育サービスの充実

- 2 ・ 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。

4 イ 地域子育て支援拠点における子育て支援

- 5 ・ 子育て支援センターや子育てひろばを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充
6 実による子育て世帯の不安解消を図ります。

8 ■学童期（小学生）を対象とした施策

9 安全・安心が確保された場所で、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を身につ
10 け、自己肯定感を高めることができる環境を整えます。

12 ア 児童育成クラブ運営の充実

- 13 ・ 児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

15 イ 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

- 16 ・ それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

18 ウ こどもの学力向上と生きる力を育む支援

- 19 ・ 学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

21 エ 質の高い教育の推進

- 22 ・ こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。ま
23 た、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めま
24 す。

26 オ 特別支援教育の推進

- 27 ・ こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生
28 社会の実現に向け、障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ教育の推進に取り組
29 みます。

31 カ いじめや長期欠席(不登校等)への対応

- 32 ・ こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発
33 見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者へ
34 の支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

36 キ 多様な学びや体験機会の提供

- 37 ・ こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

ク こどもの居場所づくり

- ・ こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組めます。

■思春期（中学生～概ね１８歳）を対象とした施策

安全・安心が確保された場所で、様々な学びや体験を通じて自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支援します。

ア 学校生活に悩みや不安を抱えるこどもの支援

- ・ それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。

イ こどもの学力向上と生きる力を育む支援

- ・ 学習機会の充実に図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。

ウ 質の高い教育の推進

- ・ こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、探究型の学びを充実させます。また、個々の興味や関心を高めることで、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

エ 特別支援教育の推進

- ・ こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向け、障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶ教育の推進に取り組めます。

オ いじめや長期欠席（不登校等）への対応

- ・ こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実に図ります。

カ 多様な学びや体験機会の提供

- ・ こどもたちに多様な学びと体験の機会を提供し、豊かな成長を支援します。

キ こどもの居場所づくり

- ・ こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実に取り組めます。

■青年期（概ね１８歳～概ね３０歳未満 ※４０歳未満含む場合あり）を対象とした施策

自分自身を理解し受け入れ、職業や進学、結婚などのライフイベントにかかる選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう支援します。

1 ア 結婚を希望する方への支援

- 2 ・ 結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

4 イ 高度な技術等を有した人材のマッチング

- 5 ・ 高度な技術や知識を持つ人材がその能力を活かし、活躍できるよう、人材のマッチン
6 グを進めます。

8 ウ 人材の定着促進

- 9 ・ 若い世代をはじめとした人材の地元への定着及びU・I・Jターン等の人材確保策の
10 強化に取り組めます。

12 エ 移住促進

- 13 ・ 移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促
14 進のための支援施策の充実に取り組めます。

16 オ こどもの居場所づくり

- 17 ・ こども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上に必要な安全安心な居場所の充実
18 に取り組めます。

20 カ 若者に対する経済的負担の軽減（子育て世代への経済的負担の軽減）

- 21 ・ 高等教育費の負担軽減など、子育て世帯や若者に対する経済的支援の充実に取り組み
22 ます。

25 (2) 子育て当事者向け施策

27 ■乳幼児期～青年期まで、すべてのライフステージにおける子育て当事者を対象とした 28 施策

29 子育てや教育に関する心身や経済的負担の軽減をはかり、自己肯定感とゆとりをもっ
30 てこどもと向き合えるように支援するとともに、共働き・共育を推進します。

32 ア こどもの権利に関する理解促進

- 33 ・ こどもの権利に関する理解促進や人権教育・啓発に取り組めます。

35 イ 子育て当事者の意見反映（こどもの意見表明）

- 36 ・ こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していきます。

38 ウ 結婚を希望する方への支援

- 39 ・ 結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。

1 エ 仕事と家庭の両立支援

- 2 ・ 男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。

4 オ 子育て世代への経済的負担の軽減

- 5 ・ 児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。

8 カ ひとり親家庭への就業支援

- 9 ・ ひとり親家庭に対して、就業支援の充実を図るとともに、自立支援の推進に取り組めます。

12 キ ひとり親家庭への経済的支援

- 13 ・ ひとり親家庭への経済的支援の充実を図ります。

15 ク ひとり親家庭への子育て・生活支援

- 16 ・ ひとり親家庭への子育て・生活支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

19 ケ ひとり親家庭が安心して生活するための支援

- 20 ・ ひとり親家庭が地域で孤立せず、安心して生活できる環境を整えます。

22 コ 支援が必要な家庭を支える体制づくり

- 23 ・ 生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに地域や関係機関との連携強化を図ります。

26 サ 多様な働き方ができる労働環境の整備

- 27 ・ 女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援に取り組めます。

31 シ 安全・安心で快適な環境整備

- 32 ・ こども・若者や子育て当事者が、利用しやすく、安全・安心で快適に過ごすための道路や公園などの公共空間の整備を行います。

35 ス こども・子育てイベント等の開催

- 36 ・ こども・若者や子育て当事者が、楽しく過ごせるイベントや環境づくりに取り組めます。

1 **■妊娠・出産期の子育て当事者を対象とした施策**

2 出産に伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、社会的に孤立することなく、安心して
3 妊娠・出産を迎え、産後も適切なケアを受けることができるよう支援します。

4
5 **ア 妊娠・不妊治療等に関する支援**

- 6 ・ こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊治療等の相談・支援を行います。
7

8
9 **イ 母子の健康保持・増進**

- 10 ・ こども家庭センターにおける伴走型相談支援や健康診査等の母子保健対策などを通
11 して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

12
13 **ウ 医療提供体制の確保**

- 14 ・ こどものいのちを守るため、小児医療提供体制の充実を図ります。
15

16 **■乳幼児期（～就学前）のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策**

17 子育てに伴う経済的負担の軽減をはかるとともに、保育サービスの充実や育児相談等
18 による不安の解消、交流機会の提供等に取り組みます。

19
20 **ア 母子の健康保持・増進**

- 21 ・ こども家庭センターにおける伴走型相談支援や健康診査等の母子保健対策などを通
22 して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

23
24 **イ 待機児童の解消、保留児童対策**

- 25 ・ 待機児童の解消や保留児童の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質
26 を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。

27
28 **ウ 保育サービスの充実**

- 29 ・ 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。
30

31 **エ 地域子育て支援拠点における子育て支援**

- 32 ・ 子育て支援センターや子育てひろばを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充
33 実による子育て世帯の不安解消を図ります。

34
35 **■学童期（小学生）のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策**

36 子育てに伴う経済的負担の軽減や発達、就学、いじめ、不登校など教育に関する相談に
37 応じるとともに、こどもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりに取り組みます。

1 ア 児童育成クラブ運営の充実

- 2 ・ 児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。

4 イ いじめや長期欠席(不登校等)への対応

- 5 ・ こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発
6 見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とすることもや保護者へ
7 の支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

9 ■思春期（中学生～概ね１８歳）のこどもがいる子育て当事者を対象とした施策

10 子育てや進学に伴う経済的負担の軽減や学習、進路、いじめ、不登校など教育に関する
11 相談に応じます。

13 ア 【再掲】子育て世代への経済的負担の軽減 ※

- 14 ・ 児童手当やこども医療費の助成など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行いま
15 す。

17 イ いじめや長期欠席(不登校等)への対応

- 18 ・ こどもと向き合いながら、いじめや、不登校などの長期欠席への対応に努め、早期発
19 見・早期対応を図るとともに、長期欠席や特別な支援を必要とすることもや保護者へ
20 の支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

22 ■青年期（概ね１８歳～概ね２０代前半）がいる子育て当事者を対象とした施策

23 大学等への進学に伴う経済的負担の軽減を図ります。

25 ア 【再掲】子育て世代への経済的負担の軽減 ※

- 26 ・ 高等教育費の負担軽減など、子育て世帯や若者に対する経済的支援を行います。

29 ※ライフステージを通した施策のうち主なものを再掲で記載しています。

■ 資料編

《資料》 従前のこども施策関連計画の振り返り

1 従前のこども施策関連計画期間の主な取組

■令和2年度（2020年度）

- ・ 放課後学習教室開催：教員退職者による中学校空き教室を利用した学習支援
- ・ 病児・病後児保育事業：病児・病後児保育の対象を小学校6年生まで拡大
- ・ こども食堂活動助成：基金を活用したこども食堂の開設・拡充及び運営の助成

■令和3年度（2021年度）

- ・ 児童家庭支援センター運営：地域の児童福祉に関する専門相談対応・助言指導等
- ・ 産後ケア：産後の心身の不調や育児に不安を抱える母子に対する心身のケア等
- ・ 里親養育包括支援：里親養育を推進するための包括支援

■令和4年度（2022年度）

- ・ 多子・多胎世帯子育て支援：多子・多胎世帯への子育て支援サービスの利用促進
- ・ 妊婦健康診査費用助成：出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用助成
- ・ 医療的ケア児保育支援：医療的ケア児在籍の保育園等への専任看護師等の配置

■令和5年度（2023年度）

- ・ こども局創設
- ・ こどもの権利サポートセンター開設：こどもの権利侵害に関するあらゆる相談通報対応
- ・ こどもの権利擁護推進：児童養護施設等のこどもの権利擁護意見表明支援員の確保等
- ・ 妊娠内密相談センター開設：予期せぬ妊娠で悩む方等に対する専門職による支援等
- ・ 子育て関連施設の環境整備：子育て支援センター等への玩具・本・教材の整備
- ・ こども医療費助成制度の拡充：対象年齢の高校3年生相当までの拡充、調剤負担無料
- ・ ようこそ赤ちゃんプロジェクト：妊娠届出時、出産後の面談後にそれぞれ5万円支給

■令和6年度（2024年度）

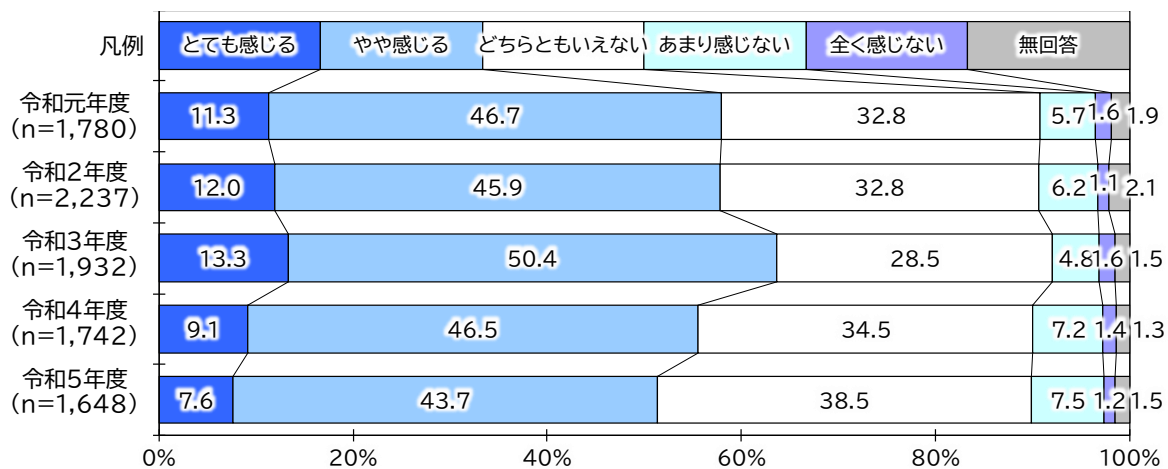
- ・ 各区こども家庭センター開設：全てのこどもと家庭、妊産婦に対する包括的な支援
- ・ 若者・ヤングケアラー支援センター開設：若者やヤングケアラーに対する相談支援
- ・ 結婚支援センター開設：結婚を希望する全ての方に出会いの機会を提供
- ・ 児童手当の拡充：支給対象を高校生まで拡充。第3子の支給額増額。所得制限撤廃
- ・ 子育て応援アプリ導入：健診や予防接種等の子育て支援情報のプッシュ型発信
- ・ 子育て関連施設の環境整備：保育園・児童養護施設等への玩具・本・教材の整備
- ・ 児童養護施設等体制強化：児童養護施設等における補助業務従事者の雇用に係る支援

2 従前のこども施策関連計画の検証結果

(1) 子ども輝き未来プラン2020

全体指標のこどもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合については、令和5年度（2023年度）は51.3%と平成30年度（2018年度）の基準値を下回っていることからD判定としています。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
こどもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(%)	60.3	51.3	65	D



出典：令和5年度熊本市総合計画市民アンケート報告書

■基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を支える支援

- ・ 令和5年度（2023年度）の里親等委託率は24.1%と平成30年（2018年）の基準値から13.33%増となっており、令和4年度（2022年度）に比べ伸び率も上がり順調に推移していることから、B判定としています。
- ・ 令和5年度（2023年度）のこども食堂を支援する企業・団体・個人数は、延11,345件と、目標値100件を大幅に上回っておりA判定としています。
- ・ 令和5年度（2023年度）の生活保護を受給している中学3年生の高校進学率は、93.8%と、平成30年度（2018年度）の基準値を下回っていることから、D判定としています。
 - スクールソーシャルワーカーや引きこもり支援センター等関係機関との連携を強化し、不登校などの長期欠席のこどもによりきめ細かに支援していくこと、また、中学校入学後のできるだけ早い段階から進学に向けた意識付けを親も含めて行うとともに、積極的に学習支援事業へつなぐなど、学力の向上もフォローしていく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
里親等委託率(%)	10.77	24.1	26.9	B
こども食堂を支援する企業・団体・個人数 (数)	若干数	11,345	100	A
生活保護を受給している中学3年生の高 校進学率(%)	94.7	93.8	99.2	D
朝食を毎日食べるこどもの割合(%)	97.3	96.7	100	D

■基本目標Ⅱ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 待機児童数については、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで5年連続0を達成しており、達成度はA判定となっています。しかし、特定園を希望していることなどによる保留児童が令和6年(2024年)4月1日時点で、422人となっています。
 - 認定こども園への移行や定員転換などによる受け皿の確保を行うとともに、保育所入所一次選考受付開始時期の前倒しによる、よりきめ細やかな入所斡旋の実施等の対応を進めていく必要があります。
- 児童育成クラブの面積要件を満たさない施設数の達成度については、令和5年度(2023年度)は12となっており、実績値が基準値28よりも目標値0に近いことからB判定としています。
 - 入会要件を満たす全ての児童の受入れを継続しつつ、クラブ内の十分なスペースの確保を図るため、引き続き、新規施設の建上げや学校施設の活用等による施設環境の改善に取り組んでいく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
待機児童数(人)	6	0	0	A
児童育成クラブの面積要件を満たさない 施設数(数)	28	12	0	B

■基本目標Ⅲ 子育てしやすい地域社会の構築

- 出生数については、令和4年度(2022年度)が5,792人と平成30年度(2018年度)の基準値を下回っていることから、D判定としています。
- 地域子育て支援拠点施設利用者数の達成度については、令和5年度(2023年度)は91,128人と平成30年度(2018年度)の基準値を下回っていることからD判定としています。
- また、子育て支援ネットワーク会議開催数については、令和5年度(2023年度)は167回とこちらも平成30年度(2018年度)の基準値を下回っていることから、D判定としています。
 - 親子や児童が安心して集い、多くの方に拠点施設をご利用いただけるよう、周知活動を展開するとともに、校区ごとの子育て支援ネットワーク活動の支援を行っ

ていく必要があります。

成果指標	基準値 (H30年度)	実績値 (R5年度)	目標値 (R6年度)	達成度
出生数(人)	6,824	5,792 (R4年度)	7,000	D
「熊本市 結婚・子育て応援サイト」のアクセス数(万件)	326	1,820	340	A
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合(%)	12.3	8.4	25	D
地域子育て支援拠点施設利用者数(人)	117,602	91,128	130,000	D
子育て支援ネットワーク会議開催数(回)	278	167	300	D
オレンジリボンサポーター養成講習会参加者数(人)	6,346	9,564	9,500	A

(2) 子ども・子育て支援事業計画(第二期)

■教育

- ・ 市内全域で需要量①<供給量②となりました。

年度		R2	R3	R4	R5実績値	R6実績値	R6計画値
①	純ニーズ量	6,537	6,482	5,911	5,407	4,870	4,751
②	確保の状況	9,526	9,154	8,585	7,374	7,049	8,255
②-①	供給過不足	2,989	2,672	2,674	1,967	2,179	3,504

■保育

- ・ 市内全域で2号・3号の総数が需要量①<供給②となりましたが、1・2歳で供給不足が発生しています。
 - 既存幼稚園からの認定こども園への移行を促すとともに、既存施設の定員転換(2号から3号へ定員の割り振りを変える)を勧奨していく必要があります。

年度			R2	R3	R4	R5実績値	R6実績値	R6計画値
①	純ニーズ量	2号	12,380	12,356	12,327	12,066	12,023	11,950
		3号	0歳	1,504	1,450	1,502	1,336	1,526
		1・2歳	8,435	8,105	7,885	8,013	8,097	8,063
		計	22,319	21,911	21,714	21,415	21,431	21,539
②	確保の状況	2号	12,504	12,826	13,068	13,279	13,213	12,997
		3号	0歳	2,485	2,652	2,655	2,658	2,653
		1・2歳	7,584	7,529	7,609	7,592	7,538	7,605
		計	22,573	23,007	23,332	23,529	23,382	23,255
②-①	供給過不足	2号	124	470	741	1,213	1,190	1,047
		3号	0歳	981	1,202	1,153	1,322	1,127
		1・2歳	▲ 851	▲ 576	▲ 276	▲ 421	▲ 559	▲ 458
		計	254	1,096	1,618	2,114	1,951	1,716

■放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

- ・ 入会児童の増加のため、施設整備や学校施設の活用等により施設環境の改善を進めていますが、十分な解消には繋がっていません。
 - 引き続き、施設整備と合わせ、学校との連携を強化しながら、学校の余裕教室の徹底活用や放課後等における学校施設の一時的な利用の促進に取り組む必要があります。また、高学年受入れについては、施設の狭隘さ解消のため施設整備を進めていく必要があります。

<低学年>

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①量の見込み(人)	-	6,622	6,732	6,862	6,898	6,957
②確保の内容(人)	-	6,622	6,732	6,862	6,898	6,957
②-①	-	0	0	0	0	0
③実績(人)	6,222	6,012	6,030	6,073	6,436	-
①-③	-	610	702	789	462	-
②-③	-	610	702	789	462	-

<高学年>

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①当初の量の見込み(人)	-	125	222	393	546	553
②確保の内容(人)	-	1,251	1,272	1,296	1,303	1,314
③実績	81	88	122	177	325	-
①-③	-	37	100	216	221	-
②-③	-	1,163	1,150	1,119	978	-

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限を行った影響があるものの、令和

4年度（2022年度）と比較して約1.4倍の利用者数増加となりました。

- 今後も、子育て支援センターのほか、児童館・児童室やこども文化会館、子育てひろばなど市内の子育て支援施設と連携し、SNS等を活用した広報を図り、引き続き利用促進に努めていく必要があります。

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
①量の見込み(人・月)	-	16,816	16,710	16,635	11,045	11,045
②確保の内容(人・月)	-	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
③実績(人・月)(カ所数)	8,977(22)	3,369(22)	2,213(21)	5,031(22)	7,594(22)	-
①-③	-	13,447	14,497	11,604	3,451	-
②-③	-	29,631	30,787	27,969	25,406	-

(3) 子ども未来応援アクションプラン

全体指標の将来の夢や希望を持っている小学生・中学生の割合は、令和5年度（2023年度）は、小学生は令和4年度（2022年度）よりも1.2ポイント増、中学生は令和4年度（2022年度）より0.7ポイント減となっており、目標値を達成できていません。

将来の夢や目標を持っている （「当てはまる」及び「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の割合）		基準年	実績					目標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	小学生	84.4%	84.5%	-	80.3%	79.8%	80.8%	86.9%
	中学生	72.4%	69.9%	-	68.6%	67.4%	65.9%	75.1%

出典：国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」

■基本目標1 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

- ・ 放課後学習教室の開催箇所数については、令和5年度（2023年度）は令和4年度（2022年度）から3校（4増：西原、託麻、城南、花陵中、1減：天明中）増加し、計10校で実施しました。
- 今後も教育委員会や各中学校と連携を図り実施校の増加に取り組んでいく必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後学習教室等の開催箇所数	0箇所	2箇所	2箇所	3箇所	7箇所	10箇所	10箇所

■基本目標2 子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境を支援

- ・ 令和５年度（２０２３年度）のこども食堂を支援する企業・団体・個人数は、延
１１，３４５件と、目標値１００件を大幅に上回っています。

内容	基準年	実績					目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
こども食堂やフードバンク等を支援する企業・団体・個人の数	若干数	76	660	3,192	7,555	11,345	100

■基本目標３ 子育て家庭の自立に向けた支援

- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に結び付いた者の割合については、令和５年度（２０２３年度）は令和４年度（２０２２年度）の７７．４％から１３．６ポイント減の、６３．８％となっています。
- 制度の周知に努めるとともに、相談件数だけではなく就職率の向上も図る必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
母子・父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に結び付いた者の割合(%)	75.2	71.4	67.5	76.9	77.4	63.8	79.0

■基本目標４ 支援が必要な家庭を支える体制づくり

- ・ スクールソーシャルワーカーが支援する児童生徒の状況の改善率については、ここ数年は前年度を上回る結果となっていますが、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、支援するケース数が増加しており、それぞれのケースで支援する課題も増加しています。
- 今後も学校や家庭、関係機関と連携を強化し、課題や環境の改善に取り組んでいく必要があります。

内容	基準年	実績					目標
	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
スクールソーシャルワーカーが支援する児童生徒の状況の改善率(%)	53.4	47.1	51.8	33.0	46.8	暫定値 51.0	60.0